

平成30年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

平成30年3月1日（木）

開議 午後 1時30分

延会 午後 2時42分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
平成29年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 5 議案第 1号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 11 議案第 7号 路線の廃止について
- 12 議案第 8号 路線の認定変更について
- 13 議案第 9号 平成29年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 14 議案第10号 平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第11号 平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 16 議案第12号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 17 議案第13号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第14号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 19 議案第15号 平成29年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 20 議案第16号 平成29年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 22 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について
- 23 議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第18号 平成30年度森町一般会計予算

議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算
 議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算
 議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算
 議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算
 議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
 議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算
 議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算
 議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算

- 24 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職
 非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
 25 意見書案第2号 所有者不明の土地利用を求める意見書
 26 意見書案第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削
 の予算の確保を求める意見書
 27 議員の派遣について
 28 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	佐々木 陽市郎 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	長 瀬 賢 一 君

選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤	田	勝	則	君	
防災交通課長	小	田	桐	克	幸	君
契約管理課長	小	井	田		徹	君
企画振興課長	川	村	勝	幸	君	
税 務 課 長	山	田	真	人	君	
収納管理課長	柏	渕		茂	君	
保健福祉課長	住	吉	英	勝	君	
保健福祉課参事	千	葉	正	一	君	
保健福祉課参事兼 保健センター長	金	丸	由	起	子	君
住民生活課長	島	田	宏	信	君	
環 境 課 長	山	本		憲	君	
農 林 課 長	宮	崎		渉	君	
農業委員会事務局長	鈴	木	修	一	君	
水 産 課 長	黒	川	安	明	君	
商工労働観光課長	寺	澤	英	樹	君	
商工労働観光課参事	横	山	崇	裕	君	
建 設 課 長	富	原	尚	史	君	
砂 原 支 所 長	落	合	浩	昭	君	
地域振興課長	角	野	雄	平	君	
町民サービス課長兼 保健対策課長	伊	賀	野	美	子	君
教 育 長	増	川	正	志	君	
学校教育課長	安	藤		仁	君	
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮	崎	弘	光	君	
生涯学習課長	渡	邊	義	教	君	
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	金	丸	孝	也	君	
給食センター長	池	田	仁	志	君	
さくらの園・園長	金	丸	義	樹	君	
病院事務長	坂	田	明	仁	君	
上下水道課長	水	元	良	文	君	
消 防 長	東	谷	直	樹	君	
消 防 署 長	松	田	光	治	君	

○出席事務局職員

事務局 長	菊池 一夫 君
次長 兼 議事係 長	村本 政 君
次長 兼 庶務係 長	喜田 和子 君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成29年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 2 議案第 1 号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 5 号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 6 号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 8 議案第 7 号 路線の廃止について
- 9 議案第 8 号 路線の認定変更について
- 10 議案第 9 号 平成29年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 11 議案第10号 平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第11号 平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第12号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 議案第13号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第14号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 16 議案第15号 平成29年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 17 議案第16号 平成29年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 18 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 19 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命について

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

平成30年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により3月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願ひがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、西村豊君、13番、堀合哲哉を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月15日までを予定しております。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりでございます。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、平成29年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

本件は、平成29年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、平成29年度森町一般会計補正予算の第9回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億2,579万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ167億2,576万8,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6 ページ、7 ページの歳出ですが、款7 商工費、目3 ふるさと応援対策費の賃金から積立金の総額23億4,272万4,000円は、ふるさと納税の実績に鑑み、増額補正をするものです。

款8 土木費の除雪業務委託料と建設機械借り上げ料は、降雪による除雪対策により予算不足が懸念されたため、増額補正したものです。

款10教育費の需用費は、森小学校給水ポンプユニットの取りかえ修繕について緊急対応するために増額補正したものです。

また、4 ページ、5 ページの歳入では、所要財源としてふるさと応援基金及び財政調整基金繰入金を計上したものです。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから承認第1号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第1号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第1号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度において組織の一部見直しを行おうとするものでございます。

資料ナンバー 1 を提出しておりますので、ご参照願います。改正内容につきましては、税務課と収納管理課を統合し、新たに子育て支援課を設置することで業務の円滑化と効率的、効果的な組織体制を確立させようとするものであります。

なお、森町議会委員会条例及び森町子ども・子育て会議条例につきまして、附則で所管課の課名を追加、変更する一部改正を行い、整合性を図ろうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第 1 号に対する質疑を行います。

○13番（堀合哲哉君） どなたも手挙げないので、お聞きしたいと思います。

今総務課長から課の設置のお話を説明受けました。そこで、私聞きたいというのは、住民生活課と子育て支援課、新たに子育て支援課というのを設ける内容です。課長の説明聞きますと、業務が円滑にいくようにというような話が中心になされたのですが、現実子育て支援課って業務的に何をやるのでしょうか。それを教えていただきたい。

それと、最近役場職員の数が、課を増やすことは私は別にいいのですが、また職員増やさないこれ対応できない状況になってくるのではないかと、そういう部分も考えられますので、その 2 点についてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○総務課長（長瀬賢一君） お答えします。

まず、1 点目ですけれども、子育て支援課の業務内容ということでございますけれども、基本的には今の児童年金係が所管している事務を引き継ぐということになります。加えて、今後の森町における幼稚園、保育所のあり方、それから子育て支援センター等の開設について準備を進めるということで考えているところです。

以上でございます。

○副町長（木村浩二君） 職員の件については私から答弁させていただきます。

堀合議員おっしゃるとおり、新しい課が 1 課できるわけでございます。住民生活課のほうには今まで児童年金係ということでありましたけれども、その児童の分を子育て支援課に移行するということです。住民生活課には年金係が残るという形になります。そこはそこで人数が必要になります。子育て支援課ですが、ここはまるっきり新設になりますので、この分の職員の増はある程度見込んで対応しているところでございます。

○13番（堀合哲哉君） よくわかりました。私 1 つだけ危惧するとすれば、国の要するに組織、北海道もそうですけれども、いわゆる行政組織というのは縦割りなのです。今の課の設置を見ますと、住民生活で扱っていたところ、あるいは教育委員会の部分、いろいろな課にまたがった部分をこの支援課というところで行うという内容だと私は思うのです。縦割り行政の中で、こういう自治体、町でそういう横の連携をしっかりとって行うというのはかなり、今までではそういう例余りないと私思っていますので、かなりやりにくさも同時に生まれるのかなという感じもしないわけではないのです。ですから、子育て支援課、子供さんのために、少子高齢化時代、いろんな面で支援課に求められるものというのはすごく大きなものが私出てくると思います。それで、ぜひ頑張っていただかなければならな

いわけですが、そういった危惧的なものは一切ないということでこれはよろしいのでしょうか。

○副町長（木村浩二君） お答えいたします。堀合議員おっしゃるとおり、その辺の心配は多少あるかなというふうに私は思っています。ただ、縦割り行政というは私は余り好きではありませんので、どこの課においても横のつながりというのは連携を持たなければならないというふうに思っています。特にこの新しい子育て支援課なるものは、教育委員会との連携等が出てまいるかと思えます。また、保健福祉課との連携も出てくるかと思えます。ここは試行錯誤が繰り返されて、ある程度の年数は定着するにはかかるのかなというふうに考えてございます。そこは、連携をとりながらうまくやっていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） では、ほかによろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第2号 森町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第2号 森町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の変更及び現給保障額の廃止について所要の改正をしようとするものです。

資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。内容につきましては、職員の時間外単価の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の基礎額に寒冷地手当を含めるよう改正するものであります。また、経過措置として講じられてきた現給保障制度が平成30年3月31日をもって廃止されることから、国に合わせ、当町においても廃止しようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（東谷直樹君） 議案第3号 森町手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

説明資料といたしまして資料ナンバー3、議案裏面もあわせてご参照願います。提案理由につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、森町手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

主たる改正内容といたしましては、人件費単価及び消費者物価指数の変動に伴い、危険物製造所等の設置許可、完成検査前検査、保安検査に対する審査等にかかわる手数料の額が引き上げられることに伴い、森町手数料条例の整理等を行うため、一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表の2ページから11ページの下線部が対象でございます。また、今回の改正は、準特定屋外タンク貯蔵所、特定屋外タンク貯蔵所、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所が対象であり、貯蔵し、取り扱う液体の危険物の最大数量が500キロリットル以上の大規模な危険物施設でございます。現在当町には対象となる危険物施設はございません。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第4号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

資料4番、説明資料及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。

説明の前に、大変申しわけありませんが、訂正箇所がございます。資料ナンバー4の中段、改正内容の欄、②の次が②となっておりますので、③に訂正くださいますようよろしくお願いいたします。

条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、平成30年度から国民健康保険都道府県単位化に伴い、森町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。改正内容の1点目につきましては、都道府県が新たに国民健康保険の保険者となることから、町が行う事務として条項に文言を加え、規定しようとするものです。2点目につきましては、都道府県の国民健康保険運営協議会の設置に伴い、町の運営協議会の名称について規定するものです。3点目につきましては、条項の改正並びに規定の追加に伴い、条文及び条ずれの改正をしようとするものです。

施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものです。

以上、森町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第5号 森町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第5号の森町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、平成30年度から平成32年度までの新たな介護保険料率を定めるため、森町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、3年間の介護保険料率と過料規定の変更であります。資料ナンバー5、2ページ、新旧対照表をお開き願います。第2条第1項に定める保険料率につきましては、介護保険法第117条、市町村介護保険事業計画に基づいた森町高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画を作成しており、介護保険料の基準額を算定し、第1号被保険者における区分に応じ、第1号から第9号により保険料率を定めようとするものです。

また、第13条については、過料規定の変更により改正するものです。

施行期日は、平成30年4月1日からとなっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。

○6番（檀上美緒子君） 今回の料金の改定で約2割アップされるのですね、介護保険料が。それで、かなりの負担になると思うのですが、今高齢化が進んでいますし、介護のいろいろ森の状況を見ましてもサービスの内容だとかということかなり充実した部分や、施設なんかも含めて利用されている方々も多いと思いますので、事業関係の費用がかさむというのはわかるのですが、この見直しに当たって、介護保険料、これを幾らかでも抑えるための努力というのがされたのかどうか、どのような検討がされてこの2割のアップという形がなされたのかという、その検討の過程について、また幾らかでも軽減するという努力があったのかどうかというあたりについてお聞かせください。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 檀上議員のご質問にお答えします。

檀上議員ご指摘のとおり、町内には施設等は充実しております。また、被保険者数の自然増及び認定者数の自然増も見込まれている中での必要な給付額等を精査し、今回基準額を算定しております。なお、今回の基準額の算定に当たりまして、準備基金より1,037万5,000円を取り崩し、保険料の軽減に努めており、その最終結果の基準額を設定しております。

以上でございます。

○6番(檀上美緒子君) 一般会計からの繰り入れも含めて比較させてもらったのですが、ほぼ変わらない状況なのですよね、繰り入れの部分からいえば。ですから、事業費これだけかかるから、これだけ集めなければならないという計算になるのはわかるのですが、それにかかわって負担を幾らかでも少なくするために繰り入れの部分の持ち出しを増やすということも含めて、私は昨年というか、今年度というか、新年度に当たってもう少し繰り入れを増やすとかという努力というのは可能性はなかったのかどうかというあたりについてもう一回お聞かせください。

○保健福祉課参事(千葉正一君) 介護保険特別会計への一般会計からの繰入金については、給付費の約半分、2分の1が公費負担の割合と国の法で定めておられます。その中で、森町の持ち分といたしましては12.5%が森町の給付費に対する一般会計の持ち出し分と算定されております。なお、この一般会計からの繰り入れについては、保険料軽減に対する財源等の充当は見込んでおりません。

以上でございます。

○議長(野村 洋君) ほかに。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第10、議案第6号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事(千葉正一君) 議案第6号 森町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定に

よる介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等を平成30年4月1日以降、市町村が実施することとされたことに伴い、本条例を制定するものであります。

内容は、指定居宅介護支援事業者の指定、基本方針、各基準であります。制定内容についてご説明いたします。第1章第1条では、本条例の趣旨について規定しております。

第2章第2条では居宅介護支援事業者の指定について、第3章第3条では事業の基本方針、第4章第4条、第5条では人員に関する基準、第5章第6条から第31条までは運営に関する基準を規定しております。

第6章第32条においては、基準該当居宅介護支援に関する基準について規定しております。

施行期日は、平成30年4月1日からとなっております。

なお、附則2において、本条例施行に伴い、平成33年3月31日までの管理者における経過措置を定めております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 路線の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（富原尚史君） 議案第7号 路線の廃止についてご説明いたします。

本案は、北海道が施行している駒ヶ岳火山砂防事業の掛瀬度杭崎工区において町道つけかえ道路の完成に伴い、既存の町道部分が堤防区域となり、路線を廃止する必要があることから、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。廃止する路線は、路線番号5137番、路線名が砂原西37号線、起点、砂原西4丁目185番地325地先、終点は砂原西4丁目185番地335地先、総延長は290.42メートル、実延長が286.62メートル、幅員は3.3メートルから6.4メートルでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第8号 路線の認定変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（富原尚史君） 議案第8号 路線の認定変更についてご説明いたします。

本案は、議案第7号と同様に、北海道が施行している駒ヶ岳火山砂防事業の掛潤度杭崎工区に係る町道つけかえ道路の完成に伴い、既に認定されている2路線について変更する必要があることから、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。初めに、路線番号5123番、路線名、砂原西23号線。変更前につきましては、起点が砂原西4丁目213番地3地先、終点は砂原西3丁目26番地3地先、総延長2,736.63メートル、実延長2,678.16メートル、幅員は5.8メートルから10.8メートルでございます。変更後につきましては、起点が砂原西4丁目213番地3地先、終点は砂原西3丁目273番地1地先、総延長1,965.66メートル、実延長1,903.39メートル、幅員5.8メートルから7.55メートルでございます。

次に、路線番号5138番、路線名が砂原西38号線。変更前につきましては、起点が砂原西4丁目185番地243地先、終点は砂原2丁目600番地1地先、総延長2,214.9メートル、実延長が2,209.2メートル、幅員4.8メートルから17メートルでございます。変更後につきましては、起点が砂原西3丁目15番地5地先、終点は砂原2丁目600番地1地先、総延長が3,420.39メートル、実延長が3,417.59メートル、幅員は4.8メートルから7.5メートルでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第 8 号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第12、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 9 号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第 9 号 平成29年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第 9 号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町一般会計補正予算の第10回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,667万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ168億1,244万1,000円にしようとするものです。

第 2 条、地方債の変更は、第 2 表に掲載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、歳入ですが、8 ページ、9 ページをお開き願います。款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金の405万円は、障害者介護給付及び障害児施設給付に係る負担金を計上するものです。

続いて、款15道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費負担金の202万5,000円は、国庫支出金同様、障害者介護給付及び障害児施設給付に係る負担金を計上するものです。

続いて、10ページ、11ページの項 2 道補助金、目 2 民生費補助金の多子世帯保育料軽減支援事業費補助金224万5,000円は、第 2 子以降の 3 歳未満児の保育料を無償化している市町村に対し北海道から交付されるものです。

また、目 4 農林水産業費補助金の300万円は、歳出でご説明しますが、農業用機械等の導入に対する経営体育成支援事業補助金を計上するものです。

続いて、款16財産収入では、各基金の運用利子を計上しております。

また、款17寄附金では、各寄附金を計上しております。

続いて、款18繰入金の財政調整基金繰入金は、予算の収支の均衡を図るため、9,091万6,000円を計上するものです。また、地域振興基金、ふるさと応援基金繰入金は、充当事業

費の確定に伴い、それぞれ減額するものであります。

次に、12ページ、13ページの款20諸収入の雑入では、立木補償金、北海道後期高齢者医療広域連合すこやか推進事業補助金、建物災害共済金をそれぞれ計上しております。

続いて、款21町債は、事業費の確定に伴い、それぞれの費目で補正するものであります。

次に、14ページ、15ページからの歳出ですが、各科目に燃料費、光熱水費の増額補正がありますが、これらは単価が上昇したことが要因となっておりますので、説明は省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の負担金補助及び交付金1,024万円は、北海道職員派遣給与費負担金が確定したため、計上しようとするものです。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費の繰出金1,032万6,000円は、介護保険事業と介護サービス事業特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

次に、16ページ、17ページの目5障害者福祉費の扶助費440万円は、障害福祉サービス利用者の増加によるものです。

また、目9臨時福祉給付金事業費の償還金利子及び割引料182万3,000円は、臨時福祉給付金給付事業の精算による返還金を計上するものです。

続いて、項2児童福祉費、目5障害児通所支援費の扶助費370万円は、施設利用者の増によるものです。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費の負担金補助及び交付金は、農業経営の発展、改善を目的として農業用機械等を導入する農業経営体に対し、経営体育成支援事業費補助金300万円を町を經由して交付するものです。資料ナンバー9を提出しております。

また、項3水産業費、目2水産業振興費の負担金補助及び交付金は、昨年の台風18号の通過に伴って被災した森漁協が所有するホタテ養殖共同施設に対し、ホタテガイ養殖施設強靱化対策事業補助金250万円を交付するものです。資料ナンバー10を提出しております。

次に、22ページ、23ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費の除雪業務委託料と建設機械借り上げ料は、これまでの降雪による除雪対策により予算不足が懸念されたため、増額補正するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

○6番（檀上美緒子君） 20ページ、21ページです。資料ナンバー9にも載っている農業にかかわっての経営体育成支援事業費なのですが、これの内容がよくわからなかったのですが、補助対象経営体というのが一体何なのか。そして、対象が1経営体という書き方していますよね、補助対象の経営体数。この1経営体並びに事業概要のところで出ています補助対象経営体という実態というか、中身が何なのかということをお聞きいたします。

○農林課長（宮崎 渉君） 檀上議員の質問にお答えします。

1経営体というのは、あくまでも1件の農家というような形ですので、余り深く考えな

くてもよろしいかと思えます。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） そしたら、1件の農家に対して300万という道の補助が出て、それを町経由で補助金として、トラクター、堆肥散布機購入に当たっての補助金として出すというふうなことなのですか。

○農林課長（宮崎 渉君） そのとおりでございまして、道の支出金から歳入受けていますけれども、基本的にはこれ国の事業ですので、国から道に来て、道から町に来て、それがこの農家さんのところに300万円、補助金として支出されるものであります。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） それで、農家の方の選定というのはどういう形で決まるのですか。

○農林課長（宮崎 渉君） こちらは、こちらのほうで選定するというわけではなくて、基本的に今の経営状態でポイント制で、ポイントを積み上げていって、この方のポイントを全国で申請されている方のポイントと比較して、ポイントの上位順に当たっていくということです。単純に私がこの機械欲しいので、これ申請したいのですけれどもといっても、そのポイントがとれなければ、この申請自体できないような形になっています。たまたまこの方は、農地の拡大ですとか、いろいろな経営そのほかの部分で、この方実は法人の方なのですから、そういった部分でポイントがとれたために、申請した結果この対象に当たったということで補助を支出するものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第10号 平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第10号について説明させていただきます。

本案は、平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,733万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ31億9,364万8,000円としようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。初めに、歳入について説明いたします。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1普通調整交付金及び目2特別調整交付金につきましては、都道府県化に向けたシステム導入等の経費に係る補助金の精査により減額しようとするものです。

款6道支出金、項2道補助金、目2特別調整交付金の補正につきましては、前段の国庫補助金同様、システム導入等の経費の精査により、道負担分の補助金を減額計上しております。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金の補正につきましては、高額医療費の精査により減額しようとするものです。

また、目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、事業拠出金等の精査により補正をしようとするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正につきましては、都道府県化に向けたシステム導入等の経費の精査により計上しております。

目2連合会負担金につきましては、予算額に変更はなく、財源内訳を変更しようとするものです。

中段、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の補正につきましても予算額に変更はなく、財源内訳を変更しようとするものです。

下段の款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、執行状況の精査により計上し、補正をしようとするものです。

8ページ、9ページをお開き願います。款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金につきましては、過年度療養給付費の精算に伴う交付金返還のための補正であります。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第11号 平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第11号について説明させていただきます。

本案は、平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,722万円を追加し、歳入歳出18億6,883万8,000円とするものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。歳入について説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。款1保険料につきましては、第1号被保険者における特別徴収の保険料の精査により補正するものであります。

款4国庫支出金から款6道支出金につきましては、介護サービス等給付費の増額に伴い、各負担割合に応じて補正するものであります。

続いて、6ページ、7ページをお開き願います。款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金の運用利子について補正するものであります。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、介護サービス等給付費、地域支援事業、職員給与等の増額に伴い、各負担割合に応じて補正するものであります。

続いて、歳出について説明させていただきます。8ページ、9ページをお開き願います。款1総務費につきましては、職員の人件費に伴う補正であります。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費から10ページ、11ページの項2介護予防サービス等諸費につきましては、各介護サービス給付費を精査し、補正するものであります。

款4地域支援事業費につきましても、職員の各手当等を補正するものであります。

款6基金積立金につきましては、準備基金の運用利子を積み立てるものであります。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第15、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長(野村 洋君) 日程第16、議案第12号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長(金丸義樹君) 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,753万2,000円とするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金177万6,000円は、歳出でご説明いたします各経費へ充当しようとするものでございます。

次ページの6ページ、7ページをお開き願います。歳出、上段の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の主なものといたしまして、節11需用費の燃料費は単価の値上げによるものでございます。また、修繕料は暖房循環ポンプを修繕しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第12号に対する質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第16、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号

○議長(野村 洋君) 日程第17、議案第13号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイ

クル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第3回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,998万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入であります。款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1の利子及び配当金5,000円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金運用利子によるものでございます。

続きまして、歳出ですが、6ページ、7ページをお開き願います。款1項1目1の総務事業費、節25積立金5,000円の増額につきましては、基金運用利子を当該施設運営調整基金に積み立てるため、増額するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第14号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第14号についてご説明いたします。

本案は、平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第3回目となるものでございます。

第2条、平成29年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、既決

予定額10億859万7,000円に2万4,000円を追加し、10億862万1,000円とするものでございます。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額11億7,450万4,000円から9,231万5,000円を減額し、10億8,218万9,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,349万6,000円は当年度分損益勘定留保資金4,349万6,000円で補てんするものとする。)」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足額4,349万7,000円は当年度分損益勘定留保資金4,349万7,000円で補てんするものとする。)」に改めるものでございます。収入、第1款資本的収入、既決予定額1億1,804万1,000円から499万円を減額し、1億1,305万1,000円とするものでございます。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億6,153万7,000円から498万9,000円を減額し、1億5,654万8,000円とするものでございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債につきましては、入札減などにより精査したものでございます。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。不採算地区運営補助金、既決予定額1億6,778万1,000円から300万円を減額し、1億6,478万1,000円、医師確保対策事業補助金、既決予定額1,500万円に300万円を追加し、1,800万円とするものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金は、補正予定額の増減はございませんが、不採算地区病院運営補助金から医師確保対策へ300万円を振りかえるものでございます。

目5長期前受金戻入、補正予定額2万4,000円の増額補正は、国庫補助金及び道補助金充当減価償却分でございます。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額9,201万8,000円の減額補正は、職員給料、各種手当確定分の減額等、人件費の精査によるものでございます。

また、目4減価償却費29万7,000円の減額補正は、建物減価償却費でございます。

5ページをごらんください。資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債の500万円の減額補正、項2出資金、目1出資金の1万円の追加補正は、医療機器及び施設改修の入札減などによるものでございます。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費39万3,000円の減額補正は、コンベクションオープンの入札減によるものでございます。

また、目3施設改良費459万6,000円の減額補正は、空調設備工事の入札減によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第15号 平成29年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町水道事業会計補正予算の第3回目でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,920万5,000円から55万3,000円減額し、収入総額を2億9,865万2,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の2億9,456万円から195万3,000円減額し、支出総額を2億9,260万7,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の当年度分損益勘定保留金2,305万1,000円を2,505万1,000円に改め、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の1億6,470万円から670万円減額し、収入総額を1億5,800万円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の1億8,775万1,000円から470万円減額し、支出総額を1億8,305万1,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借り入れ限度額1億6,470万円を1億5,800万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入につきまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益28万7,000円の減額は、負担金の精査によるものです。

同じく、項2営業外収益、目2消費税及び地方消費税還付金26万6,000円の減額は、消費税及び地方消費税の還付額を精査したことによるものです。

5 ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費と目 5 総係費の補正は、人件費の精査によるものです。

同じく、目 6 減価償却費 5 万 3,000 円の減額は、建設事業の資産評価により減価償却が確定したことによるものです。

次に、下段の款 1 水道事業費用、項 2 営業外費用、目 2 支払利息及び地方債取扱諸費 147 万 2,000 円の減額は、利率の確定や一時借り入れ期間の短縮等による精査となっております。

6 ページの資本的収入及び支出の収入についてであります。款 1 水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債 670 万円の減額は、森町浄水場受変電設備等更新工事の実施に伴い、執行精査により減額しようとするものです。

次に、支出についてであります。款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 水道施設費 470 万円の減額は、事業の執行精査により減額しようとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第 15 号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 19、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 16 号

○議長（野村 洋君） 日程第 20、議案第 16 号 平成 29 年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第 16 号についてご説明申し上げます。

本案は、平成 29 年度森町公共下水道事業会計補正予算の第 3 回目でございます。

第 2 条の収益的収入及び支出の収入につきまして、収入の第 1 款下水道事業収益を既決予定額の 4 億 6,747 万 4,000 円から 734 万 2,000 円減額し、収入総額を 4 億 6,013 万 2,000 円にしようとするものでございます。

次に、支出の第 1 款下水道事業費用を既決予定額の 4 億 6,821 万 7,000 円から 808 万 5,000 円減額し、支出総額を 4 億 6,013 万 2,000 円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の当年度分損益勘定留保資金1億2,210万2,000円を1億2,179万8,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億2,257万8,000円から1,885万円減額し、収入総額を2億372万8,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億4,358万5,000円から1,805万9,000円減額し、支出総額を3億2,552万6,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借り入れ限度額8,210万円を6,250万円に改めるものです。

2ページをお開き願います。第5条の他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり、企業債利息支払い金を7,291万2,000円に、経営健全化補助金を1億4,770万9,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料317万6,000円の減額は、使用料の精査により減額となったものです。

同じく、項2営業外収益、目1他会計補助金271万8,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

同じく、目2消費税及び地方消費税還付金147万6,000円の減額は、消費税及び地方消費税の還付額を精査したことによるものです。

同じく、目3長期前受金戻入2万8,000円の増額は、28年度の減価償却額の確定に伴い、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として収益化したことにより増となっております。

次に、支出につきまして、6ページ、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費258万6,000円の減額は、人件費及び事業の執行精査によるものです。

同じく、目2処理場費379万2,000円の減額は、事業の執行精査によるものです。

目4総係費60万5,000円の減額は、人件費及び負担金等の精査によるものです。

目5減価償却費27万6,000円の減額は、建設事業の資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

次に、7ページ、款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費82万6,000円の減額は、利率の確定や一時借り入れ期間の短縮等による精査となっております。

8ページの資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1,610万円の減額は、下水道管渠工事等実施のために国から借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

項3出資金、目1他会計出資金553万4,000円の減額は、資本的収支不足額を精査し、一般会計からの出資金を減額しようとするものです。

次に、項4受益者負担金、目1受益者負担金278万4,000円の増額は、供用開始区域にお

ける受益者から納付を受ける負担金の納付精査により増額となったものです。

次に、9ページをお開き願います。支出についてであります、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費1,805万9,000円の減額は、執行精査によるもので、主に国からの補助金交付額の減額に伴い、節の工事請負費2,190万円減額となったことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

梶谷町長の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております菜畑憲次郎氏は、本年6月30日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任委員につきましては、3期9年の長きにわたり人権擁護委員を務め上げ、職務についても熟知しており、今後におきましても活発な活動が期待されます菜畑憲次郎氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質問ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第22 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第22、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております吉川満春氏は、本年5月9日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

吉川氏は、平成24年12月に議会のご同意をいただき、今日まで教育委員として意欲的に取り組まれております。また、地域活動に対しましても積極的に参加、協力されるなど、町民からの信頼も厚く、委員として適任であると考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第22、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。
次回は、3月2日午前10時開会といたします。
ご苦労さまでした。

延会 午後 2時42分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年3月1日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成30年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

平成30年3月2日（金）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時49分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 4 議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第18号 平成30年度森町一般会計予算
議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算
議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職
非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 6 意見書案第2号 所有者不明の土地利用を求める意見書
- 7 意見書案第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削
の予算の確保を求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長16番	野村 洋 君	副議長	1番	三浦 浩三 君	
	2番	菊地 康博 君		3番	加藤 進 君
	4番	黒田 勝幸 君		5番	山田 誠 君
	6番	檀上 美緒子 君		7番	河野 文彦 君
	8番	佐々木 修 君		9番	小杉 久美子 君

10番 久保友子君
 12番 西村 豊君
 14番 松田兼宗君

11番 木村俊広君
 13番 堀合哲哉君
 15番 宮本秀逸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出納室長	佐々木 陽市郎 君
監査委員	池 田 勝 元 君
総務課長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤 田 勝 則 君
防災交通課長	小田桐 克 幸 君
契約管理課長	小井田 徹 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	山 田 真 人 君
収納管理課長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由起子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	宮 崎 涉 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	黒 川 安 明 君
商工労働観光課長	寺 澤 英 樹 君
商工労働観光課参事	横 山 崇 裕 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂原支所長	落 合 浩 昭 君
地域振興課長	角 野 雄 平 君
町民サービス課長兼 保健対策課長	伊賀野 美 子 君

教 育 長	増 川 正 志 君
学 校 教 育 課 長	安 藤 仁 君
社会教育課長兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	宮 崎 弘 光 君
生涯学習課長	渡 邊 義 教 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長	金 丸 孝 也 君
給食センター長	池 田 仁 志 君
さくらの園・園長	金 丸 義 樹 君
病 院 事 務 長	坂 田 明 仁 君
上 下 水 道 課 長	水 元 良 文 君
消 防 長	東 谷 直 樹 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	村 本 政 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 町長の町政執行方針
教育長の教育行政執行方針
- 2 議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第18号 平成30年度森町一般会計予算
議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算
議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席14番、松田兼宗君、議席15番、宮本秀逸君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、議長の諸般報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明

○議長（野村 洋君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） 平成30年度町政執行方針について述べさせていただきます。

I はじめに

平成30年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

これまで、町議会議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様方に支えられ「明るく安心して暮らせる森町」を目指し、行財政運営に取り組んでまいりました。基本は変わることなく、皆様からいただきましたご意見やご提言に感謝申し上げるとともに、今後におきましても、町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は台風などの影響により2年続けてホタテ養殖施設に甚大な被害を受け、復旧を余儀なくされたところです。さらに不漁による漁獲量の減少も重なり地域経済へ大きな影響がありました。自然の驚異ではありますが、これらに対応するため産業経営の強靱化対策が重要であると痛感したところでもあります。

このような状況でありながらも、「ふるさと応援寄附金」制度が当初の予想をはるかに超える実績となり、寄附者の方々に感謝を申し上げるところです。今後も、委託業者のCMや返礼品のPR効果による振興をはじめ、地域経済の活性化に繋がることを願うと同時

に、寄附金の一部につきましては、貴重な財源として各種施策へ活用してまいります。

さて、国をはじめ北海道においても様々な施策を展開しておりますが、地方では人口の減少、少子高齢化に歯止めがかからないのが現状であります。

町では、「安心、安全、楽しく、笑顔で暮らせる」ために福祉・防災・社会資本整備・経済振興対策などを引き続き進めてまいります。特に「子育て支援」を一層充実させるための専門部署を本年度から設置し、調査研究も含め総合的に推進してまいります。

今後も、将来に夢と希望を与えられる住みよい「まち」の創造に向け、「第2次森町総合開発振興計画」を基本とし、人口減少問題に対応する「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、各分野の個別計画に基づいて取り組んでまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民の皆様並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

<保健>

町民の皆様が心身ともに健やかに暮らせるよう「森町健康づくりアクションプラン」を指針として、健診や保健事業の充実を図ってまいります。

乳がん、子宮がんの個別検診は実施医療機関の拡大を図り、総合健診では、新たな健診会場を設けて町内会等との連携を深めながら、受診率の向上に努めてまいります。母子保健に対しては、乳幼児健診や家庭訪問、予防接種などを推進するとともに、妊婦健康診査費用助成事業や妊産婦健診に係る交通費の助成等の支援を継続してまいります。

また、乳幼児から高齢者まで個別の栄養指導を行うほか、肥満など町の健康課題に対し、食生活を通じた取り組みを強化してまいります。本年度は、自殺対策基本法に基づき、国の「自殺総合対策大綱」などを踏まえながら「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて「森町自殺対策計画」を策定してまいります。

<子ども医療>

少子化の時代において、様々な方面から安心して子育てができる環境の整備は、地方創生の柱であると考えます。

町では「子ども医療費助成制度」により、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に中学生までの医療費の一部を助成しております。

国は自治体の実施する独自助成について、医療費に波及増が生じるとして国庫負担金を減額し交付していましたが、平成30年度より未就学児までの医療費助成については、国保の減額調整措置が廃止されることとなります。今後は、他の少子化対策の拡充も考慮しながら取り組んでまいります。

<国保病院>

地域包括ケア病床を開設し、2年が経過いたしました。この間、利用率は90%を超え、

リハビリテーションの実施等により、回復期患者の在宅復帰等に貢献しております。本年度につきましても、地域包括ケア病床の有効的な運用に努めてまいります。また、働き方改革実行計画において、医師についても数年後には時間外労働規制の対象となることから、今以上に医師確保が困難になることが予想されます。継続的に安定した医療を提供するためには、医師を含めた医療スタッフの充足が極めて重要であることから、今後におきましても計画的な職員確保に努めてまいります。

【高齢者・地域福祉】

高齢化が進む中、高齢者の福祉ニーズがますます多様化し、地域における人々とのつながりを大切にしながら、誰もが安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療の一体化により高齢者を支える仕組みづくりの確立を目指してまいります。

町では、これまでと同様に配食サービス、福祉タクシーをはじめ、関係機関と連携して高齢者が孤立しないよう見守り・声かけ等の実施を継続してまいります。

地域における福祉活動につきましては、町内会・社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、住民ボランティア等の参加と協力を得ながら、生きがい対策・生活支援・介護予防など総合的に対処してまいります。

また、介護予防事業につきましては、高齢者の機能維持を図るため、地域包括支援センターを核として、保健・福祉・医療の関係部署や民間事業者との連携を密にし、支援サービスについて検討してまいります。

認知症施策の推進につきましては、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援してまいります。

【子ども・子育て支援】

子育て世帯への支援策として、すべての保育所に入所する第2子以降等の保育料完全無料化等を実施し、保育料の軽減を本年度も継続してまいります。

また、第1子からお祝い金を支給する「ことぶき出産奨励金事業」も引き続き継続してまいります。

さらに、低年齢児の受け入れ拡大や施設の統合・集約化の方策につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に着手し、新設する専門部署において検討を進めてまいります。

【障がい者福祉】

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、町では同年9月に「職員対応要領」を公表し、昨年10月に全職員を対象とした研修会を開催しております。今年度は制度内容を町民に広く周知してまいります。

幼児期・児童期を対象とします発達支援事業センター「あいあいクラブ」につきましても、引き続き職員の研修と関連施設との連携により支援の充実を図ります。

また、委託事業で実施しております地域活動支援センター及び障害福祉サービスの就労

支援事業、並びに共同生活援助事業等を活用した支援を継続してまいります。

さらに、相談支援専門員による障がい者本人の意向を尊重したサービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングにより、総合的な相談・支援に取り組んでまいります。

障がい者の雇用対策につきましては、雇用促進を目的として町内に事業所を有する事業者が新規に雇用する場合、補助金を交付する「雇用促進事業」に取り組めます。

【さくらの園】

特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上の規定となり、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られました。

さくらの園も入所者の高齢化に伴い、介護ニーズの多様性が見られることから、これから入所を希望される要介護者の福祉ニーズにも対応するため、公営施設として、常に入所者に寄り添う介護を展開し、介護技術の向上や生活の質を高める介護サービスの提供を目指してまいります。また、施設の維持管理につきましても、財政状況などを勘案しながら、必要な修繕や改修を進め、入所者が安心して暮らせる施設運営に努めてまいります。

【社会保険】

＜国民健康保険事業＞

国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市区町村は引き続き住民の方の窓口として、資格の管理や保険税の賦課・収納等の業務を行うこととなります。今後は、北海道と連携を図り、財政支援の拡充について、様々な機会を通じ訴えながら、国保事業が円滑に運営できるよう進めてまいります。

特定健康診査や特定保健指導につきましては、健診料金の無料化と健診項目の充実を図り、生活習慣病の予防対策と日頃からの健康保持のために受診の促進、健康意識の向上に取り組んでまいります。

＜後期高齢者医療制度＞

2025年には、75歳以上の人口は約2,200万人で総人口の2割を占めると推計されており、被保険者と医療費は大幅な増加が予想されることから、後期高齢者医療をどう支えていくか、制度の安定的な運営の確保が課題となっております。

高齢期を迎えても安心して適切な医療を受けられるために、町民の窓口として円滑な運営に努めるとともに、後期高齢者の健康維持のため診査・管理に努めてまいります。

＜介護保険事業＞

本年度より、新たな施設サービスとして「地域密着型特別養護老人ホーム」が4月に開設予定であり、入所待機者の解消が図られることと期待しております。

第7期介護保険事業計画においても、中核となる高齢者が住み慣れた町で安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステム」の推進等、事業の充実を図ってまいります。

町民の皆様からの相談件数が増加しており、内容についても多岐にわたっておりますが、今後も、地域包括支援センター並びに介護関連事業所等と連携・協力して、利用者の支援等に努めてまいります。

また、本年度より、「認知症初期集中支援チーム」の運営をはじめ、地域支援事業に対する実施体制の充実に取り組んでまいります。

【農業】

昨年の、J A森支店における農産物販売金額は、ほぼ目標通りとなりました。

町の基幹作物でありますトマトの生産量が数年、減収傾向でしたが、昨年度より関係機関と連携し増収プロジェクトの取り組みを進めており、本年度は老朽化しているトマト共選機械の更新に対し支援してまいります。

また、プルーンの防除作業に共同使用する薬剤噴霧機の導入に対しても支援を行い、果樹生産の振興に努めてまいります。

さらに、国費による機械導入や担い手への農地集積を進めるとともに、農道や水路等の保管理を行うため、多面的機能支払交付金を活用し、農業者の負担軽減を図ってまいります。

担い手対策につきましては、J A森支店青年部主催のカップリングパーティーへの支援を継続させるとともに、新規就農者の相談や研修生の受け入れ体制整備などについて、関係機関と連携し取り組んでまいります。

畜産につきましては、一昨年、道内の養鶏場において、初めて鳥インフルエンザが発生しましたことから、町においても発生を想定した対策について、関係機関と連携し準備を進めているところであります。

有害鳥獣につきましては、「森町鳥獣被害対策実施隊」が中心となり、対策を講じてきておりますが、猟友会をはじめ関係機関とも連携し、ハンター育成や被害予防に向けて取り組んでまいります。

昨年度は、ヒグマによる農作物被害が34件にのぼり、鳥獣対策協議会や町で所有している電気牧柵の数量では不十分なことから、ヒグマ・エゾシカによる被害防止を目的とした、「野性鳥獣侵入防止柵設置事業補助金制度」を新設し対応してまいります。

【林業】

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源かん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源となっております。

本年度におきましても、健全な森林の育成に向けて、民有林・町有林の造林をはじめ、下刈・除間伐工事を推進してまいります。また、伐期を迎えている町有林につきましては、計画的に伐採を行うことで地域材の利用促進を図ります。

「炭ずみまで地域材を使おう！もりたくさんプロジェクト」につきましては、木材や木炭における生産から消費までの循環構造が、町内に形成・促進されるよう、今年度も取り組んでまいります。

さらに、道南地域が一体となって進めております、はこだて森林認証協議会の一員として、本年度より森林認証を取得することで、町有林の木材の付加価値が高まるよう進めて

まいります。

さて、現在、北海道が計画しております林業大学校の設立は、北海道の森林づくりを担う人材育成機関として重要な施設と考えております。

昨年11月24日に、当町への設置を希望して「森町林業大学校誘致期成会」を設立し活動しております。渡島総合振興局長と北海道水産林務部長への報告をはじめ、渡島・檜山全ての自治体にも協力をお願いし、体制の充実などに努めてまいりました。今年度も引き続き誘致に向け取り組んでまいります。

【漁業】

日本食が世界無形文化遺産に登録され、インバウンドの拡大による好影響もあり、ヘルシーで美味しいと評価され、飛躍的に海外へ普及しております。

町においても養殖ホタテ漁獲量の約半数が、すでに海外輸出に向けられておりますが、漁獲物の付加価値を高め漁業所得の安定と加工も含めた水産業の維持発展に向けた対策として、町では今年度も小口の水産物を手軽に海外輸出する取組みを推奨し、関係団体に周知、促進してまいります。

また、資源増大対策としまして、数年後石倉地域にハタハタ礁の設置を行うため、本年度は設置予定区域の測量調査を実施します。

さらに、浅海資源の回復に向けては、北海道が実施した藻場ビジョン調査の結果に基づきながら、昆布増殖のための適地や適材を見極めたうえで、国の補助事業等を活用した大規模な増殖場の造成に向けた準備を進めてまいります。

流通面の強化策といたしまして、今後は砂原漁業協同組合が目指す施設整備に支援し、漁獲物の衛生管理面での強化対策を図るとともに、漁業者をはじめ、仲買人及び水産加工業者にも衛生管理の重要性と、安全安心な水産物を消費者に供給するための設備投資や、流通面の改革等に取り組むソフト対策を実施してまいります。

また、森漁協青年部活動が実施しているサンデークルージング事業、及び砂原漁協青年部が実施しているナマコ人工種苗生産技術試験事業並びに、女性部ではコンブ巾着をはじめとした製品開発及びいかめし料理講習会の開催などの積極的な取り組みにつきましては、期待を込めてさらなる連携の強化と、必要に応じて適切な支援を継続してまいります。

さて、2年連続の台風により、ホタテ養殖施設では大きな被害を受けましたが、町からの要請に応じて、北海道には再建に向けて新たな融資制度を創設していただきました。漁業の健全経営に対して、町も利子補給事業により支援をしてまいります。

漁港整備事業においては、衛生管理型漁港として森港湾、並びに砂原漁港の整備は緊急かつ重要な施設整備と認識しております。

そのため、施設の老朽化対策と早期の施設整備を同時進行で事業着手できる体制を構築するため、町と漁協が連携し、積極的に国・道へ財源確保と整備要望について働きかけてまいります。

さらに、流通拠点漁港を補完する第1種漁港は、石倉から沼尻まで5港全てが生産拠点

漁港として位置付けられており、北海道が実施したストックマネジメントによる調査結果を踏まえて、老朽化が激しい箇所の改修工事が順次進められております。

本年度は、引き続き蛸谷漁港の改修工事、沼尻漁港の漂砂対策事業を実施してまいります。

【商工業】

町内の商工業者を取り巻く環境は依然として厳しく、デフレ脱却と景気回復の実感はなかなか得られていない状況にあると推察しております。

このような現況を踏まえ、町内商工業者の経営支援機関である森商工会議所・砂原商工会に支援し、中小企業・小規模事業者等の各種相談に対して伴走型支援を求めてまいります。

また、商店街の活性化策として森商店会が進めるＩＣ型ポイントカードシステムと連動して、町も町民向けに各種行政ポイントを進呈し、行政サービス向上とともに、地域における消費活動を円滑に循環させるため協力をしてまいります。

食の振興につきましては、関係機関との連携・協働のもと、すぐれた商品の発掘や地域産品の販路拡大を推進するため、各種商談会などの情報提供に努めるほか、観光産業と融合した北海道森町の知名度向上にも取り組んでまいります。

また、町の特産品販売イベントであります「楽市楽座もりまち食ＫＩＮＧ市」につきましては、自主的な運営に向け、支援をしてまいります。

【観光】

近年の観光旅行形態に着目しますと、個人型の観光旅行が増えているほか、旅行者それぞれのニーズも多様化してきており、地域特有の魅力を伝える、選んでもらえるような情報発信や、地域資源を活用した旅行商品を造成すること等により、町に旅行者を呼び込むことは十分可能と考えております。

このため、地域の良さを理解する町民や事業者、観光協会などとも連携しながら、引き続き地域の特色や魅力を発掘するとともに、旅行会社からの情報収集や旅行者ニーズの把握に努め、観光客の増員に取り組んでまいります。

また、町においても増加傾向にある外国人観光客に対応するため、多言語WEBページや観光マップを作成するとともに、スマートフォン上でも閲覧が可能となるよう受け入れ環境を整えてまいります。

さらに、森蘭航路と組み合わせた旅行商品の造成を森観光協会等と協力し、旅行会社にPRしてまいります。

森町・鹿部町・七飯町の連携により活動している「環境駒ヶ岳広域観光協議会」につきましては、引き続き、「滞在交流型の観光地域づくり」・「国際観光周遊ルート創出」をテーマに、3町が有する「食」と「自然」など豊富な資源を結び付けた観光商品の提供や様々な提案を行いながら、訪れた観光客の方々に満足いただける体制の整備等に取り組んでまいります。

先人の方々より大切に受け継がれてきた、青葉ヶ丘公園の桜を次の世代に引き継ぐため、ソメイヨシノや森町固有種桜苗木の里帰り植樹と後継樹を大切に育て、維持管理に努めてまいります。

【住宅】

＜町営住宅＞

町営住宅につきましては、森町公営住宅等長寿命化計画に基づき、「みどりヶ丘団地」の屋根外壁等改修工事を1号棟から着手いたします。また、引き続き「ニューアカシア団地」3号棟の屋根葺替工事、さらには「みどりヶ丘団地」・「度杭崎団地」の非常用照明の改修について計画的に進めてまいります。

今後も計画期な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

＜空家等対策＞

町では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に則り、本年度策定予定の「森町空家等対策計画」に基づき、町のホームページや広報を通じて適正管理の啓発に努めてまいります。

また、空家の所有者に対して、助言・指導を行うとともに、特に危険空家を除却する場合については、社会資本整備総合交付金を活用し、費用の一部を助成する補助金制度を創設いたします。

＜定住対策＞

都市から地方への移住や交流は、人口減少に歯止めをかける有効な施策の一つであり、これまでも移住体験「ちょっと暮らし」や広告媒体の活用、移住フェア等参加によるPR活動を通じて、移住や交流の促進に努めてきたところです。平成14年度より定住対策として分譲しております「からまつの森」は、退職された方などを中心として一定程度の成果を上げております。

本年度もマスメディアと連携するなど、効果的なプロモーション活動の実施をはじめ、新たに地域おこし協力隊を活用した受け入れ体制への準備と体験住宅を整備し、まちなかでも移住体験ができるよう努めてまいります。

また、町内の空家の有効活用と移住定住の促進を図るため、北海道が運用する空き家情報バンクの利活用を推進してまいります。

【公園・広場】

青葉ヶ丘公園などの都市公園につきましては、「森町公園施設長寿命化計画」に則り、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。

その他の公園・広場につきましても、老朽化した施設を計画的に改修するとともに、芝の管理や樹木の整枝など、適切な維持管理に努め、町民の皆様の憩いの場を確保してまいります。

【河川・海岸】

河川につきましては、引き続き、しずか溝の整備工事を進め、洪水対策に努めてまいります。また、昨年の大雨により被災した尾白内川の下流区間につきましては、河川整備に向けた調査・設計を実施し、減災対策に取り組んでまいります。

海岸につきましては、津波、高潮、波浪等による災害や海岸浸食に対して脆弱性を有しており、海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るためにも、石倉・押出・小石崎海岸整備事業の継続をはじめ、鷲ノ木・度杭崎・砂崎海岸の浸食防止や護岸の老朽化対策につきましては、各関係機関に整備要望を行ってまいります。

【環境衛生】

＜廃棄物処理関係＞

ごみ処理に関しましては、町民の皆様の利便性を考慮し、以前より要望のありました取手付きごみ袋への変更に取り組み、本年度の早い時期に実施してまいります。

大型ごみの不法投棄につきましては、減少傾向にありますが、空き缶やペットボトルなどのポイ捨て、特に生活ごみのポイ捨てが後を絶ちません。今後も、未然防止の啓発やパトロールなど、森警察署と連携し強化してまいります。

高齢者世帯等ふれあい収集事業につきましては、一定の要件を満たす世帯等のごみ出しに係る負担軽減を図るため、粗大ごみ以外のごみの無料戸別収集を行うとともに、声掛けによる安否確認を行う事業です。本年度も広報誌等での周知はもちろん、社会福祉協議会など、関係機関の協力も得ながら、在宅生活支援のため継続してまいります。高齢者世帯等に対する有料での「粗大ごみ戸別収集事業」につきましては、より一層の充実を図るため、事業の拡充を検討してまいります。

ごみステーション等譲与事業につきましては、町内のごみステーションの約2割を更新しましたが、町内会からの要望も非常に多く、衛生環境の充実を図るため本年度も継続してまいります。

し尿処理施設につきましては建設以来42年が経過し、老朽化が進み、維持管理に大変苦慮しております。

昨年度は、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用するための地域計画を提出し、本年度は新しい汚泥再生処理センターの施設基本設計をはじめ、生活環境影響調査や測量・ボーリング調査、及び旧ごみ焼却施設解体工事発注支援業務に着手してまいります。

＜斎場・墓地＞

将来の墓地の管理について、不安を抱く方が増加傾向にあることから、多くの焼骨を合葬で埋葬できる「森町合葬墓」を整備し、平成29年度供用を開始いたしました。引き続き適切な運用に努めてまいります。

また、火葬場につきましては、経年劣化による火葬炉等の維持修繕に対し年次計画により取り組み、火葬設備の適切な維持管理に努めてまいります。

【上・下水道】

＜水道事業＞

水道事業につきましては、下水道の普及に伴う水道未使用世帯の水道切替えについて促進を図り、より一層の有収率、普及率の向上を目指すとともに、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、老朽化に伴う施設更新・修繕につきましては、耐震性などを考慮した整備や維持管理を行い、近年の地震や台風、ゲリラ豪雨等の自然災害に強い水道の構築を目指してまいります。

<下水道事業>

下水道事業は、本年度から2か年にわたり、森町森浄化センターの電気設備の更新工事を日本下水道事業団に委託して行っております。また、引き続き下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備に努め、下水道普及率、並びに接続率の向上に、尚一層努めてまいります。

【地域新エネルギー】

町では平成26年度に地域の特性を活かした新エネルギー導入の基本的方向を示すため、「森町地域新エネルギービジョン」を策定しました。重点プロジェクトとして、「公共施設における新エネルギー導入事業」をはじめ、「新エネルギー導入の推進に向けた普及啓発事業」や「地域資源の利活用事業」推進に取り組んでいるところです。

本年度も、広く普及啓発に取り組むとともに、新たに整備を予定している公共施設への新エネルギー導入の検討、及び農業水利施設を活用した小水力発電の可能性を探るため、情報収集に努めてまいります。

また、環境に対する負荷の小さい再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池設置者に対する費用の一部を助成してまいります。

【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化につきましては、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの「道道大沼公園鹿部線改良事業」につきましては、平成28年度から本工事に着手しておりますが、駒ヶ岳噴火の避難道路として重要な区間であることから、北海道に対し早期完成を要望してまいります。

また、同じく要望しております道道森砂原線から国道278号までの「津波避難道路」につきましましては、港町・東森地区の災害発生時における避難・救助・応急対策等、大変重要な路線となります。地元産業にとりましても大きな役割を果たすものと考えられますことから、一刻も早い事業着手に向けて要望をしてまいります。

さらに、国道交差点の右折だまり設置や、交通事故多発を踏まえた冬季運転の安全確保を目的とした除雪・排雪などの雪対策につきましても、関係機関に強く要望してまいります。

町における本年度の道路事業といたしましては、継続的に行っております町道の舗装補修工事や町内の側溝整備工事のほか、森川町23号線の改良舗装工事及び上台町26号線の舗装工事を行ない、町道の整備促進に努めてまいります。

橋梁長寿命化事業におきましては、駒ヶ岳地区第1精進川橋の改修工事を行い、そのほかの橋梁につきましても個別施設計画を策定し、長寿命化に努めてまいります。

【港湾】

昨年度は、森港湾西港の老朽化で、エプロンの陥没などが数カ所で生じ、非常に危険な状態となったため、森漁協とともに国へ早急な改善策を強く要望したところ特別な配慮による予算措置があり、西港の改修が大きく前進いたしました。

本年度も年次計画に基づき港湾施設の詳細点検診断を行いながら、老朽箇所や劣化状況を把握するとともに、森港の現状を訴えながら、国の補正予算事業による対応など、早急な老朽化対策を実施できるよう各関係機関に強く要望してまいります。

また、森蘭航路を活用したクルーズ観光船の海洋玄関として森港湾の需要を高めると同時に、港湾を核とした観光形態の工夫により、多くの観光客誘致をはじめ、活性化に繋がる施設整備の必要性についても検討してまいります。

【自治体業務・情報の電子化】

I C Tは、生活のあらゆる面において、不可欠な基盤となり、国内においては、官民データ活用推進基本法に基づく「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」により、I o TやA I、オープンデータ等の積極的な利活用が推進されております。

町におきましても、基本計画を踏まえたうえで、すでに取り組まれているオープンデータ等の更なる推進とともに、町内における I C T 技術の利活用促進や、サイバーセキュリティに関する啓蒙を実施してまいります。

【防災・消防・救急】

<防災>

昨年は、7月の大雨で1時間当たりの雨量が観測史上最大を記録し、9月の台風18号では養殖施設を中心に甚大な被害が発生しました。私たちは、日頃より、自然災害等に対して十分備えるとともに、過去の教訓を活かし災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。今後も、町内会等における地域コミュニティのさらなる強化・充実に向けた取り組みをはじめ、避難行動要支援者の避難支援対策や自主防災組織等の育成・充実を図ることを目的とした「防災士資格取得希望者への支援」などを継続してまいります。

また、町民の防災意識高揚を目指し、防止訓練の実施を含めた各事業の推進に努めてまいります。

防災行政無線のデジタル化整備につきましては、平成28年度に着手し、本年度が3カ年事業の最終年度となります。本事業により旧森地区に設置される戸別受信機の取り付け作業が円滑に行われるよう、あらゆる広報媒体等を活用しながら、その重要性及び必要性の周知に努めてまいります。

駒ヶ岳火山防災につきましては、「北海道駒ヶ岳火山防災協議会」を中心に、周辺２町及び関係機関と十分な連携を図りながら、継続して火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

<消防・救急>

社会経済情勢が大きく変化する中においても、消防行政に寄せられる町民皆様からの期待はますます大きく、町民の生命、身体及び財産を守る責務を改めて認識し、消防体制の整備強化に努めてまいります。

災害等の対策に万全を期するため、本年度は空気呼吸器及び防火衣の更新整備をはじめ、各種活動に関する研修、並びに北海道消防学校へ職員を派遣するほか、消防施設の改修整備を行うとともに、町民の皆様や各種団体より応急手当普及員の協力を得ながら、幅広い応急手当の普及啓発に努めてまいります。

消防団の充実強化策につきましては、団員の防寒衣を整備するほか、新規の入団促進を図るとともに、各種訓練を通して技術の向上に努めてまいります。

<耐震>

民間住宅の耐震化の促進のため社会資本整備総合交付金を活用した、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度に取り組んでまいりました。本年度も継続して耐震対策を促進してまいります。

また、町有施設におきましても、森町耐震改修促進計画に基づき、緊急性の高いものから計画的に順次対応してまいります。

【交通安全】

交通安全は、町民一人ひとりが交通ルールへの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことにより、その効果が発揮されるものと考えます。本年度も各期別運動を軸に「高齢者事故防止」や「飲酒運転根絶」対策など重点事項を推進してまいります。

さらに、交通安全の日等を実施する各種運動について、関係行政機関、団体等と連携して積極的に推進し、車両や自転車、歩行者のマナーの向上を図るとともに、道路区画線整備やカーブミラーの設置及び修繕等の実施など、交通環境の整備充実を図り、事故防止に努めてまいります。

【住民と行政のパートナーシップ】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、町民との情報共有や町民参画を図ることが最も重要であると考えます。そのため、広報紙やホームページなどによる情報発信機能を充実させ、まちづくりに関する様々な情報や町の魅力を迅速にわかりやすく提供するとともに、移動町長室や町民の意見箱などを通じて、町民の声を行政に反映できる協働のまちづくりを進めてまいります。

わがまち振興事業につきましては、町民によるまちづくり・ひとづくりなどの地域活性化に繋がる取り組みに対して、本年度も継続して支援してまいります。

町のロゴマークを活用した地域ブランドの推進につきましては、本年度も継続して町内

事業所の方々に広く周知することに取り組み、ロゴマークの商用利用促進、並びに、利用者の増加を図るとともに、町公式ホームページなどを活用して商品の紹介をはじめ道外観光客の多いイベントで積極的にPRを行う等、知名度向上に努めてまいります。

【自治体経営】

＜まち・ひと・しごと創生総合戦略＞

町では、急速な人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力のあるまちを維持するため、人口の将来展望を示す「森町人口ビジョン」による分析で得られた課題を踏まえ、「森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。「雇用支援」、「交流人口の増大」、「結婚・出産・子育て」、「安心・安全な暮らし」に関する4つの基本目標を実現させるため、総合戦略を着実に推進してまいります。

また、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図ってまいります。

＜入札契約制度＞

入札・契約については国の方針を踏まえながら、競争性、透明性、公平性の確保に努めてまいりました。国は被災地の復旧・復興、激甚化・頻発化する災害に対する国土強靱化に向けた防災・減災対策の推進、戦略的なインフラ老朽化対策等に取り組むとしています。

また、公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、適正な価格・工期での契約、地域企業の活用に配慮しつつ適切な規模での発注、工事の品質確保等に取り組むとしています。このような方針に照らしながら、適正な入札・契約の執行に引き続き努めてまいります。

＜収納率向上＞

町税は、まちづくりの重要な自主財源です。経済グローバル化や少子・高齢化が急速に進み、景気の変動や社会保障給付のなどの公的サービスが増加し、財政がますます厳しくなる状況において、安定した税財源の確保が重要であると捉えております。

税は、町民の健康で豊かな生活を実現するために行う、公的サービスの財源と認識していることから、歳入の根幹である町税の安定的な確保にむけ、収納率の向上、並びに、滞納額の低減を図り、税負担の平等化に努めてまいります。

滞納整理につきましては、滞納者を増加させないため、納税意識の向上を図り、自主納付を促進させるよう動機付けを行いながら、納税することができない、やむを得ない事情がある方のためには、納税相談も継続的に実施してまいります。

また、税以外の債権につきましては、森町債権管理条例をもとに、関係部局と情報を共有しながら取り組んでまいります。

＜効果的・計画的な財政運営＞

人口減少や少子高齢化の進展、先行き不透明な国内外の経済動向、地方創生による地域間競争の激化など、地方自治体を取り巻く状況はますます厳しくなっております。

町においても、普通交付税の合併算定替えが段階的に一本算定へ移行されており、財政状況は厳しさを増しております。

そのような状況でも各種施策や事業の実現を通じて、産業の振興や福祉の向上を図り、町民満足度の高いまちづくりを推進していかなければなりません。

今後も第2次森町総合開発振興計画を基調とし、財源の確保と有効活用に知恵を絞り、必要な施策や事業を見極めながら、将来を見据えた計画的な財政運営を図ってまいります。

【教育】

昨今の人口減少や少子高齢化に加え、情報通信技術の急速な発展等により常に社会が大きく変化し、将来予想が難しい時代が想定されますが、こうした複雑な変化を前向きに受け止め、その時代を生き抜く力を育むために、環境整備や課題解決に向けて継続して取り組んでまいります。なお、教育行政に関する詳細につきましては、教育長の方針に委ねるものといたします。

Ⅲ 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

第2次森町総合開発振興計画が町の最上位計画として位置づけられ、スタートの年となります。本年も各個別計画に基づき施策を展開してまいります。それぞれの分野において課題は山積しております。町民一人ひとりが安心・安全で心豊かに暮らすことができ、あたたかさを実感できるまちづくりに対し、全力を挙げて取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、執行方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（増川正志君） 平成30年度教育行政執行方針を申し述べます。

Ⅰ はじめに

平成30年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な施策について申し上げます。

今日、少子・高齢化、人口減少、高度情報化、グローバル化の進展など、社会の変化は私たちの予想を超えて進展しております。

このような中、将来の予測が困難で変化の激しい社会を生きる子どもたちには、社会の変化に主体的に向き合い関わり合いながら、自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を創り出していく「生きる力」を育むことができるよう、学校・家庭・地域・行政がしっかりと連携し、社会全体で子どもたちを支えていく教育施策の充実が不可欠であります。

また、町民の誰もが生涯を通じて学び、その成果を生かし、潤いのある町づくりを実現していくことが重要であります。

そのため、森町教育委員会といたしましては、「森町町民憲章」に基づき、「森町教育目標」に示されております人づくりを目指し教育施策の充実に努めてまいります。

Ⅱ 幼児教育・学校教育推進の基本姿勢

本年度から新幼稚園教育要領、さらには小中学校学習指導要領移行措置が始まり、32年度には小学校、33年度には中学校の学習指導要領の実施となり、幼児教育から中等教育まで一貫した学びの展開や特別の教科道徳、高学年での教科外国語、プログラミング学習など、新しい教育の扉が次々と開かれることとなります。

新しい教育を実効性あるものにするためには「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を、学校と家庭、地域が共有し、連携、協働しながら、保護者や地域の方が教育活動に参画することや、保護者への教育活動の情報提供など、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となります。

そこで、これからの社会を創り出していく子どもたちが社会や世界に向き合い、関わり合い、自分の人生を切り開いていくための資質・能力を「学び続ける力」とし、その具現化を目指した幼児教育・学校教育を進めてまいります。

Ⅲ 幼児教育・学校教育の主要な施策の展開

1 学び続ける力を育む教育の推進

子どもたちに学び続ける力を育むためには、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びに向かう力等を身に付けさせることが求められます。幼稚園、小中学校を通じて主体的・対話的で深い学びを実現していくための授業改善を、指導主事の学校訪問や北海道教育委員会、教対協学校教育部と連携して進めてまいります。

また、N R T 学力検査や全国学力・学習状況調査結果を基に、学力向上推進計画を充実させるとともに、チャレンジテストやアシストシートの活用、家庭学習強調週間の促進等、学校と家庭が連携を強め、子どもの確かな学力の定着をめざします。

特別支援教育につきましては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、早期からの教育相談や支援体制の整備、研修の充実、多様な教育的ニーズに対応した学びの場や特別支援教育支援員の効果的な配置に努めてまいります。

幼児期の豊かな育ちは、人格形成の基礎を培い生涯の学びの基礎となることから、専門性を高める研修の充実に努めるとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をもとに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、質の高い幼児教育を提供してまいります。

さくら幼稚園の改築につきましては、基本設計に基づき、実施設計を進めてまいります。

外国語活動が小学3年生から実施されることから、外国語指導助手2名の配置計画を工夫し、小学校英語を支援してまいります。

グローバル化が進展する中、子どもたちに森町への誇りと愛着を育み、地域を支える次世代の育成を進める必要があります。そのために、森町の多くの史跡や文化財、豊かな人材や自然・環境を生かした、ふるさと教育を推進してまいります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな心を育むために、生命の尊重や他人を思いやる心、規範意識等を重点とした道徳教育の充実を進めてまいります。特別の教科道徳が始まることから、教科書を活用するとともに問題解決的な学習などを取り入れた指導方法の工夫や適切な評価を実施し、子どもの道徳性を一層育んでまいります。

読書活動を推進するために、子どもたちが読書に親しめるよう、学校での朝読書や家庭での読書習慣の定着、授業における学校図書館の計画的な活用についての取り組みを進めてまいります。

いじめの対応につきましては、道徳科での系統的な指導を基盤にしながら、森町子どものいじめ防止条例に基づき、いじめアンケート調査や日常的な見守り、教育相談の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

不登校につきましては、学校と家庭、関係機関が連携して未然防止や早期・継続支援を進めてまいります。

また、学校の観察機能を生かして、児童虐待の早期発見・対応に取り組んでまいります。

体力は、あらゆる活動の源であり、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となることから、子どもたちの体力向上に向けて、1校1実践の取り組みや体育授業の改善を進めてまいります。また、望ましい生活習慣の定着のために、「早寝、早起き、朝ごはん」などの取り組みを、各学校やPTA等と協働して進めてまいります。

学校安全につきましては、駒ヶ岳噴火、地震や津波などの自然災害を想定した防災教育を実施し、正しい知識と適切な行動を身に付けさせるよう進めてまいります。本年度は「一日防災学校」を駒ヶ岳小学校で実施し、防災教育への啓発を一層促してまいります。

交通安全や登下校の見守り活動、不審者対策等につきましては、地域や関係機関との連携を強化し、予防や点検活動に努めてまいります。

子どものスマートフォン所持率が急増していることから、情報モラル教育の実施やPTA連合会等と連携しながら、家庭でのルール作りや危機意識の啓発を進めてまいります。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等を中心に学校や家庭と連携して食育指導を進めてまいります。また、食物アレルギーへの対応の一層の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、衛生管理を徹底し、安心・安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に努めるとともに、森町の豊かな地場産物の使用に努め、地域の食文化・産業・自然の恵みへの理解を深め、ふるさとを愛する心を育んでまいります。

給食費の収納対策につきましては、口座振替の推進や督促状・催告状の送付及び納付相談や戸別訪問等の取り組みを継続し、現年度分給食費の収納率向上と滞納繰越分の圧縮を図ってまいります。

3 信頼される学校づくり

教職員は子どもたちの手本となるべき立場にあることから、教職員の服務規律について

の指導を徹底し、学校教育への信頼を損なうことのないように努めてまいります。

教職員の時間外勤務等を縮減するため、国や北海道の動向を踏まえながら、業務内容の見直しや部活動休養日の設定など、業務改善への取り組みを進めてまいります。

4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

学校と家庭、地域や関係機関が一体となってよりよい教育の実現に取り組むための「コミュニティ・スクール」を、砂原地区の幼稚園・小中学校を一つの協議会として導入し、地域の声を生かした特色ある学校運営を進めてまいります。他の校区においては順次導入してまいります。

保護者の経済的負担や子育て支援の充実を推進するため、小学校6年生の修学旅行費の全額助成並びに小中学生の給食費補助を継続してまいります。

また、幼稚園において長期休業中の預かり保育を実施するとともに、保護者の要望等を踏まえながら、給食の提供に向けての検討を進めてまいります。

森高等学校支援につきましては、世界に目を向ける人材を育成するための「海外短期留学生派遣事業」、習熟度に応じた講座や進学講習を行う教育支援システムの導入を、森高等学校振興会を通じて支援してまいります。

IV 社会教育推進の基本姿勢

第2次森町社会教育振興中期計画の反省と評価及び今後の課題について整理し、変化の激しいこれからの社会に対応した「第3次森町社会教育振興中期計画」を策定いたしました。

推進にあたっては、本年度を初年度とし、「豊かな心と健やかな体で、いきいきとしたまちづくりをめざした社会教育の推進」を目標に掲げ、ふるさと森町の歴史と風土を愛し、子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通じて学び続ける力を育み、豊かな心と健やかな体で潤いのある生活ができるよう、さまざまな学習機会や情報提供の充実を図り、創意あふれる社会教育の推進に努め、その実現を図ります。

V 社会教育推進の主要な施策の展開

1 こころゆたかなまちづくりを目指した社会教育の推進

家庭教育につきましては、学校・家庭・地域・行政が連携を密にし、相談体制や情報発信、学習機会の提供を通して家庭教育の充実を進めてまいります。

青少年教育につきましては、自立性や社会性を育てる活動や地域資源を活用した魅力的な体験学習を進め、リーダーやボランティアの育成とふるさとへの愛着と誇りを育んでまいります。また、青年の学習ニーズを把握し、団体活動などを通じたまちづくりへ積極的に参画できるよう支援してまいります。

女性教育につきましては、女性のニーズを的確にとらえた学習機会を提供し、温もりのある家庭やまちづくりへ進んで参画できるよう支援してまいります。

高齢者教育につきましては、高齢化社会に対応し、豊かな経験と知識を生かしたまちづくりを実現するため、高齢者が主体的に参加できる学習機会の充実に努めてまいります。

文化・芸術活動につきましては、郷土が育んできた歴史・文化の保存・継承を進め、文化協会等の各種団体と連携した活動や発表展示・公開の場の拡充、町外の優れた文化・芸術に触れる機会の提供に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、文化庁・北海道教育委員会、国内の専門家等の指導を基に、国指定史跡「鷲ノ木遺跡」整備基本計画の策定を進めてまいります。

鷲ノ木遺跡を関連資産とした「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録につきましては、引き続き縄文遺跡群世界遺産登録推進本部を構成する関係自治体と連携し、追加登録を視野に入れた取り組みを進めてまいります。

また、国の補助事業として町内の遺跡発掘調査のほか、森棧橋跡の測量調査を実施してまいります。

町内にあるその他の文化財や郷土芸能など、町の歴史が育んできた有形・無形の文化遺産を、次の世代に継承していくためにも、見学会や各種講座などを通じて、さまざまな文化についての理解を深める取り組みに努めるとともに、調査及び保存活用を進めてまいります。

公民館は、町民の地域活動や各種団体・サークル活動の拠点施設であることから、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用しやすい施設運営を心掛けてまいります。町民のご意見・ご要望を基に、楽しく学ぶことができるよう、ライフスタイルに合わせた学級・講座の企画・運営に努め、自主的な学習活動と、学習成果を社会参画やまちづくり等の活動に結びつくよう支援してまいります。

また、「まなびネットもりまち」による各種団体・サークルの紹介や、学習情報、学習機会の提供施設として機能の充実を図ってまいります。

図書館につきましては、町民一人ひとりの学習を支援し、潤いのある生活の一助となるよう、蔵書整備と森町の地域資料の収集、新刊書情報の提供に努め、図書館機能の充実を図ってまいります。

また、ブックスタートや絵本の読み聞かせなど、子どもたちの豊かな成長と、読書に親しむための事業を推進するとともに、児童図書の実質を図り、本に親しむ環境整備に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、町民が心身ともに健康で充実した生活を送り、生涯にわたって気軽にスポーツに親しむ「町民皆スポーツ」を実現するための環境整備に努めてまいります。

そのために、スポーツ推進委員や体育協会と連携を図り、町民のニーズに応じたスポーツ教室や各種大会を開催し、多様なスポーツが楽しめる機会の拡充に努めてまいります。

また、子どもたちの心身の健全な発育・発達を目指した少年スポーツの推進に努め、スポーツ少年団活動への支援を進めてまいります。

高齢者スポーツにつきましては、健康や体力づくりへの意識を高め「健康寿命」を延ばすために世代間交流等の軽スポーツの普及推進に努めてまいります。

VI むすびに

子どもたちには、複雑で予測困難な社会が待ち構えております。ふるさと森町を心の支えとしながら、変化の激しい社会をたくましく切り拓き、よりよい社会と幸福な人生を創り出していくための学び続ける力を子どもたちに身に付けさせることが、教育の新たな使命であります。学校と家庭、地域、行政が力を縫い合わせ、使命の実現をめざしてまいります。

また、社会の変化に対応するための、よりきめ細やかな社会教育の推進が求められます。さまざまな学習機会や情報提供に努め、ふるさと森町の歴史と風土を愛し、誰もが生涯を通じて学び、住みよい地域づくりを町ぐるみで進めてまいります。

森町教育委員会といたしましては、町民の皆様の教育に対する負託に応えるため、その使命を自覚し、森町の教育の振興と発展に向けて全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の、ご理解とご協力を心からお願い申し上げ所信といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時26分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第17号ないし議案第27号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第18号 平成30年度森町一般会計予算、議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算、議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算、以上11案件を会議規則第37条により一括議題といたします。

議案第17号から議案第27号まで提案理由の説明を求めます。

なお、ここで申し上げておきますけれども、説明員はゆっくりとわかりやすく説明をしてほしいという要望出ておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

○企画振興課長（川村勝幸君） それでは、議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更することについて議会の議決を求めようとするものです。

なお、変更理由書といたしまして資料ナンバー1を提出しております。

変更しようとする事業内容についてご説明いたします。14事業ございます。議案裏面の1ページから、表左側、区分2の産業の振興では、プルーン薬剤噴霧機と炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト事業を追加しております。

続きまして、2ページ、区分2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、上台町26号線道路改良舗装工事を追加しております。

続きまして、3ページ、区分4の生活環境の整備では、緊急避難住宅寮解体事業、旧物産館解体事業、第6分団鉄塔撤去事業、鷲ノ木小学校教員住宅解体事業を追加し、老朽化による危険度の高い施設を解体することでよりよい生活環境と住民の安全な暮らしを確保するものです。

続きまして、4ページ、区分5の高齢者等の保健、福祉の向上及び増進では、（1）の現況と問題点、（2）のその他の対策について、表の右側、変更後のアンダーライン部分を計画書本文に追加しており、次の5ページではそれに伴いますアンダーライン部分の4事業を記載し、追加しておるものでございます。

続きまして、6ページです。区分7の教育の振興では、（2）のその他の対策につきまして、表の右側、変更後のアンダーライン部分を計画書本文に追加しており、それに伴います同じくアンダーライン部分の3事業を記載し、追加してございます。

また、7ページから10ページにつきましては、変更しようとする計画区分の11、事業計画について、過疎地域自立促進特別耐事業分、いわゆるソフト事業につきまして再掲したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第18号 平成30年度森町一般会計予算。事項別明細書に入る前に、別紙資料、平成30年度森町各会計予算総括表より。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第18号から27号に関連する予算の概要説明をさせていただきます。

資料ナンバー2、平成30年度森町各会計予算総括表をごらん願います。まず、一般会計ですが、総額112億4,426万5,000円で、前年度対比は5億4,885万8,000円の減額でマイナス4.7%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、総額26億6,795万8,000円で、前年度対比は6億1,110万3,000円の減額でマイナス18.6%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、総額2億4,244万4,000円で、前年度対比は1,550

万9,000円の増額で6.8%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、総額19億2,974万2,000円で、前年度対比は1億4,640万4,000円の増額で8.2%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、総額2億3,808万2,000円で、前年度対比は3,890万3,000円の減額でマイナス14.0%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、総額51万円で、前年度対比は2,177万3,000円の減額でマイナス97.7%の伸び率となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、総額4,914万1,000円で、前年度対比は1万2,000円の減額で伸び率は0.0%となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入は9億7,334万1,000円で、前年度対比は4,127万9,000円の増額で4.4%の伸び率となっております。支出は11億8,266万7,000円で、前年度対比は1,196万9,000円の増額で1.0%の伸び率となっております。資本的収支の収入は1億1,331万9,000円で、前年度対比は6,238万円の減額でマイナス35.5%の伸び率となっております。支出は1億5,426万5,000円で、前年度対比は2,143万4,000円の減額でマイナス12.2%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入は2億9,323万1,000円で、前年度対比は597万4,000円の減額でマイナス2.0%の伸び率となっております。支出は3億655万1,000円で、前年度対比は807万3,000円の増額で2.7%の伸び率となっております。資本的収支の収入はゼロ円で、前年度対比は1億6,470万円の減額でマイナス100.0%の伸び率となっております。支出は3,574万8,000円で、前年度対比は1億5,200万3,000円の減額でマイナス81.0%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支は収入、支出ともに4億6,900万7,000円で、前年度対比は153万3,000円の増額で0.3%の伸び率となっております。資本的収支の収入は2億5,140万5,000円で、前年度対比は162万7,000円の増額で0.7%の伸び率となっております。支出は3億7,603万9,000円で、前年度対比は415万9,000円の増額で1.1%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして、歳入及び収入の総額が184億7,244万5,000円で、前年度対比は12億4,735万1,000円の減額でマイナス6.3%の伸び率となっております。歳出及び支出では188億9,641万9,000円で、前年度対比は12億643万9,000円の減額でマイナス6.0%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページをお開き願います。平成30年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、平成30年度の地方財政計画をもとに、また平成29年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1 議会費か

ら款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成20年度から30年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。平成29年度末の起債現在高見込み額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー3ですが、この資料は一般会計の負担金補助及び交付金の調書になっておりますので、ご参照ください。

以上、雑駁ですが、平成30年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 次に、一般会計予算事項別明細書、20ページから歳入の説明をお願いします

○税務課長（山田真人君） それでは、20ページの歳入、款1町税、項1町民税から22ページ、23ページの、項6入湯税までの主なものについてご説明いたします。別紙説明資料4の税1、税2を提出しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、20ページ、21ページ、項1町民税、目1個人分であります。現年課税分、滞納繰り越し分合計で5億2,413万8,000円を計上いたしました。前年度対比は6,519万7,000円の減となっております。この個人町民税の減は、昨年の漁業不振により特に営業等所得者に係る所得金額の落ち込みを見込んだものでございます。

目2法人分につきましては、現年課税分、滞納繰り越し分合計で1億3,828万9,000円、前年度対比は2,691万5,000円の増額となっております。

次に、項2固定資産税は、現年課税分、滞納繰り越し分、国有資産等所在市町村交付金合計で7億1,999万2,000円、前年度対比は1,955万2,000円の減となっております。この固定資産税の減につきましては、平成30年度が評価がえ年度に当たっておりまして、土地評価額が下落傾向にあることと既存家屋の経年減点を勘案したものです。

次に、項3軽自動車税は、現年課税分、滞納繰り越し分合計で4,116万5,000円、前年度対比243万3,000円の増となっております。

続きまして、22ページ、23ページ、項4たばこ税であります。前年度の実績見込み等を勘案いたしまして1億7,570万6,000円を計上しております。前年度対比は734万6,000円の減となっております。

次に、項6入湯税につきましては、前年度と同額の816万1,000円を計上したところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 続いて、町税以外、歳入。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、町税以外の歳入につきましてご説明いたします。

22ページの款2 地方譲与税、24ページの款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、26ページの款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、28ページの款9 地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款10 地方交付税ですが、総額43億1,000万円で、前年度対比は2億1,000万円の減額となっております。説明欄内訳の普通交付税は38億8,000万円で、前年度対比は2億円の減となっております。また、特別交付税は、前年度の交付見込み額を勘案して1,000万円の減額計上をしたところです。

款11 交通安全対策特別交付金ですが、前年度の交付見込み額を勘案して計上したところです。

款12 分担金及び負担金ですが、保育児童負担金や国営駒ヶ岳畑地帯総合土地改良事業受益者負担金などを計上しております。

30ページの款13 使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

36ページの款14 国庫支出金、また38ページの款15 道支出金ですが、現行の制度や事業等に基づきそれぞれ計上したものです。

42ページの款16 財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売り払いなどを勘案しながら計上したものです。

46ページの款17 寄附金ですが、これらにつきましてはいずれも名目計上としてございますが、目4 ふるさと納税寄附金は10億円を見込んだところです。

款18 繰入金ですが、項1 基金繰入金のうち財政調整基金の2億158万8,000円で収支の均衡を図るものです。

48ページの款19 繰越金ですが、前年度同額の4,000万円を計上しております。

款20 諸収入ですが、項1 延滞金、加算金及び過料、項2 町預金利子はそれぞれ名目計上としております。

項3 受託事業収入ですが、現行制度における受託事業を勘案して計上したものです。

50ページの項4 学校給食収入ですが、前年度の実績等から勘案し、計上したものです。

項5 雑入ですが、いずれも他の科目に属さないものを計上したものです。

52ページの款21 町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 歳出の説明に入ります。58ページ、59ページの款1 議会費から款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、目2 人事管理費まで。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、歳出につきましてご説明いたします。

58ページをお開きください。款1 議会費ですが、節1 議員報酬から節19 負担金補助及び交付金までの総額7,822万4,000円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、60ページからの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっております。

続いて、64ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における人件費をこの科目に集約しております。

○議長（野村 洋君） 目3文書広報費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 64ページ下段からの目3文書広報費ですが、広報もりまちの発行に係る報償費及び印刷製本費が主なものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4財産管理費。

○総務課長（長瀬賢一君） 目4財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものです。節15工事請負費の722万7,000円は、上台町にある緊急避難住宅を解体するものです。資料ナンバー5を提出しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目5砂原支所費。

○地域振興課長（角野雄平君） 砂原支所費につきましては、施設の維持管理など経常経費が主な内容となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目6企画費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 68ページ下段からの目6企画費ですが、地域ブランドPR事業に関する経費や渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものであり、わかまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置費補助金など、前年度に引き続き計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目7情報推進費。

○総務課長（長瀬賢一君） 目7情報推進費ですが、庁舎内のパソコン、複写機等に係る消耗品や情報端末機器の借り上げ料などが主なものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目8交通安全対策費、目9防災対策費。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 72ページ、73ページの目8交通安全対策費でございます。節15工事請負費につきましては、カーブミラー及び町道区画線の交通安全施設整備工事でございます。節19負担金補助及び交付金は、森町交通安全運動推進委員会及び森町交通安全協会への補助金でございます。その他につきましては、経常的な経費となります。

続きまして、目9防災対策費でございます。主な経費についてご説明いたします。節11需用費の消耗品費でございますが、アルファ米などの備蓄品購入が主なものでございます。次に、節13委託料のデジタル防災行政無線整備工事施工監理業務委託料、節15工事請負費のデジタル防災行政無線整備工事ではありますが、平成28年度から平成30年度の3カ年計画

により整備しようとする防災行政無線デジタル化に要する経費でございます。なお、資料ナンバー6を提出してございます。ご参照願います。74ページ、75ページをお願いいたします。節18備品購入費の全国瞬時警報システム、Jアラートでございますが、これは新型の受信機に更新をするものでございます。節19負担金補助及び交付金の森町地域防災活動支援事業補助金でございますが、防災士資格の取得予定者、希望者への補助金でございます。4名分を計上してございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目10定住対策費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 74ページ上段からの目10定住対策費ですが、移住、定住施策に伴います地域おこし協力隊事業、移住体験住宅整備事業の経費が主なものでございます。資料ナンバー7、8を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目11諸費。

○総務課長（長瀬賢一君） 目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しております。節15工事請負費の250万円は、森の里病院バス停前に待合室を設置するものです。資料ナンバー9を提出しております。また、節19負担金補助及び交付金のグリーンピア大沼施設設備投資等補助金3,455万2,000円は、地域経済の活性化及び町民の福利厚生の実現を図るため、グリーンピア大沼施設の設備投資費、施設改修費及び住民還元サービスに係る事業費に対して補助するものです。資料ナンバー10を提出しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項2徴税费、目1税務総務費、目2賦課徴収費。

○税務課長（山田真人君） 78ページ、79ページの項2徴税费についてご説明申し上げます。

目1税務総務費の節8報償費は、小学生の税を考える週間、この書道展への出展に対する記念品等となっております。その他の経費については、経常的経費でございます。

次に、目2賦課徴収費であります。節13委託料の主なものといたしましては町税の賦課徴収に係る業務委託料となっております。節19負担金補助及び交付金につきましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものとなっております。その他の経費は、経常的経費でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（島田宏信君） 80ページ、81ページ上段からの項3目1戸籍住民基本台帳費についてご説明いたします。

戸籍事務、住民基本台帳事務などに係る経常的な経費であります。81ページ、節13委託料1,157万4,000円は、当該事務に係る電算システム委託料が主なものであります。同じく、節14使用料及び賃借料662万3,000円は、各種電算システムの機器借り上げ料です。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費から目2 北海道知事及び道議会議員選挙費まで。

○選管書記長（澤田勝則君） 項4 選挙費についてご説明申し上げます。

80ページから81ページ下段の目1 選挙管理委員会費につきましては、委員報酬等委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

続いて、82ページから83ページ上段の目2 北海道知事及び道議会議員選挙費につきましては、来年4月7日執行予定の北海道知事及び道議会議員選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5 統計調査費、目1 統計調査費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 82ページ下段からの項5 統計調査費、目1 統計調査費は、漁業センサス、工業統計調査、学校基本調査などの実施に要する経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6 監査委員費、目1 監査委員費。

○監査事務局書記長（澤田勝則君） 項6 監査委員費についてご説明申し上げます。

84ページから85ページ中段の目1 監査委員費でございますが、監査事務に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費から目3 社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（島田宏信君） 84ページ下段からの款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費につきましては、地域福祉、社会福祉全般にかかわるものを計上しております。85ページ下段、節11需用費は、防犯灯の電気料1,536万円が主なものであります。87ページ、節14使用料及び賃借料2,747万6,000円は、LED防犯灯等の借り上げ料であります。次に、節19負担金補助及び交付金664万7,000円は、民生委員協議会、町内会連合会への補助金などが主なものであります。また、節26繰出金2億4,300万円は、森町国民健康保険特別会計への繰出金です。

次に、86ページ中段からの目2 国民年金費につきましては、国民年金事務に係る経常的な経費であり、節13委託料214万3,000円の電算業務に係るものが主なものです。

次に、86ページ下段から89ページ中段までの目3 社会福祉施設費3,278万6,000円につき

ましては、各地域会館など住民生活課所管の社会福祉施設に係る電気料、燃料代等の光熱費を初め、施設の維持管理費用が主なものであります。89ページ、節15工事請負費850万円は、彦潤集落センター屋根改修工事であります。資料11を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4 老人福祉総務費から目8 後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 88ページをお開き願います。中段からの目4 老人福祉総務費について説明いたします。高齢者全般に係る福祉事業、各種負担金、扶助費及び他会計への繰出金を予算計上しております。老人福祉の主な施策概要について資料の13番を提出しておりますので、ご参照願います。89ページ、節8 報償費につきましては、100歳祝金及び米寿、喜寿の記念品代を計上しております。節11 需用費の賄い材料費は、給食サービス事業の食材費等で、現在87名の方が利用されております。節13 委託料は、現在90台設置しております緊急通報システム端末機の点検委託料を初め、介護度がつかない高齢者を対象としている生きがい活動支援通所事業並びに現在272名の方が登録し、森町シルバー人材センターとの契約により除雪、草刈り等を行う軽度生活援助事業が主なものとなっております。91ページ、節18 備品購入費は、緊急通報システム端末機10台分の購入見込み額を計上しております。節19 負担金補助及び交付金は、森町シルバー人材センター補助金、社会福祉協議会補助金、高齢者入浴料金助成事業補助金並びに森町高齢者地域ぬくもり事業補助金等を計上しております。対前年度の比較につきましては、資料3番、平成30年度一般会計負担金補助及び交付金調べの3ページ目をご参照願います。節20 扶助費につきましては、老人福祉施設入所者に係る措置費並びに在宅高齢者のための支援に係る経費で、外出支援サービス事業であります福祉タクシー等が主なものとなっております。節28 繰出金は、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計への繰出金を計上しております。

90ページ下段、目5 障害者福祉費についてご説明いたします。91ページ、節13 委託料につきましては、障がい者の生活を支援するための経費を計上しており、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料が主なものとなっております。節19 負担金補助及び交付金につきましては、福祉団体の負担金のほか、新規事業であります障がい者雇用促進事業補助金3名分を計上しております。概要につきましては、資料12番をご参照願います。節20 扶助費につきましては、自立支援医療費と障害者介護給付費が主なものとなっております。障害者福祉費の主な施策概要につきましては、資料13番中段をご参照願います。

92ページ、心身障害者医療費並びに目7 ひとり親医療費は、それぞれ重度障がい者、ひとり親家庭への医療費扶助が主なものとなっております。

94ページ、目8 後期高齢者医療費について説明させていただきます。95ページ、節19 負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、北海道後期高齢者医療広域連合への町からの負担分となります。節28 繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険料軽減分や事務費分として計上しております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 項2児童福祉費、目1児童福祉総務費から目4へき地保育所費まで。

○住民生活課長（島田宏信君） 目1児童福祉総務費の95ページ中段の節8報償費761万円は、ことぶき出産奨励金であります。同じく95ページ下段、節19負担金補助及び交付金4,088万円は、民間保育園に対する補助金と助成金、学童保育施設への運営事業補助金が主なものです。また、節20扶助費2億1,172万5,000円は、中学校修了前までの児童手当分であります。

次に、96ページ、97ページ上段からの目2児童福祉施設費につきましては、森川児童館及び学童保育施設の管理運営に係る費用が主なものであります。

次に、96ページ中段から99ページ上段までの目3保育所費につきましては、町内3カ所の保育所の管理運営に係る経費を計上しております。97ページ、節7賃金5,782万1,000円は保育補助や保育延長対応のための臨時保育士等賃金及び清掃員等賃金に係るものであり、節11需用費2,870万6,000円は給食の賄い材料費などの経常経費であります。また、節13委託料899万9,000円のうち、広域入所児童委託料600万円が主なものです。

次に、98ページ、99ページ中段からの目4へき地保育所費711万7,000円につきましては、臨時保育士等の賃金、需用費など濁川保育所の管理運営に係る経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目5障害児通所支援費から目7未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 98ページをお開き願います。下段、目5障害児通所支援費は、児童発達支援センターあいあいクラブの運営経費となっております。101ページ、節20扶助費の児童発達支援費は、児童発達支援センター等の利用分を審査機関である国保連合会へ支払うための扶助費となっております。

100ページ中段、目6子ども医療費は、中学生までの医療助成に要する扶助費として計上しております。

目7未熟児医療費、節20扶助費は、4名分の未熟児医療費を見込み、計上しております。未熟児医療費につきましては本来2割負担となりますが、森町子ども医療費助成により、保護者には負担とならない内容となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 項3災害救助費、目1災害救助費。

○住民生活課長（島田宏信君） 102ページ中段の項3災害救助費、目1災害救助費60万円につきましては、火災などの災害に遭われた方への見舞金を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2環境衛生費。

○住民生活課長（島田宏信君） 同じく102ページ中段からの款4衛生費に入ります。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費13万1,000円につきましては、保健衛生に係る経常費用を計上しております。

同じく、目2 環境衛生費3,291万1,000円ではありますが、ここでは火葬場及び墓地の管理費用並びにキツネの駆除や蜂駆除、飼い犬、野犬対策等の費用を計上しております。105ページ上の節13委託料1,135万4,000円では、町内各墓地の草刈り業務のための墓地草刈り作業業務委託料249万6,000円、さわら斎場の火葬業務委託料289万6,000円などを計上しております。節15工事請負費282万円は、森町葬苑1号炉排気筒耐火物積みかえ工事です。節19負担金補助及び交付金では、水道未普及世帯への水質検査費用や浄水器等の購入費用、井戸の掘削費用を補助する森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金505万円が主なものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3 予防費から目6 病院費まで。

○保健福祉課参事（金丸由起子君） 次に、104ページ下段、項1 保健衛生費、目3 予防費ですが、この科目につきましては予防接種や妊婦一般健康診査、乳幼児健診等に係る費用が主なものとなっております。

次に、106ページ中段、目4 保健事業費ですが、各種がん検診や健康教室など成人に係る事業費用が主なものとなっております。森町自殺対策計画の策定に係る経費を節1 報酬等、合わせて74万3,000円を計上しております。

次に、108ページ、目5 保健センター管理費につきましては、森町保健センターの管理運営に係る経費となっております。

次に、110ページ上段、目6 病院費ですが、この科目につきましては国保病院事業会計への補助金及び出資金となっております。

資料の14で平成30年度保健事業一覧を提出してございますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2 清掃費、目1 清掃総務費から目3 清掃施設費まで。

○環境課長（山本 憲君） 110ページ中段から115ページ中段までの項2 清掃費についてご説明いたします。

目1 清掃総務費でございますが、指定ごみ袋の購入費、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。前年比797万2,000円増額となっておりますが、指定ごみ袋の形態変更に伴う購入費及びごみステーションのカラス対策のための構造変更に伴う増が主な要因となっております。

次に、112ページ上段の目2 ごみ処理施設費でございますが、町内2カ所ある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。前年比111万3,000円増額となっておりますが、砂原最終処分場のアスファルト舗装修繕増が主な要因となっております。

次に、目3 清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る

経費が主なものでございます。前年比3,621万7,000円増額となっておりますが、し尿処理施設更新に伴う旧ごみ焼却施設解体工事発注支援業務及び汚泥再生処理センター基本設計等のコンサル業務の増が主な要因となっております。資料ナンバー15、16をご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費。

○商工労働観光課長（寺澤英樹君） 114ページ、115ページ下段の款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費についてご説明いたします。この科目につきましては、出稼ぎ労働者対策として行う就労前健診業務が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費。

○農委事務局長（鈴木修一君） 116ページ上段の目1農業委員会費につきましては、農業委員の報酬と農地台帳システムに係る経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目2農業総務費から項2林業費、目4林道事業費まで。

○農林課長（宮崎 渉君） 116ページ中段の目2農業総務費につきましては、有機栽培作付者への環境保全型農業直接支払の交付金と新規就農者への農業次世代人材投資事業補助金、また産地パワーアップ事業で導入したトマト選別機リース代への助成金、プルーン薬剤噴霧機導入に係る助成金が主なものです。資料ナンバー17、18をご参照願います。

下段から118ページ上段の目3農業振興費は、森町基幹集落センターの維持管理費が主なものです。

続いて、中段の目4畜産業費は、枝肉格付業務員の賃金と町営牧場における維持管理費、ばんば大会への補助金が主なものです。

下段から120ページ上段の目5農地費は、国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業の地元負担金、駒ヶ岳、濁川地区の水田維持を目的とする多面的機能支払交付金が主なものです。

中段の目6駒ヶ岳ダム管理費は、駒ヶ岳ダム及び基幹水利施設等の維持管理に係る費用です。

下段の目7濁川防災ダム管理費は、濁川ダムの維持管理に係る費用です。

122ページ上段の目8熱水利用園芸施設費は、発電所の地熱水を利用する熱交換施設等の維持管理費であり、全額を施設利用農家が負担しております。

中段の目9山村振興施設管理費は、ちゃっぷ林館における修繕料等であり、館内へ水道水を供給するための給水ポンプ取りかえ工事の費用を計上しております。資料ナンバー19をご参照願います。

次に、項2林業費、同ページ下段から124ページ上段の目1林業総務費は熊と鹿の駆除対策に係る報償費が主なものでありますとともに、新たに野性鳥獣侵入防止柵設置事業補助

金を計上しております。資料ナンバー20をご参照願います。

中段の目2 林業振興費、節13委託料の森林情報管理システム導入委託料は、来年4月の林地台帳制度全面施行に伴う森林データ整備費用であり、資料ナンバー21をご参照願います。節15工事請負費は、町有林の造林及び保育工事に係るものであり、資料ナンバー22をご参照願います。節19負担金補助及び交付金の未来につなぐ森づくり推進事業補助金は、民有林の造林事業に対する補助金であり、資料ナンバー23をご参照願います。平成29年度新設の炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト補助金についても引き続き計上しておりますので、実績も含めて資料ナンバー24でご確認願います。また、新たに計上しております森林認証負担金についてですが、昨年設立されましたはこだて森林認証協議会に当町も加わっており、取得費用を抑えるため、道南全体で森林認証を取得し、当町の町有林が適切な経営を行っている森林であるあかしを取得することで差別化を図り、選択的購買を勧奨することによって将来にわたって確かな森林経営を続けていくことにより、資源循環型社会の実現を目指していくものであります。

下段の目3 分収林事業費は、尾白内地区の分収林契約地において植栽と作業道新設の工事を行うものです。資料ナンバー25をご参照願います。

最後に、126ページ上段の目4 林道事業費は、これまで土木費にあわせて計上しておりました林道の維持補修に係る費用をこちらの林業費に移したものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項3 水産業費、目1 水産業総務費から目4 排水処理施設費まで。

○水産課長（黒川安明君） 126ページから131ページの水産業費について主なものをご説明いたします。

目1 水産業総務費の中で節19負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体及び協議会等への負担金が主なものでございます。節28繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ森町負担分として繰り出すものでございます。

続きまして、128ページ、129ページ中段の目2 水産業振興費でございますけれども、節19負担金補助及び交付金のうち水産物供給基盤機能保全事業負担金950万円は、蛸谷漁港の老朽化対策として平成29年度実施予定の事業が平成30年度に実施される予定でございます。それに伴う改修工事に伴う地元負担分でございます。資料ナンバー26を提出してございますので、ご参照願います。

次に、128ページ、129ページ下段から130ページ、131ページ上段の目3 水産施設管理費でございます。森町水産系副産物再資源化施設及び漁業系廃棄物リサイクル施設運営に伴う経常的な経費でございます。そのうち節13委託料につきましては、水産系副産物の肥料製造業務委託料と漁業系廃棄物リサイクル施設における作業業務委託料が主なものでございます。

次に、下段の目4 排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設に係る経常的な経費でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） 款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費。

○商工労働観光課長（寺澤英樹君） 130ページ、131ページ下段から132ページ、133ページ上段にかけての款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費についてご説明いたします。

131ページ下段の節 8 報償費につきましては、町が指定した事業に参加した方を対象に森商店街も〜りーくんポイントカード事業に係る行政ポイントを進呈するための経費でございます。また、節19負担金補助及び交付金につきましては、森町物産協会、森地方中小企業相談所、森商工会議所、砂原商工会、楽市楽座もりまち食K I N G市、砂原商工会30周年記念事業などへの補助金が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目 2 観光費。

○商工労働観光課参事（横山崇裕君） 続きまして、132ページ中段、目 2 観光費についてでございますけれども、節 9 旅費は観光 P R や情報収集のために旅行会社を訪問するための費用、節11需用費及び節13委託料は道の駅の維持管理に要する費用が主なものでございます。1 ページめくっていただきまして、135ページ中段、桜樹植栽業務委託料の23万8,000円は、青葉ヶ丘公園とオニウシ公園に森町固有種の桜を新たに植栽するための費用、その下の多言語ウェブページ作成業務委託料は外国人に森町の観光情報を発信するための費用でございます。また、節15工事請負費で道の駅「Y O U ・遊・もり」の時計塔の撤去並びに旧物産館の解体に要する費用を計上しております。資料ナンバー27を提出しております。節19負担金補助及び交付金は、森観光協会や森町花いっぱい運動推進協議会への補助金及び各団体への会費負担金でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目 3 ふるさと応援対策費。

○商工労働観光課長（寺澤英樹君） 続きまして、136ページ、137ページ上段から中段にかけての目 3 ふるさと応援対策費につきましてご説明いたします。

ここではふるさと納税にかかわる事務補助賃金、記念品、通信運搬費、代行業務委託料、積立金などを計上してございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費から項 3 河川海岸費、目 1 河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 136ページ、款 8 土木費、項 1 土木管理費から143ページ、項 3 河川海岸費までについてご説明いたします。

136ページ、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費につきましては、節 7 賃金の事務補助に係る賃金、節13委託料の公共敷地等調査測量委託料、節19負担金補助及び交付金では各種協会などの負担金が主なものでございます。

続きまして、138ページ、目 2 給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係

る経常的経費で、節13委託料の給水施設保守点検業務委託料が主なものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費ですが、目1道路橋梁総務費につきましては、節11需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングに係る電気料、節13委託料の道路台帳の補正に係る整備が主なものでございます。

続きまして、目2道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費で、主なものといたしまして節13委託料では除雪業務委託料、暗渠側溝清掃業務委託料、森町管内橋梁個別施設計画策定業務委託料が主なものでございます。資料ナンバー28を提出しておりますので、ご参照願います。節15工事請負費は、町内一円に係る町道舗装補修工事と森町管内橋梁補修工事でございます。資料ナンバー29を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、140ページ下段の目3道路橋梁新設改良費ですが、節15工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事、森川町23号線道路改良舗装工事及び上台町26号線道路舗装工事が主なものでございます。資料ナンバー30、31を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、142ページ、項3河川海岸費、目1河川海岸費ですが、河川、海岸の維持管理に係る経費で、主なものといたしまして節13委託料の尾白内川に係る普通河川調査設計業務委託料、節15工事請負費のしずか溝整備工事及び尾白内川河川護岸工事でございます。資料ナンバー32、33を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項4港湾費、目1港湾管理費。

○水産課長（黒川安明君） それでは、142ページ、143ページ下段から144ページ、145ページ上段の項4港湾費、目1港湾管理費であります。森港湾に係る通常の事務経費のほか、節13委託料は森港維持管理点検業務委託料、節19負担金補助及び交付金は森港改修事業管理者負担金が主なものでございます。資料ナンバー34を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） 項5都市計画費、目1都市計画総務費から項6住宅費、目2空き家対策費まで。

○建設課長（富原尚史君） 144ページ、項5都市計画費から149ページ、項6住宅費までをご説明いたします。

144ページ、項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては、都市計画費中、他の目に属さない共通的な経費で、節9旅費及び節19負担金補助及び交付金の各種負担金が主なものでございます。

続きまして、目2公園費ですが、公園、広場の補修や維持管理に係る経常的経費で、144ページ、節13委託料の公園管理等業務委託料、公園樹木整枝業務委託料及びハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理委託料が主なものでございます。

目3下水道費につきましては、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、146ページ下段、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に係る経常的経費でございますが、節11需用費における光熱水費は共用部分や外灯に係る電気料、修繕料は小破修繕や給排水ポンプなどの修繕に係るものでございます。節13委託料では、消防設備保守点検委託料、町営住宅エレベーター維持委託料、町営住宅浄化槽維持管理業務委託料、町営住専用水道及び配水設備保守点検委託料が主なものでございます。節15工事請負費につきましては、資料ナンバー35のニューアカシア団地3号棟に係る町営住宅屋根ふきかえ工事、資料ナンバー36の度杭崎団地、みどりヶ丘団地に係る町営住宅非常用照明改修工事、資料ナンバー37のみどりヶ丘団地1号棟に係る町営住宅屋根外壁等改修工事でございます。

続きまして、148ページ、目2空き家対策費ですが、節13委託料の所有者照会事務委託及び不在者財産管理人事務委託に係るものでございます。節14使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でございます。節19負担金補助及び交付金は、空き家住宅等除去費補助金で、特定空き家を除却する場合に1件50万円を限度に補助するものでございます。資料ナンバー38を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款9消防費、項1消防費、目1常備消防費から目3消防施設費まで。

○消防長（東谷直樹君） 150ページ上段から155ページ中段まで、款9消防費、項1消防費についてご説明を申し上げます。

150ページ上段から目1常備消防費でございます。151ページ上段、節9旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ新規採用初任教育課程及び救急隊員資格の取得として救急科へそれぞれの入校、また救急救命士の特定行為の取得としてメディカルコントロール関係の拡大処置講習とビデオ硬性喉頭鏡の気管挿管講習、また函館市内病院での気管挿管実習でございます。次に、153ページ上段、節18備品購入費でございますが、主なものにつきましては空気呼吸器及び軽量空気ボンベ、また新規採用職員2名分を含め7着、防火衣を整備するものでございます。153ページ上段、節19負担金補助及び交付金でございますが、消防学校負担金は初任教育及び救急科並びに救急救命士の処置拡大講習、ビデオ硬性喉頭鏡の気管挿管講習と気管挿管の再認定講習であります。その他につきましては、経常的経費でございます。

続きまして、152ページ下段からは目2非常備消防費でございます。155ページ中段、節18備品購入費につきましては、機械器具として消防車用のバッテリーを購入するものでございます。その他につきましては、経常的経費が主なものでございます。

続きまして、154ページ中段からは目3消防施設費でございます。155ページ中段、節15工事請負費につきましては、第6分団詰所鉄塔の撤去工事であります。資料のナンバー39

を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては、経常的な経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（小田桐克幸君） 続きまして、目4災害対策費でございます。災害時の応急対策に要する経費でありまして、職員の時間外勤務手当、建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項4幼稚園費、目1幼稚園費まで。

○学校教育課長（安藤 仁君） 156ページ上段の項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、教育委員の活動に伴う経費でございます。

続きまして、目2事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営に関する経費が主なものでございます。157ページの節1報酬の森町学校運営協議会委員報酬につきましては、コミュニティ・スクールを砂原地区の幼稚園、小中学校を一つの学校運営協議会として導入するものでございまして、その協議会委員に係ります報酬でございます。節13委託料では、森高等学校部活バス等運行業務の委託料が主なものでございます。節15工事請負費では、老朽化しました鷺ノ木小学校教員住宅の解体撤去を行おうとするものでございます。資料ナンバー40を提出しておりますので、ご参照願います。159ページの節19負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、教育振興育英会、森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業への補助金が主なものでございます。資料ナンバー41、42を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、160ページから163ページの項2小学校費、目1学校管理費でございますが、休校を含んだ小学校8校の維持管理経費でございます。163ページ、節15工事請負費の屋外運動場施設改修工事は、尾白内小学校の遊具の改修を行おうとするものでございます。資料ナンバー43を提出しておりますので、ご参照願います。165ページ上段の節18備品購入費では、さわら小学校のスクールバス1台の購入経費が主なものでございまして、3台中の3台目の更新となるものでございます。資料ナンバー44を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、中段の目2教育振興費では、各小学校における教育活動に伴います経費でございます。節19負担金補助及び交付金では、小学6年生への修学旅行等児童負担金を計上しております。節20扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

続きまして、166ページから169ページの項3中学校費、目1学校建設費でございますが、中学校2校の維持管理経費でございます。

168ページ下段から171ページ上段の目2教育振興費では、各中学校における教育活動に

伴う経費でございます。171ページ上段の節19負担金補助及び交付金では、各種競技大会参加負担金が主なものでございます。節20扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

170ページ中段から173ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。173ページの節13委託料では、さわら幼稚園整備工事調査設計業務の委託料を計上しております。資料ナンバー45を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項5社会教育費、目1社会教育総務費から目4文化財振興費まで。

○社会教育課長（宮崎弘光君） 174ページ上段からの項5社会教育費、目1社会教育総務費についてご説明いたします。節8報償費は、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものでございます。節13委託料は、施設管理業務委託料や芸術鑑賞事業委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金は、森町文化協会や森町女性団体協議会への補助金が主なものでございます。資料ナンバー46の1ページ、2ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、176ページ中段からの目2公民館費についてご説明いたします。節8報償費は、各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものでございます。節11需用費につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。節13委託料につきましては、森、砂原両公民館の維持管理経費及び文化講演会委託料が主なものでございます。資料ナンバー46の3ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、178ページ下段からの目3図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経常的な経費が主なものでございますが、節4共済費、節7賃金は図書整理のための臨時職員に係る経費となっております。179ページ下段から181ページ上段の節14使用料及び賃借料は、建物施設借り上げ料が主なものでございます。節18備品購入費は、図書購入費でございます。資料ナンバー46の4ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目4文化財振興費についてご説明いたします。国の補助事業として町内遺跡の調査や文化財の維持管理費、森町遺跡発掘調査事務所などに要する経費が主なものでございます。資料ナンバー47を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6保健体育費、目1保健体育総務費、目2体育施設費。

○体育課長（金丸孝也君） 182ページ、183ページ中段から184ページ、185ページ上段にかける項6保健体育費、目1保健体育総務費でございますが、この科目はスポーツ推進委員の活動費や体育協会、スポーツ少年団への補助金などが主なものとなっております。節8報償費では、各種スポーツ教室に係る講師謝金、近隣町少年スポーツ大会時における審判への謝金、またメダル、トロフィーなどの報償品の購入費でございます。節19負

担金補助及び交付金では、森町体育協会やスポーツ少年団への活動費の補助、あったかさ
わら道南パークゴルフ大会実行委員会への補助のほか、スポーツ少年団の全道、全国大会
出場時の参加負担金が主なものでございます。資料ナンバー3、一般会計負担金補助及び
交付金調10ページと資料ナンバー46、社会教育関係事業計画表5ページから6ページを提
出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、184ページ上段から186ページ上段にかけましての目2体育施設費でござい
ますが、この科目は森地区の町民体育館を初めとする各体育施設、砂原地区のふれあいの
森、ふるさと交流館などに係る維持管理経費を計上しております。主なものといたしまし
て、節7賃金では町民体育館清掃員1名、体育施設管理員4名、町民プール監視員3名の
賃金でございます。節11需用費の修繕料では、各施設の小破修繕のほか、町民体育館1階
の水飲み機設置、修繕に係る経費を計上しております。節13委託料では、町民体育館の日
直員業務、ふれあいの森の指定管理業務、サン・ビレッジ森の清掃管理業務、ふるさと交
流館の管理業務などが主なものとなっております。節18備品購入費では、施設用器具とし
て町民体育館のトレーニング室にランニングマシン1台、柔道場へFF式のストーブ1台
を購しようとするものでございます。また、作業用備品として、ふれあいの森用の芝刈り
機1台の購入経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3学校給食費。

○給食センター長（池田仁志君） 186ページ下段からの目3学校給食費の主なものについ
てご説明いたします。

187ページの下段、節4共済費と節7賃金につきましては、臨時職員8名、パート職員4
名に係る健康保険料や賃金であります。節11需用費につきましては、調理に要しますボイ
ラーへの重油などの燃料費及び電気料、水道料等の光熱水費のほか、給食の材料になりま
す賄い材料費が主なものです。なお、賄い材料費につきましては、平成29年度に引き続き
子育て支援に係る増額分を含んだ額を計上しています。189ページ中段の節13委託料につ
きましては、各種機器や設備に係る保守点検等のほか、各学校へ給食を配食する配送委託
料が主なものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 190ページ上段、款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、
目1土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節14使用料及び賃借料の災害
復旧時における重機借り上げ料が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款12公債費、項1公債費、目1元金から款13予備費、項1予備費、
目1予備費まで。

○総務課長（長瀬賢一君） 款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一

時借入金の利子を計上しております。

続いて、款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、続いて議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

201ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ26億6,795万8,000円にしようとするものです。前年度当初予算に比べ6億1,110万9,000円の減額となっております。国保制度の都道府県化に伴い、財政運営の責任主体が北海道となることから、国の交付金等についての減額が影響しております。また、都道府県化に伴い、多くの予算科目等に変更がございますので、ご了承願います。国保特別会計における医療費推計、医療費の推移については、資料48番を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明させていただきます。214ページをお開き願います。保険税の収入は、被保険者数の減少を見込み、一般被保険者と退職被保険者の予算額合計は前年度比較3,233万2,000円の減を見込み、計上しております。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療費給付費分現年課税分から節3介護納付金分現年課税分までの収納率を88%として算定しております。節4医療給付費分滞納繰り越し分から節6介護納付金分滞納繰り越し分までの収納率につきましては、19%を見込み、計上しております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、現年度課税分の収納率を94%、滞納繰り越し分の収納率につきましては19%を見込み、計上しております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、財政調整交付金、特別調整交付金並びに業務準備事業費補助金は、都道府県化に伴い、歳入を計上しておりません。

216ページをお開き願います。中段の国庫負担金につきましても、都道府県化により財政運営の責任主体が北海道となりますので、国庫補助金同様歳入を見込んでおりません。

下段、款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、町が医療機関に支払う各医療費分等が北海道からの補助金として交付されることとなります。

218ページをお開き願います。款5繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、法定内のルール分として一般会計からの繰入金を計上しております。

歳出の主なものについて説明させていただきます。226ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員3名分の人件費及び事務費の経常的経費を見込んでおります。

目2連合会負担金につきましては、北海道が運用する国保システムの負担金等を計上しております。

228ページをお開き願います。中段、款1総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、節19負

担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金となっております。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務に係る経費を計上しております。

230ページをお開き願います。中段の項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費につきましては、収納率向上のための事務研修会への参加や医療費の適正化を図るためのレセプト点検委託料等の事務費を計上しております。

232ページをお開き願います。項1療養諸費につきましては、療養給付費及び療養費の合計を前年度比較2%減の16億2,940万4,000円を見込んでおります。

下段の項2高額療養費は、それぞれの高額療養費に対する支給金を計上しております。

234ページ中段、項3移送費、項4出産育児諸費及び236ページ上段の項5葬祭諸費につきましては、前年度決算見込み額等を勘案し、計上しております。

236ページ中段、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療費給付分につきましては、都道府県化により北海道へ納付する医療給付費分を計上しております。

項2後期高齢者支援金等並びに238ページ上段、項3介護納付金分は、医療給付費分と同様、北海道への事業費納付金として計上しております。

238ページ下段、款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の事業に係る費用として健診委託料等を計上しております。

240ページをお開き願います。上段、項2保健事業費につきましては、保健衛生普及費として予防接種委託料等を計上しております。

下段、款7諸支出金、項1償還金及び還付金につきましては、過誤等による保険税の還付金、還付加算金等を計上しております。

以上、国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明させていただきます。

253ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ2億4,244万4,000円にしようとするものです。昨年度当初予算に比べ1,550万9,000円の増となっております。収支状況、医療費等の推移について資料ナンバー49番を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明いたします。264ページをお開き願います。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料は、年金から天引きされる方の保険料で、全体の7割の方が該当し、100%の収納率を見込んでおります。

目2普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で、97%の収納率を見込み、予算計上しております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人件費及び事務に係る経費に

ついて一般会計からの繰り入れ分を計上しております。

目2 保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額に相当する分を一般会計から繰り入れようとするものです。

270ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、職員2名の人件費と経常的経費となっております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものとなっております。

272ページをお開き願います。款2 後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金は、収納した保険料と減額した保険料相当分並びに広域連合事務費の市町村負担分を北海道後期高齢者連合会に納付するものとして予算を計上しております。

以上、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時11分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

279ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定の歳入歳出を19億2,552万円に、サービス事業勘定の歳入歳出を422万2,000円にしようとするものでございます。事業全体の概要につきましては、資料ナンバー50を提出しておりますので、ご参照願います。

保険事業勘定からご説明いたします。298ページをお開き願います。款1 保険料については、特別徴収、普通徴収保険料として5,695人、普通徴収の徴収率は80%を見込んでおります。

款2 分担金及び負担金については、共同運営しております茅部地区介護認定審査会における鹿部町の負担分であります。

款4 国庫支出金から300ページ、款6 道支出金につきましては、介護サービス、介護予防等給付費及び地域支援事業費に係る各負担率により計上しております。

302ページをお開き願います。款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金につきましても介護サービス、介護予防等給付費に係る町負担分を計上しております。

目2、目3 地域支援事業繰入金は、各地域支援事業費に係る町負担分を計上しております。

目5 その他繰入金については、職員人件費、事務費分であります。

項2特別会計繰入金につきましては、サービス事業勘定からの繰入金であります。

項3基金繰入金は、介護サービス等給付費に係る繰入金であります。

308ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費につきましては職員の人件費とシステム関連の委託料が、項2徴収費につきましては保険料の賦課徴収に係る事務費と電算委託料が主なものであります。

310ページをお開き願います。項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は認定審査会開催に係る委員の報酬と職員の人件費等であり、目2認定調査等費は認定調査の事務費等として意見書作成手数料と認定調査委託料が主なものであります。

312ページをお開き願います。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、314ページまでにおいて要介護認定者の各サービス給付費といたしまして総額16億2,279万6,000円を計上しております。

316ページから318ページ、項2介護予防サービス等諸費は、要支援認定者の各サービス給付費としまして総額3,093万7,000円を計上しております。

下段から320ページ上段、項4高額介護サービス等費は、利用者負担額が上限額を超えたときに支給するものであり、4,443万6,000円を、項5高額医療合算介護サービス等費は介護保険と医療保険の一部負担金の合算額が高額となったときに支給するものであり、730万1,000円を、下段から322ページ、項6特定入所者介護サービス等費は施設短期入所サービスに係る食費、居住費について低所得者の負担軽減対策費として9,024万8,000円を計上しております。

下段から324ページ、款4地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、総合事業に伴う各事業費として4,464万3,000円を計上しております。

項2一般介護予防事業費につきましては、介護予防を目的とした各委託業務が主なものであり、項3包括的支援事業・任意事業費につきましては、328ページ上段までが地域包括支援センター運営費としての職員の人件費が主なものであります。

目4任意事業費は、介護用品支給事業が主なものであります。

目5在宅医療・介護連携推進事業費は研修会の開催経費として、目6認知症総合支援事業費は会議開催報酬及び事務経費であります。

項4その他諸費につきましては、国保連への審査支払手数料であります。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定についてご説明いたします。334ページをお開き願います。款1サービス収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画の作成費の収入であります。

338ページをお開き願います。款1事業費は、介護予防サービス計画の作成委託費であります。

款2諸支出金は、地域包括支援センターがサービス計画を作成したことによる収入から委託料を除いた分を保険事業勘定へ繰り出すものであります。

以上、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） それでは、議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,808万2,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。356ページ、357ページの歳入をお開き願います。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入並びに目2 居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの収入でございます。節の施設介護サービス費収入は入所、下段の短期入所生活介護費収入につきましてはショートステイに係る収入でございます。

続きまして、項2 自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの収入分でございます。

下段、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金6,122万4,000円は、一般会計からの繰り入れをもって施設分、事業費分の不足分に充当しようとするものでございます。

続きまして、358ページ、359ページをお開き願います。款5 諸収入、項1 雑入、目1 雑入は、職員の雇用保険料自己負担分が主なものでございます。

続きまして、362ページ、363ページの歳出をお開き願います。款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、362ページから次ページの365ページまででございますが、これは施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。

次に、366ページから367ページをお開き願います。款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー51、52を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（黒川安明君） それでは、議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51万円と定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。384ページをお開き願います。歳入の款1 使用料及び手数料、項1 目1 使用料50万9,000円は、港湾施設用地使用料でございます。

続きまして、388ページをお開き願います。歳出であります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節9 及び11については、港湾事務に係る経常的な経費でございます。

す。節28繰出金26万7,000円については、港湾区域内の町単独用地整備事業を平成30年度は予定していないため、使用料の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ4,914万1,000円と定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。歳入についてご説明いたしますので、402ページをお開き願います。款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と鹿部、砂原、森の各漁協における負担金でございます。

次に、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 リサイクル施設使用料でございますが、ウロの受け入れ量を1,200トンと見込んだ金額でございます。

次に、款3 財産収入、項2 財産売払収入、目1 物品売払収入につきましては、ウロの乾燥製品売払収入でございます。

次に、404ページの款4 繰入金、項2 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、森町から本事業への負担分でございます。

次に、歳出について408ページから411ページまでをご説明いたします。款1 項1 目1 総務事業費、節2 給料から節7 賃金までにつきましては施設運営に係る人件費でございます。中段の節11 需用費の主なものにつきましては、ウロ電解処理に係る薬品等の消耗品と電気料、修繕料、光熱水費が主なものでございます。節13 委託料につきましては、電解処理したウロを最終製品にするための乾燥業務委託料と太平洋セメントへのウロ試験処理業務委託料及びウロ貯蔵槽の処理業務委託料が主なものでございます。節27 公課費につきましては、平成28年度分の施設受け入れ量に対する消費税額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） 続いて、議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

資料ナンバー53に病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1 ページの業務の予定量でございますが、病床数60床で、年間患者数は入院1万7,520人、外来3万132人を予定しております。また、1日当たり平均患者数は、入院で1日48人、外来で1日124人でございます。

建設改良事業につきましては、眼底カメラ一式、内視鏡システム一式、軽トラック1台、除雪機1台、高圧設備取りかえ改修工事一式、自動給水装置改修工事一式となっております。

収益的収入及び支出でございますが、病院事業収益 9 億 7,334 万 1,000 円、内訳は医業収益 7 億 5,397 万 8,000 円、医業外収益 2 億 1,936 万 3,000 円となっております。

2 ページをお開き願います。次に、支出でございますが、病院事業費用 11 億 8,131 万円で、内訳は医業費用 11 億 5,798 万 2,000 円、医業外費用 2,282 万 8,000 円、予備費 50 万円であり、収支不均衡予算でございます。

資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入 1 億 1,331 万 9,000 円で、内訳は企業債 4,660 万円、出資金 6,671 万 9,000 円となっております。

資本的支出は 1 億 5,426 万 5,000 円で、内訳は建設改良費 5,070 万 8,000 円、企業債償還金 1 億 355 万 7,000 円であります。

以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。予算書 9 ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入、款 1 病院事業収益、項 1 医業収益、目 1 入院収益は 4 億 7,304 万円で、内訳は 1 日 48 人、診療単価 2 万 7,000 円、目 2 外来収益は 2 億 1,092 万 4,000 円で、内訳は 1 日 124 人、診療単価 7,000 円を見込んでおります。

目 3 その他医業収益ですが、救急医療に対する一般会計からの補助金や各種検診、予防接種収入等となっております。

次に、10 ページをお開き願います。款 1 病院事業収益、項 2 医業外収益、目 2 他会計補助金 2 億 807 万 6,000 円は、一般会計からの負担区分に基づく繰り入れでございます。

11 ページをごらんください。支出でございますが、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費は、病院運営に係る人件費でございます。

目 2 材料費ですが、前年度より 651 万 9,000 円の減となっておりますが、薬品費及び診療材料費等の減額が主な要因となっております。

12 ページをごらんください。目 3 経費ですが、前年度より 1,332 万 9,000 円の増となっておりますが、光熱水費、燃料費、委託料等の増額が主な要因となっております。

17 ページをお開きください。資本的収入及び支出の説明をいたします。款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債 4,660 万円は、医療器械購入及び施設改修に対する企業債でございます。

項 2 出資金、目 1 出資金 6,671 万 9,000 円は、病院建設や医療器械等購入の企業債償還金と軽トラック及び除雪機購入に充てるための一般会計からの出資でございます。

18 ページをごらんください。款 1 資本的支出、項 1 建設改良費は、眼底カメラ一式、内視鏡システム一式、軽トラック 1 台、除雪機 1 台の購入と、リース資産購入及び高圧設備取り換え改修工事、自動給水装置改修工事に係るものでございます。

項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金 1 億 355 万 7,000 円は、病院建設や医療器械等購入の企業債の元金償還支払い分でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第 26 号 平成 30 年度森町水道事業会計予算、議案第 27 号 平

成30年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量についてでございますが、給水戸数5,199戸、年間総配水量は146万3,880立方メートル、1日平均配水量は4,010立方メートルを予定しています。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入の第1款水道事業収益を2億9,323万1,000円に、支出の第1款水道事業費用を3億655万1,000円にしようとするものでございます。

2ページ目をお開きください。第4条の資本的収入及び支出予定額につきましては、支出の第1款水道事業資本的支出を3,574万8,000円にしようとするものです。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,574万8,000円は当年度分損益勘定留保資金3,574万8,000円で補填しようとするものです。

第5条の一時借入金の2億円は、必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第7条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。森町水道事業会計予算書8ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億6,104万5,000円で、前年度比149万5,000円の減となっております。

目3その他の営業収益は2,013万6,000円で、前年度比138万6,000円の増となっており、節の負担金1,983万4,000円は説明欄記載によるものであります。

9ページの款1水道事業収益、項2営業外収益、消費税及び地方消費税還付金は前年度比584万9,000円の減となっております。これは、昨年度まで受変電設備等の更新事業があり、課税仕入れに係る消費税が課税売り上げに係る消費税より大きくなり、還付となることを見込んでいたためでございます。

目2長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比1万6,000円の減となっております。

10ページをお開きください。支出についてですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1億710万6,000円は、原水の取水並びに浄水処理に係る施設の維持管理び運用等に要する費用で、前年度比19万8,000円の増となっております。節の修繕費2,716万7,000円は、記載のとおり各機器、施設整備保全に要する修繕費でございます。節13委託料4,727万3,000円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するものでございます。

11ページ中段、目2配水及び給水費3,509万9,000円は、職員給与費及び配水池、配水管、その他の附属施設並びに給水装置の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比73万1,000

円の減となっております。節の給料から法定福利費については、職員給与費であります。12ページ、節の備消耗品費から公課費については、配水施設等における維持管理及び運用に要する費用です。

13ページ、目4業務費4,761万4,000円は、水道料金、下水道使用料の検針業務及び徴収業務、開始、中止業務、窓口業務ほか、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比199万円の増となっております。

目5総係費2,928万2,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しております。以下14ページまででございます。

14ページ下段、目6減価償却費7,461万2,000円は、有形固定資産減価償却費を計上しております。

16ページをお開きください。項2営業費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費516万6,000円は、企業債の返済利息と一時借入れのための利息を計上しております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債、本年度は施設更新工事を実施しないため、ゼロ円となっております。

19ページ、支出について、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費150万4,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置に必要な費用であります。

下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金3,424万4,000円は、借り入れた起債の償還に必要な費用でございます。

以上で水道事業会計の説明といたします。

続きまして、議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量ですが、排水戸数は3,120戸、年間総排水量は65万9,137立方メートル、1日平均排水量は1,806立方メートルと予定しております。主要な建設改良事業の概要については、公共下水道建設工事で工事量として污水管口径が75ミリから250ミリで延長800メートルの施工を予定しております。工事詳細の予定箇所につきましては、資料ナンバー55をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出予算額につきまして、収入及び支出それぞれ4億6,900万7,000円にしようとするものでございます。

2ページ目をお開きください。第4条の資本的収入及び支出予算額につきまして、収入の第1款下水道事業資本的収入を2億5,140万5,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億7,603万9,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,463万4,000円は当年度分損益勘定留保資金1億2,463万4,000円で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による森浄化センター外電気設備改築更新のため

日本下水道事業団に工事委託するための債務負担の設定で、資料番号54をご参照ください。工事概要としましては、監視制御設備、非常用通報装置等の機器製作工事、2カ年を予定しております。また、水洗便所改造等資金あっせん融資取扱手数料に係る債務負担の設定でございます。

3 ページ目の第6条の企業債でございますが、起債の借り入れ限度額7,910万円は、下水道管渠等の建設工事の財源として借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金2億円は、必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計から公共下水道事業会計への補助金で、企業債利息支払い金として6,974万2,000円、経営健全化補助金として1億5,745万5,000円を受け入れようとするものでございます。なお、経営健全化補助金の主な使途は、企業債償還金の財源補填として1億2,463万4,000円、水洗便所改造費の利子補給及び補助金67万5,000円、事業運営費として3,150万8,000円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。森町公共下水道事業会計予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,386万1,000円で、前年度比233万1,000円の減となっております。

項2営業外収益、目1他会計補助金2億2,719万7,000円は、一般会計よりの補助金で、前年度比385万8,000円の増となっております。

同じく、目3長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比44万6,000円の減となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費1,908万4,000円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設等、排水設備の管理に要する費用を計上しております。

13ページ、目2処理場費8,525万円は、森浄化センターの汚水処理並びに污泥処理に係る施設の維持管理や運転業務に必要な費用で、前年度比62万1,000円の増となっております。

次に、14ページ下段から16ページに続く目4総係費2,944万7,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用で、前年度比36万8,000円の増となっております。なお、16ページ、節の貸倒引当金繰入額9万4,000円は、将来の金銭債権の貸し倒れに備えて、取り立て不能の見込み額を費用として計上が地方公営企業会計制度の見直しにより義務化となり、平成30年度収益分に対する未収金見込み額を計上したものです。

目5減価償却費は2億6,428万1,000円で、前年度比208万6,000円の増となっております。

17ページの項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取り扱い諸費は7,034万2,000円で、前年度比354万6,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債は7,910万円で、前年度比300万円の減となっております。

下段の項2国庫補助金、目1国庫補助金は6,550万円で、前年度比550万円の増となっております。

19ページの項3出資金、目1他会計出資金は1億546万円で、前年度比57万9,000円の減となっております。

項4受益者負担金、目1受益者負担金は、建設費の財源となるもので、本年度は134万5,000円で、前年度比29万4,000円の減となっております。

20ページから21ページに続く支出についてですが、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は、職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用であり、本年度は1億6,099万6,000円で、前年度比319万7,000円の減となっております。

21ページ下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金は2億1,504万3,000円で、前年度比で735万6,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4にかかわる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月5日午前10時開会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時49分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年3月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成30年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

平成30年3月5日（月）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時36分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第18号 平成30年度森町一般会計予算
議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算
議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職
非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 6 意見書案第2号 所有者不明の土地利用を求める意見書
- 7 意見書案第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削
の予算の確保を求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君

1 2 番 西 村 豊 君
1 4 番 松 田 兼 宗 君

1 3 番 堀 合 哲 哉 君
1 5 番 宮 本 秀 逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	佐々木 陽 市 郎 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤 田 勝 則 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小 井 田 徹 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	山 田 真 人 君
収 納 管 理 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君
環 境 課 長	山 本 憲 君
農 林 課 長	宮 崎 涉 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修 一 君
水 産 課 長	黒 川 安 明 君
商工労働観光課長	寺 澤 英 樹 君
商工労働観光課参事	横 山 崇 裕 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩 昭 君
地域振興課長	角 野 雄 平 君
町民サービス課長兼 保健対策課長	伊 賀 野 美 子 君
教 育 長	増 川 正 志 君

学校教育課長	安 藤 仁 君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	宮 崎 弘 光 君
生涯学習課長	渡 邊 義 教 君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長	金 丸 孝 也 君
給食センター長	池 田 仁 志 君
さくらの園・園長	金 丸 義 樹 君
病院事務長	坂 田 明 仁 君
上下水道課長	水 元 良 文 君
消 防 長	東 谷 直 樹 君
消 防 署 長	松 田 光 治 君

○出席事務局職員

事務局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議事係 長	村 本 政 君
次 長 兼 庶務係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第18号 平成30年度森町一般会計予算
議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算
議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算
について

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

会議に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。傍聴におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席1番、三浦浩三君、議席2番、菊地康博君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、町職員の町外居住について、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町職員の町外居住についてでございます。平成30年1月1日現在の森町の職員数は337名です。そのうち町外から通勤している職員は、管理職4名、一般職は19名で合計23名となっております。憲法第22条で居住の自由は保障されておりますが、森町に住むことを強

制できませんが、町民の方々から、町職員の給与を町民が納めた町民税から払い、他の自治体に町民税を納めているのはいかがなものかと言う方もおります。また、森町はいつ噴火してもおかしくない駒ヶ岳を抱え、地震、津波などの天災はいつ襲ってくるかもしれません。職員も家庭の事情があつて町外から通勤していることとは思いますが、森町に住んで町のために頑張ってほしいものです。以下、町長の見解をお伺いいたします。

1、管理職の方には町内に住んでもらうようお願いしてみてもいかがでしょうか。

2、町外から通っている23名の方々が森町に住民税を納めたとしたならば、どのくらいの金額になりますか。また、交通費の金額はどのくらいになりますか。

3、新規採用者には、採用の条件にはできませんが、町内に住むよう協力をお願いしてみてもいかがでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

1点目ですが、森町ではご質問のように現在4名の管理職が町外に住んでおります。本来であれば町内に居住し、勤務してほしいのですが、さまざまな家庭の事情があるため、現実的には難しいと考えます。ただし、環境が整うようであれば、町内居住についてお願いしてみたいと考えます。

また、2点目ですが、町外から通っている職員が森町に町民税を納めるとしたなら、概算で430万円くらいとなります。また、通勤手当の支給額は約490万円程度と試算しております。

3点目ですが、新規採用者については面接時に採用された場合には森町に住んでほしい旨を伝えており、現に居住しておることを申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 再質問させていただきます。

一般の企業の方も森で仕事、函館、七飯、森以外で勤めていらっしゃって、森に住んで森に住民税なりいろんなことを貢献してくれるので、これ本当にケース・バイ・ケースなのですけれども、どうしても役場の職員という立場なものだから、町民的にはそういうことを言うのかなと、風当たりが強いのかなと、こういうふうに思っているのです。それで、役場の職員というのはどうしてもこの町のために、町の発展のために、町民のために一生懸命やるのだよという志を持ってこの町の職員になってくれると思っているので、さっきから言うように、憲法22条では保障されていますけれども、町長も努力されているという姿も今聞きました。

それで、いろんな事情を抱えて、その中でどうしても森以外の町に住まなければならないというのはわかるのです。それで、まずこの町に住んでもらえるような、やっぱり町としても環境づくりをしなければだめなのでないかなと思うわけ。だから、物によっては町で努力することによって森町に住んでもらえる部分もあるのかなと、私はこう思っている

のです。だから、その辺もどういう事情でこの町に住めないのかを細かく聞き取って、町としてもできることはやっていくと、先につなげていくという努力していただきたいなと、これ1点。それと、特に町外にお住まいの方で若い方、若い方はどうしても子供さんもいるのです。だから、そういう方がここに住んでくれると少子高齢化にも幾ばくかの後押しになりますし、また町の商店街でも飲食店でも、やはり生活のためには地元で物も買ってくれるので、経済効果も大きいのかなと、こう思いますので、ぜひその辺も加味しながら、何とか住めるような、住んでもらえるような環境づくりしてほしいと。それで、森町では移住対策していますよね、いろいろと。対策しているのです。移住対策しているのだけれども、なかなか成果、効果というのは少ないのですよ、はっきり言って。そういうことからいくと、23名の方おりますので、一人でも二人でも、環境づくりして森に住んでいただければ大したありがたいなと、こう思っております。

それと、特に課長職の方でございますけれども、災害とかいろいろありますでしょう。そのときのその方たちの緊急時の職員に対する対応、そのこともきちっとできているとは思いますが、その辺も伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、町といたしまして居住に対するいろいろな細かいところの努力やどうやったら町に住んでいただけるかというのは、これは職員のみならず、多くの全般に対して取り組んでいるところでカバーできるものと、そのように思っております。森町そのものは、議員もご存じのとおり、海の幸、山の幸、畑、山菜、非常に全国と比較しても珍しい。これほど食材の豊富な町というのはございません。これは私も自負しているところでございますし、そういう関係にあといろいろな住みやすい環境を整えば、まず職員だけではなくて全国から移住者が来るのではないかな、そのように思っております。これに対しましては、若い方も含めまして多くの方々に対応に努力していきたいなと、そのように思っております。

それと、過去にさかのぼりますと、移動の多い教鞭をとっていらっしゃる先生方がどこに最後の居を構えるかということでは、この森町を最終のついの住みかとして多くの方々が住んでございます。今現在も住んでございます。それにプラスアルファで、2年前には新幹線がここから30分のところに開業された。当然札幌に行くにも、東京までも非常に近い交通アクセスの環境である。そういうことから、あとはいろいろまだまだ、住んでいる人方が心広い、大変親切な方々が多いということが徐々に知れ渡れば、多くの方々を含め、職員もともに住んでいただけるのではないかなと、そのように考えており、これからも努力してまいりたいと、そのように思っております。

また、災害時ですけれども、最近非常に気象条件を観測する観測施設が整っております。緊急な地震や、駒ヶ岳火山を私どもも抱えておりますから活火山を抱えて緊急時というものもあるかもしれませんが、ここ数年の災害等に対する対応というのは万全を期して、そして職員の中では国道5号が通行どめになってちょっと到着がおくれるという、そうい

った場面もありましたけれども、連絡等、今は電話だけではなく、SNS、それからチャットやいろんな方法がございます。電話回線がパンクしても、そういった回線を利用しながら、きちんと意思伝達、情報伝達をしながら対処できていると、そのように思います。今後もまだまだ災害というのは考えられますので、そういった場面に対する対応も含めて万全を期するように努力してまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 町職員の町外居住についてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、財政の健全化について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） 私は1点、財政の健全化について所見を伺います。

近年各自治体は、少子高齢化に伴う人口減少が避けられない状況になっております。我が森町も例外ではありません。町は、新年度に向けて子育て支援課の新設、高齢者福祉総合計画に基づく福祉施策の推進、また移住対策、そして空き家対策等々、各種事業が計画されております。また、国民健康保険制度の都道府県化が本年度実施されます。さらには、高度成長期からのインフラの老朽化が目立っており、補修、改修、改築等々、相当な財源が必要不可欠になってきております。厳しい財政状況を踏まえまして、今後財源の確保が最重要課題でございます。

森町で未納、滞納額が多いのが3税、町民税、固定資産税、軽自動車税、足す保険税、それから介護保険料、あと税外収入、これは住宅料、学校給食費、保育料等となっております。平成28年度の総額で未納額が6億773万7,000円です。不納欠損が6,678万3,000円となっております。また、一般会計からの、6特別会計でございますけれども、それへのルール分を差し引いた繰出金は毎年おおむね5億円に上っております。そして、一般会計を圧迫しておる状況でございます。これらの未納額は、財政運営に支障を来すことは明らかでございます。税負担の公平、公正の確保、徴収率の向上に努力し、徹底した財源の確保を図るべきであります。特に保険税の徴収率は、全道で後ろから3番目でございます。町民の意識改革が必要不可欠でないかと考えてございます。一方で、年金支給者は国保税、道町民税、これ住民税ですが、介護保険料は特別徴収されており、大変苦しい生活を余儀なくされているのも現状でございます。平成29年度のふるさと納税は、予想をはるかに超えた寄附がありました。貴重な財源なので、将来を見据えた計画を立てて対応すべきものでありますが、これは来年度もあるとは絶対限らない収入でもございます。財政の健全化を図るため、地方税、保育料、保険税、介護保険料は強制徴収を、学校給食費、公営住宅料は強制執行を法に基づいて行い、適正な財源の確保を行うべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

町全体の政策的予算の確保に対しましては、国や北海道などからの有利な財源の獲得に力を注いでおりますが、町税などにも安定した財源の確保が求められております。現在のところ今年度の収納率は、昨年の実績と比較しますとわずかですが、改善傾向にあります。税のさらなる収納率向上を目指して、現年度分について収納管理課では毎月進捗会議を開催し、情報を共有しながら適切な対処に取り組んでおります。滞納分につきましては、担税力調査を徹底することによって法律に基づいた差し押さえなどの処分を継続しております。不納欠損につきましては、納税誓約、督促、差し押さえなどの処分を行使しながら、時効を中断させ、安易に時効を迎えさせぬよう粘り強く対策を継続してまいります。税以外の債権につきましても、各担当部署が創意工夫をしながら対策に取り組み、自主財源の確保に今後とも努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（山田 誠君） 収納課のほうでも一生懸命やっているということですが、今回収納課が税務課のほうに統合されるわけでございます。従来の税務課は相当負荷がかかるであろうというふうに心配をいたしております。特に保険税は、昨年全道で先ほど言いましたように3番目で、徴収率も悪いということで、新たに平成30年度から制度が都道府県化になると、約4万円程度、1世帯で増える予定になっております。そのため徴収率も下がるだろうというふうに私は思っており、未納額も相当増えるのではないかとというふうに危惧をいたしております。

また、税外の債権等々につきましては、住宅料、学校給食費、保育料でございますけれども、執行方針では町長、森町の債権管理条例に基づいて関係部署と情報を共有して取り組んでいきたいと、こう書いてあります。ところが、昨年、一昨年見ますと、滞納対策に厳正かつ積極的に取り組んでいくというふうに申しているのです。今年は相当トップダウンした言い方になっているわけなのです。これちょっといかがなものかなというふうに私は思っております。やはり30年度も積極的に厳正に取り組んでいくという町長の姿勢が欲しいなと、私はそう思っております。法律的にございますので、強制徴収、強制執行等々を行わないということになると町民の意識は多分変わらないだろうと、私はそう思っております。それで、特別徴収については先ほど言ったように年金受給者、または真面目に納付している町民が納得しないのでないかというふうに思っておりますが、その辺も含めてお願いしたいと。

それから、債権管理条例等々に町長も触れていましたけれども、財政の健全化を図るためにはあらゆる手法を用いなければならない。先ほど申し上げましたけれども、これから子育て支援対策、高齢福祉対策、それから森町の各種農林、水産、商工等々の事業の推進をしていくためには、何が何でも一般財源が必要なわけでございます。それがなければ、口ではお話ししましても、なかなか進まないというふうに私は思っておりますので、以前に増して、町長、厳正に積極的に取り組んでいく姿勢を示していただきたい。そうしますと、

職員も町民も全部ついてきます。町長変わったなど、やっぱり我々のことを思っているのかなというふうなイメージが出てきますので、ぜひそういうものについては今年度対処していきたいというふうにはっきり町長の口からいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

日本国憲法で規定する３大義務の一つにこの納税の義務があるということで、私も小学校のころからずっと教わってきました。これが果たせないということは非常に残念なのですけれども、なかなかそのご家庭、ご家庭でさまざまな理由があつて、救済の措置をしなければならぬ、そういう場合も中にはあろうかなと、そのように思います。そういった方々には、納税相談に来ていただければ、きちんと担当課、それぞれの課のほうでいろいろな、分割して納付する方法ですとか、いろんな法的な措置をとることも可能でございます。そういったことで周知されていない部分もあるのかなと、そのように思っております。どうしても滞納されている方、少したまっている方々は後ろめたい気持ちがあるのかなと、そのように考えてございます。ただし、それをそのまま放置するということは、当然税を納めている方々との公平性が保てません。何とかその辺の周知をさせていただきながら、改善を図っていききたいなと、そのように考えてございます。

そしてまた、保険税ですけれども、平成28年度におかげさまで職員の努力なども実りまして、後ろから８番目というのはちょっと目くそ鼻くそなのかもしれませんが、若干の改善しておりますことを申し添えさせていただきます。これからも、今までも表現は今年の表現がちょっとやわらかくなったのかなと思いますが、中身に対しましては昨年度同様、当然滞納整理機構という公的なところもあります。悪質なものに対しましてはそういったところの協力もいただきながら、今後とも進めていきたいと思っております。ただし、当然のようにそれぞれの担当課、ただ手をこまねいているだけではなくて、いろいろな方法を考え、アイデアを出して納税していただくことをまず前提にこれからも頑張つて進めていきたい、そのように思っております。これにつきましては、常に昔から変わらず、今後も恐らくこれは変わらずにいくと思っておりますけれども、きちんと納税していただく、この基本は変えずに今後とも対処してまいりますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○５番（山田 誠君） 私なぜこれまでお話しするかということは、昨年下川町にいろいろな面で視察に行ってきたのです。そして、その後、全部質疑応答終わった後に話が何かあればということで、税の話で伺いました。話をしましたら、森町の議員さん何言っているのだというような顔をされまして、というのは下川町は納税率99.7%なのです。それで、組勘方式を採用しているのですかと言ったら、いや、そうでないと。普通徴収だと。その99.7%になるまでには相当な苦労があったようですけれども、この場では避けますけれども、税は今町長言ったように３大義務でもあるわけだから、納めるものだという認識を徹

底した植えつけ方をしないとならないと、私はこう思います。

税については、収納管理課、先ほど言ったように訪問の催告、また納税相談、口座振替、分納誓約等々の実行を踏まえて、払ってくださいよというにもかかわらず、5億3,000万もの滞納がある。不納欠損も6,000万ある。不納欠損というのは払わなくてもいいわけですから。保育料についても一向に改善されていない。滞納が1,000万くらいある。子供を預けて、給食もいただいて、なおかつお金を払わない。何を考えているかと。まして今年からですか、今年というのは29年、2人目から無料です。それにもかかわらず、1,100万の滞納があって、不納欠損が300万もある。学校給食についてもそのとおりです。おいしい給食、栄養豊富な給食を食べて、給食費を払わないと。私は隣の鹿部町さん褒めるわけでないですけども、あそこ私会計やっているのですね、給食。だから、公会計でやるからこういうような結果が出るのであれば、森町も私会計に移行すべきでないか。町長、これ慎重に考えたほうがいいと思います。

これらのものをこういうふうにしていかないと、町民も何かぴんとこないのです。住宅料にしてもそのとおりです。民間賃貸住宅よりもはるかに安いわけですよ、公営住宅等々は。それにもかかわらず、高額な滞納をしている方が結構いる。何を考えているかと。住宅料は、連帯保証人もいるわけですから、きちっとした対応で収納の向上を図っていただきたいなど。真面目人間が公平、公正感を欠くということが一番収納率に影響してくるわけですので、その辺を含めて町長みずから先頭に立って、先ほども言いましたけれども、住みよいまちづくり、そして活力のあるまちづくりをするためにぜひともこの財源というのは必要なので、それらを踏まえて再度そういう法にのっとった取り扱い方を推進していきたいというふうなことを町長の口からぜひいただきたいなと思っていますので、再度お伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

議員から税に対するいろんな問題点等ご指摘をいただいております。これは、今ここの二年で始まったということではなく、過去からのずっと継続、累積もかなりの影響があります。最初から累積を抱えた状態で家督を継続された方々は、そこからもう既に納税意欲を失っているという、そういった可能性もかなりあるのです。この辺に関しては、日本は法治国家ですから、法的ないろいろな手続をした時点で、前任と申しますか、前からのものを整理するということも可能です。いろんな方法がどこに行ったら確認できるのだろう、そういう手続をする以前になかなか、そういったところに相談する以前の問題なのかなと、そういうふうに私は思っております。ただし、そういう方々が大勢いるのかというと、町内は本当にわずかな方々ですから、そういう方々に対しては毅然とした態度で私どもは挑んでまいると、そのように思っております。

お話の中には給食費に対しての公会計から私会計にというお話もございましたけれども、私会計に移行した場合に当然給食を納めた額で執行していかなければなりません。そうすると、恐らく一時的に賄いの材料ががくっと質が落ちたり、材料が確保できないと、

そういう可能性もございますので、これは今現在すぐ変えるということではなく、まずは給食費の納入率を100%に近づけると、100%納税していただくと。当然食べたものですから、もし給食がなければ、お弁当をつくって自分で持たせてよこさなければならぬ。こういうことを考えれば、払うのは当たり前だと私は思っております。当然のように給食センターのほうでもそれに対しては少しずつ、少しずつですけれども、改善させていただいて、そしてかなりよくなっていると、そのように思います。ただ、先ほども申し上げましたが、いろんな家庭の事情の中でそこに対して納税できない、そういった方がおりますので、ぜひ町の納税相談、それから担当課の窓口へ行って相談していただいて、解決策にたどり着いていただきたいなど、そのように思っております。

住宅料に対しましては、この数年、何カ月か滞納した場合には当然連帯保証人のほうに通知をしてお支払いいただくということも行っておりますし、今までに一人だけ強制的に退去していただいた。そういう法的な手続をとった方もおります。これについては、裁判所等の手続をきちんと役場のほうで踏んで、そして退去していただきました。強制退去です。本人はおりませんが、荷物は違う場所に置いてありますけれども、それは公営住宅から出ていっていただきました。こういう本当に悪質なものに対しては、毅然とした態度で私ども町全体が、役場全体が対処していきたいと思っております。ただし、救済措置についても十分準備をしておりますので、その点を、地域の民生委員さん等もおりますから、そういう方々に相談していただいて進めてまいりたい、そのように思っております。議員の皆さんからも、当然有権者の方々に接する機会が多いと思っておりますから、その旨もお伝えいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げまして再々質問の答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 財政の健全化についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、地域おこし協力隊事業等について、議席3番、加藤進君の質問を行います。

○3番（加藤 進君） 地域おこし協力隊事業等について町長にお伺いをいたします。

都市部から過疎地へ一定の期間を移住して、その地域の体験を図り、活性化に取り組み、人口減少や少子高齢化を食い止める地域おこし協力隊制度が始まってから10年が経過し、北海道には全国で最多の移住者が定住をして、各自治体で活躍しております。森町も本腰を入れ、移住定住事業に取り組むことになりました。これらの地域おこし協力隊は、以前と違い、役場の臨時職員として一定の期間採用され、給与、賃金等が支給されることとなります。しかしながら、道内の受け入れ市町村の競合に伴い、人材の確保が非常に困難となってきており、森町独自の採用方法を考えていかなければならないと思うが、コンサル任せでいいのか、甚だ疑問に思います。

森町をPRする、また森町のよさを知るのは、森町に住む人々、森町の住人ではないでしょうか。現在全国からふるさと応援寄附金が多く寄せられており、基金に積み立ててお

ります。その基金から必要経費を繰り出し、若者が興味あるようなスポーツ施設、高齢者や乳幼児が安心して集う娯楽施設など、職員が自分の足で汗をかきながら全国を回り、森町をPRしながら、他の自治体などがどのような考えを持ち、それをどのように反映させているのか見聞し、情報収集することが森町の将来につながると思うが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 加藤議員の質問にお答えします。

地域おこし協力隊については、平成21年度の事業開始から隊員数が増加の一途をたどっております。このたび地域おこし協力隊の事業検討に当たり、近隣自治体などからも聞き取りを行うなど情報収集をしておりますが、首都圏で開催される全国的な募集イベントなどでは隊員を確保できない自治体もある状況です。そのような情勢を解決する方法として、先行自治体では事業者のサポートなどを活用して募集を効率的に行う動きが増加しております。今回の隊員募集支援事業につきましても、募集広告や求人広告掲載、現地での面接会場のセッティングなどのサポートや調整業務を事業者に行っていただき、選考につきましては町が実施する状況でございます。そのほか、移住や地域おこし関係団体のホームページなど、町が独自に利用できるものは積極的に活用し、募集を行っていく考えです。

また、森町のPRにつきましては、現在各課においていろいろな取り組みを実施しているところですが、地域おこし協力隊の新しい視点を加えることで町外の方に対してより一層訴求力の向上が図られるものと期待しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番（加藤 進君） 私は、この間資料をいただいたのですが、これを見ますと、渡島、檜山管内で1市11町がこういうような事業をやっていると。この1市11町は、もう既に募集を終了しているのです。森町が今やりますよと、そういうような資料を出してきたときには、他町村ではもう既に事業は終わっているのです。ちょっと遅くないかなと私は思うのですが、これから一生懸命町長が力を入れてやるのであれば、挽回できるのかなと。

ただ、私は、他町村にない事業を展開していかないと全国の人々は興味持ってくれないと思うのです。それで、大きなスポーツ施設、例えば今のオリンピックなんかで、2020年にオリンピックあるわけですが、その競技にあるような、例えばスケボーの施設、森町に行けばよそにないような大きな施設あるよ、みんなでやりに行きましょう。また、お年寄りや乳幼児、温泉施設のあるところで気楽に養生ができるよ、遊べるよ、そういうような森町に興味あるような事業を展開してもらいたい。先ほど町長、前の町議の方に言っていましたけれども、森はいろんな海、山のものがあるのだ。だけれども、それにつられてくる方というのはまれだと思うのです。私知っている限りでは一人だけ、今年から定住するという方おりますけれども、森町に足りないのはスポーツ施設、そういうような娯楽施設が足りないのかなというふうに思いますので、何とか大きなスポーツできるような、

そういうような施設あったほうが興味を引いて皆さん来てくれるのかなというふうに思っていますので、その辺を何とか考えていただきたい。

ただ、少子高齢化になりますと、一番の大きな問題は森高を卒業した方がよそに出ていってしまう。これは人口減の最たる問題だと思うのです。森町に仕事があれば、地方に出でいなくてもいいわけです。また、地方から人口がどんどん増えてくるわけですよ、入って。そういうようなこともひとつ考えてもらって、ふるさと寄附金を活用して何とか森町を活性化するような前向きなことをしてもらいたいなというふうに思いますけれども、もう一度町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろ議員の思いには地域おこし協力隊として町に来ていただくことも大事だけれども、当然魅力的な施設を何とか町につくりながら、集客というか、人を町に呼んでいただける方法を考えていただきたいと、そういう趣旨なのかなと、そのように思っております。移住者を獲得するためのアプローチというか、きっかけというのはいろんなことが考えられます。10人にいろいろ考えなさいと言うと10通りの考えがあるように、それぞれ皆さん方の思いというのは強いものがあるのかなと、そのように考えてございます。その中で私たち今年度、確かにほかの町ではもう10年以上経過しております。ですが、これはあくまでも地域おこし協力隊、ネーミングと内容は外側と中身がちよっとずれるのかもしれませんが、最終的に地域おこし協力隊は町に住んでいただくということを条件に募集をするわけですから、これも人口減少に歯どめをかけるための対策の一つであると、そのように思っております。町では今までもこれは続けてまいりましたけれども、今回は町内にある町の中に近い、そういう場所をつくって、ここに来ていただく。もちろん今までグリーンピアのコテージを活用しておりましたから、それはそれで緑豊かなところでちょっと森町を体験してみたい方々に活用できるのかなと、そのように思っております。

当然職員もいろんな出張先、研修に出かけさせておりますので、職員もいろんなアイデアを持ちながら、森町に何かあったら当然と町外からの魅力が非常に高まるだろうなど、そういう思いしながら勉強してこいということで私も数年間研修に出している、そういう職員もおります。

町内に実は温泉地は結構、なかなか魅力的というか、マニアックな温泉街もあります。宣伝不足は否めません。もう少しPRの仕方を上手にすれば、もっと来ていただけるのかな、そういうふうにも考えております。そしてまた、うちの町にはネイパル、研修施設がございますので、これは道外からもたくさんの方々から森町に来ていただいています。そして、今年は町内の、昨年、一昨年、グリーンピア大沼に大きな体育館がある。この体育館を利用しながら、レバンガ北海道が来るかもしれません。これはまだ確定でございませんので、練習施設がないということで、プロバスケットが来ると。そういうこともあるのです。そうしますと、大学の駅伝のマラソン部がグリーンピア大沼を宿泊拠点として練習に来ているところもございます。そういった点で、町内には施設というのは結構整っている

と私は思っております。そこをいかに宣伝、PRするか、活用させるかで多くの移住者、それから最終的には地域おこし協力隊にもたくさん来ていただけるのではないかなと、そのように考えているところです。

高校生、町内にそのまんまとどまるのも一つの考えですけども、私は学校を出たら一度町から離れて暮らしてみたいなと。そうするとこの森町のよさが数倍の感覚で理解できると、そのように思います。先ほど答弁にも申し上げましたが、町外の方、町の外に出ると比較対照が出てきますから、ほかの町にこんな景色美しく、食材がそろって、そういう町というのはそうそうあるものではございません。これをまず多くの方々に理解していただきながら、地域おこし協力隊についても大成功をおさめていきたいなと思いますので、ぜひご理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○3番（加藤 進君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 地域おこし協力隊事業等についてを終わります。

以上で議席3番、加藤進君の質問は終わりました。

次に、4、生活館等の町内会館の利用促進と利用制限について、公務上特別な形態で勤務する必要のある職員の服務規程について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、生活館等の町内会館の利用促進と利用制限についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、1点目、生活館等の町内会館の利用促進と利用制限について。

森町には生活館や生活改善センター等、名称はさまざまですが、各町内会ごとに集会所となる会館が設置され、町内会行事を初め、趣味や娯楽、交流や学習といった各層、各団体の幅広い活動に利用されています。森町交流支援センター条例の第1条には、高齢者を初めとして、児童生徒や幅広い各層との交流、研修など、地域の人的交流の促進を図るためと設置の目的が規定されていますが、まさに多くの町民の皆さんに利用され、交流が図られてこそ会館を設置した目的が果たされ、設置したかいがあると言えます。しかし、現実には使い勝手により会館ごとの利用頻度には大きな差があります。特に老朽化著しい施設もあることから集約化を含めた建て直しを検討したり、利用料の設定が旧砂原と旧森で違うことから見直しが必要ではないでしょうか。何より全ての会館が使い勝手がよく、大いに町民に利用されるようになることこそ望ましいことと思っています。ですから、会館の条例では利用の制限、そして利用の許可の取り消し条項がありますが、よほどの理由や利用日時の重なりでなければ、会館を利用させるべきではないでしょうか。

そこで、会館等の利用促進と会館の利用制限や利用許可の取り消しに対する町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えします。

住民生活課所管の各会館等については、町内会ごとには設置されておりましたが、34施

設あり、利用状況につきましては平成28年度実績で1,510回、3万4,326人の方が利用しております。利用状況はそれぞれ違いますが、一番多いのはやはり町内会の利用で、380回、全体の約25%となっております。老朽化等につきましては、必要なところは修繕で対応しており、集約については現在のところ検討の必要がないと考えております。また、森地区と砂原地区の使用料の違いにつきましては、合併前の旧町の使用料を踏襲しており、違うことによる問題はありませんので、見直しは現在のところ必要ないと考えております。各会館につきましては、広く有効的に利用していただきたいと考えておりますが、町民の安全確保を初め、不利益をこうむるおそれがあると思われる危険な団体等や悪徳商法など不測の事態に備え、利用制限等については必要であると考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 今活用状況についてのお話がありましたが、私も利用状況を見せていただいて、非常に大きな違いがあることに驚く部分もありましたが、今言われたようにさまざまな形で実際に利用されているということは非常に望ましいことだと思っています。

それで、制限の問題なのですが、今町長が幾つかの事案を挙げましたけれども、条例の中での規定には4項目が制限の内容として規定されています。その1点目が目的に反する。そして、2点目が秩序や風俗を乱す。3点目として、施設等の損傷や滅失、傷つけることです。そして、4点目として管理上の支障がある場合というような規定があるわけです。こういう状況の中で使用制限するというのはやむを得ない部分があるのかなとは思いますが、平成24年から28年度までにかかわってこういう条項に沿った貸し出しの制限がなかったという、資料請求させていただいたときに回答はいただいたのですが、今年に入って、今年度分についての状況が報告されていなかったのですが、今年においてこういう条項、またはそれ以外も含めてですが、制限の貸し出さないという状況があったのかどうか、それを認識されているのかどうかということがまず1点です。

それと、活用にかかわっては、先ほどのお話でも私がさせていただきましたが、基本的に利用させると、活用してこそ価値があるということから、基本的に使用を優先的に認めていくという基本姿勢、それを堅持する必要があると思うのですが、そのことについての認識があるのかということが2点目。

そして、3点目として、現実に今年度において制限をされた事例があります。そのことに対する理由やその説明にかかわって、上からの指示も含めてあったという発言があるのですが、それらについての認識がされているのかどうか。

この3点について改めて所見をお伺いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、会館の利用の制限の理由について、議員②番で風俗を乱すと言いましたけれども、風紀を乱すの間違いですから、ご認識を改めていただきたいと思います。

そういったことで、24年から28年はこの会館を利用させないということはなかったですが、今年度につきまして、また年度途中ですが、数件ございます。その活用に対する認識につきましては、私どもも十分認識しておりますし、これについてはきちんとした形で、ちゃんとした普通の町内会の利用や、そういうものに制限をかけるというものではございません。

最後の制限に対する理由は、私も聞いてございます。これにつきましては、先ほど議員も申し上げた利用の制限に抵触するおそれがあるということです。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは次に、公務上特別な形態で勤務する必要がある職員の服務規程についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） 非常に不満が残る部分ですが、2点目に移らせていただきます。公務上特別な形態で勤務する必要がある職員の服務規程について。

森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条で、任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができるとなっています。森町職員の中には、消防署員を初め、病院やさくらの園といった24時間体制の職場があり、保育所は土曜日、図書館は土日勤務があり、夜警員や日直のような勤務もありますから、特別の形態によって勤務する必要がある職員がかなりおられます。こうした方々の勤務形態について、条例では別に定めることができるようになっていて、定めることになっていません。特別の形態によって勤務する必要がある職員の服務について規程や規則、内規といった形での定式化された基準となるべきものがそれぞれの部署や職種別に本来成文化されたものがあるべきと私は思います。それがあって初めてそれに基づいた募集要項となるのではないのでしょうか。

そこで、特別の形態によって勤務を要する職員の服務規程の有無と、あるとしたら職種別、職場別になっているのかお聞きします。ない部署や職種があるとすれば、今後の方向性を伺います。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、特別な勤務形態に従事する職員の勤務時間は、必要に応じ所属長が別に定めることができるようになっておりますので、必要に応じて規則や規程、または内規等により業務を行っております。明文化された規程がない

勤務形態もありますが、1週38時間45分という時間の中で運用しており、全く問題ないと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 今全く問題ないということで答弁があったのですが、労働基準法の89条では10人以上の雇用がある、労働者がいる事業所においては就業規則をきちんと届け出なければならないという規定があります。それからすると、さくらの園は明らかに常時10人以上のいる事業所ですから、さくらの園としてはっきりとした就業規則の規定、必要性があるかと思いますが、さくらの園においてそれがいいのかどうかということをまず確認したいと思います。

特になぜこれを問題にするかという、労働条件、働く人たちが今働き方改革ということで国会でもいろいろ論議されていますが、今回森広報の2月号で臨時職員の介護職員、さくらの園の介護職員の募集がありました。この中には、介護職員の労働条件の一つである休日の扱いが土日の交代勤務、夜勤ありという規定になっているのです。それに対して、昨年の12月、それから……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、これもまたちょっと抵触してくるのです。

○6番（檀上美緒子君） 事実として働く状況がどうなっているのかという問題なのです。そして、改善を私は求めたいと思っているのです。

○議長（野村 洋君） そういうふうに端的に言ってください、そしたら。

○6番（檀上美緒子君） それで、今言った12月の部分でいきますと、同じさくらの園の募集なのですが、ここにおいては土日祝祭日の交代勤務、夜勤ありという規定があるのです。明らかに休日の扱いが変わっているのですね、募集要項において。ということは、先ほど労働基準法でも言いましたけれども、10人以上のところでの就業規則が規定されているとすれば、どちらが正しいのか。本来であれば、先ほど言いましたように森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例が臨時職員であってもこれを基本的には踏襲するということになりますから、本来であれば土日祝日の休日として保障されなければならないはずなのです。ですから、そういうような状況がきちんと確保される必要があると思うのですが、そういう実態に今現在なっているのかどうか、そのあたりを町長に、もしなっていなければ改善を要求しますし、なっているのであれば、このようなおかしな広報の形での募集要項になるということは今後改めていくべきではないかというふうにして考えていますが、町長の所見を聞かせていただければと思います。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、どっちにしても難しい。見解を求める。事務的な説明を求める。どっちにしても単純にそういうものをただすのであれば、やっぱり一般質問としてなじまないのですよ。だから、そのところを端的にこれどうなっているのだみたいなことで聞かれるのなら、それはそれでいいのしょうけれども、結局見解とか、どういう実態になっているのだかということであれば、ちょっとなじまないと思うのです。も

う少しいい言い回しできませんか。でなければ、やはりこの分もちょっと許可しかねるのですけれども。一般質問の中身で今後の方向性を伺いますとか、何かそういうようなこと書いているのだから、そういうようなことで少し端的に質問して、そしてならいいけれども、長々とそういう見解とか、実情とかというようなことを聞くということになると一般質問としてはちょっとまずいということになりますよ。

○6番（檀上美緒子君） わかりました。

では、端的に聞きます。先ほど言いましたように、この広報での募集というのは要項に基づいた勤務実態の就業規則に基づいた形で出されていると思うのですが、このような突如変更があるという、そしてまたそれぞれの職種によって全く異なった要項内容になっているという、こういう形の編集方法については今後改めるべきだと思うのですが、町長の実態を押さえた上でこういう改善策にかかわる見解をお聞かせ願えればと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

町では臨時職員、パート職員、いろいろな募集を広報に対して募集させていただいております。また、新聞広告等で募集する場合もございます。ですが、24時間勤務の場所、場面には、病院ですとか、議員のおっしゃっているようにさくらの園も夜勤体系がございます。さくらの園については、明文化されました規程の整備というのはございませんけれども、あくまでも面接に来られた方々、それから実際に働くときにはきちんと内容を雇用契約を結んだ上で就労していただいておりますので、ここは就労された方々がきちんと理解をして勤めていただいているということで、支障がないものと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 答弁の漏れ。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますから、もしあれでしたら、再々質問で聞いてください。先ほど再質問でしょう、再々質問ありますから、そこの部分でただしてください。

○6番（檀上美緒子君） 私も大分混乱しているので、申しわけありません。

先ほど言いましたように、こういう広報の中で一貫性がない状況を是正するべきではないかと思っているのですが、それについて今後の編集方針も含めて内容検討についての町長の見解をお聞かせ願いたいというのが1点です。

それと、採用にかかわっての問題なのですが、先ほど町長の答弁の中でさくらの園の就業規則がないとおっしゃられました。それは甚だ問題であって、早急にきちんとした形で作るべきものだと思うのですが、そのあたりについてもお伺いいたします。

2点お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

広報等の表現も含めて先ほどは問題がないということで、支障がないということで、広報の募集の部分については直す必要がないと、そのように考えます。

そしてまた、町の勤務形態さまざまございます。各課において、また消防等24時間勤務

をする、そういう職場においてもいろいろと規定がございますので、それぞれの部署において必要に応じて規則や規程は定めることができるというふうになっております。ただ、今現状でお勤めいただいている方々というのは、あくまでもきちんと雇用契約を、先ほども申し上げましたように雇用契約を結んだ中でご理解をいただいて勤めていただいております。そういった関係では、これからもこの契約については問題なく、支障はないというふうに、先ほどと同じ答弁になりますけれども、答えさせていただきたいと思いますし、またこの明文化についても各課について各課で必要であれば明文化していくということにしたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公務上特別な形態で勤務する必要がある職員の服務規程についてを終わります。

以上で議席 6 番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、ドローン（マルチコプター）の導入と利活用について、議席 1 番、三浦浩三君の質問を行います。

○1 番（三浦浩三君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

ドローンの導入と利活用についてであります。無線操縦での無人小型ヘリコプターは、軍事用での開発、実用が始まりですが、昨今の技術革新で特に高性能バッテリーと高出力モーターでドローン（マルチコプター）の普及に目覚ましいものがあります。最近では、空撮や広範囲のもろもろの調査などに各自治体やメディア関係も利用しております。また、宅配業者などでは、小荷物を各家庭へ空輸できないか現在実証実験が始められてもおります。

そこで、当町としてもこのドローンを導入し、種々の政策を実行する上での総合判断の重要なアイテムとして活用すべきと考えます。また、空撮、監視や警備等というプライバシーと隣り合わせの側面と事故を誘引させないための地域に即したルールづくりも必要と考察されます。ドローンが隣にあって当たり前の時代となりつつあり、当町の新たな手法での PR に活用したり、愛好者が集える場の提供などをし、新観光産業につなげる企画も考えられます。さらに、もろもろの事態に即応するためには機能的で高性能な機種と操縦者の養成も必要と思います。これらの諸案件を熟考し、ドローンの導入について町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員の質問にお答えします。

ドローン等の無人航空機は、昨今の技術革新により一般の方にも身近になり、産業利用のみならず、個人の趣味にも普及し、全国的にも民間、自治体を問わず活用事例が多数報告され、今後もさまざまな分野において利活用が期待されています。森町においてもドローンで撮影できる写真やダイナミックな動画などによる景観美のPRを初め、産業利用や調査活動などを含め多様な活用方法が見込まれるものと考えております。その一方で、ドローンを利用した事故や事件が多発し、2015年12月に航空法の改正が行われるなど、法の遵守や安全性の担保が求められていることから、森町での利用形態を十分今後検討、考慮してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○1番（三浦浩三君） ただいまの町長の答弁で、これを購入して導入するという答弁がどうも聞こえてこなかったみたいで、できれば活用ですから幾ばくかのお金も。そして、マルチという考え方、職員の皆さん方にも、今までの物の捉え方、考え方というのは水平思考というもので、そうでなく、我が町でこれからいろんなものに取り組むためのマルチ思考、立体思考というもので物事捉えてほしいと思います。そのためには、改めて再度聞きますが、幾ばくかのお金で何とか、いろんなことに利用できますので、そしてこれからのまちづくりに十二分に反映させるためのその方法としてドローンの導入というものをぜひ検討してもらいたいと思いますけれども、再度答弁お願い申し上げます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろ先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、活用方法というのは本当に幅広く、そして個人でも、町内の方々、個人や企業でも所有されている方が大変増えてまいりました。一方で事故や紛失などもたくさんあるのですけれども、これに対して当然今ドローン操縦者という免許制度もございます。こういうのでは、うちの職員の中できちんとドローン操縦士の資格を有している人間もおります。ただ、資格はあるのですが、もしドローンを利用するということになりますと、場面、場面によってはドローンも各種多様に、小さいものから非常に大型のものまでたくさん種類がございます。その1台だけを保有するということは、例えば活用できない場面もございますので、これはやはり今現在のところは町で所有するべきものではないと、そのように考えてございます。そしてまた、必要な場面、調査関係では逆に調査を発注した場合にその企業がそういったドローンを活用して調査するとか、また万が一救助、それから捜索、人間が入り込めない場所、そういうところを捜索する場合にはどこからか調達したり、もしくはドローンを持っているところをお願いをしたりと、そういう使い方が今のところはいいのではないかなと、そのように思います。当然所有しますとリチウムバッテリーの寿命や取り扱いによっては整備、そういった関係で経費も発生してまいります。現在のところは、まだまだそういったところを考えますと町で所有するということはもう少し早いのかなと、そういうふうに考えてございます。

以上を申し上げまして再質問の答弁とさせていただきます。

○1 番（三浦浩三君） 終わります。

○議長（野村 洋君） ドローン（マルチコプター）の導入と利活用についてを終わります。

以上で議席1 番、三浦浩三君の質問は終わりました。

次に、6、防災行政無線について、議席7 番、河野文彦君の質問を行います。

○7 番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

防災行政無線についてです。東日本大震災以降、自然災害への備えが重要であると再認識をさせられましたが、食料などの備蓄と同時に重要なのがさまざまな情報の伝達であります。特に大きな自然災害発生時には、大規模な停電となり、情報取得手段の大半を占めるであろうテレビ、インターネットは使えなくなることが予想されます。携帯電話も災害発生時には回線パンク状態となり、不通となることは既に経験済みであります。何よりも守らなければならないのは人命であり、災害発生時に町民がパニック状態に陥ることなく、情報が的確に伝達され、個々がとらなければならない初期対応、安全な避難場所への誘導など、スピーディーで正確な伝達システムの構築が求められています。

森町では、東日本大震災発生時に物的被害はあったものの、幸いにも人的被害はありませんでしたが、近年の全国的な自然災害発生状況を見ますと、突発的な豪雨、前兆のない噴火、局地的な地震などが多く見られ、浦河沖地震多発地帯、活火山駒ヶ岳と私たちの生活のすぐそばに大規模災害の要因が潜んでいると言っても過言ではありません。また、他国からの武力攻撃に対応したJアラートと連動して警報が数回にわたり発信されている状況でもあります。防災行政無線戸別受信機の設置を進めている森町では、情報伝達手段が確保され、大規模停電や通信インフラに障害が出た場合でも一斉に情報を発信できることは安心、安全な生活環境を創造するためには必要不可欠な事業であり、私も一刻も早い設置を望んでおります。また、自然災害時だけではなく、献血や検診などの町民生活に必要な行政情報を発信することは情報難民をつくり出さないことに大変役立つと考えます。しかし、広報もりまちのお知らせにもあるように、設置完了後は屋外拡声器の設置数を減少させ、行政情報が放送されないとのことですので、情報難民が発生するのではと危惧いたします。また、戸別受信機は一般家庭にのみ設置とのことですので、質問いたします。

1 番、屋外拡声器は、観光客など森町民以外の方への情報伝達手段として重要であるが、設置数減少をどのように補填するか。

2 番目として、さまざまな理由により戸別受信機を設置しない世帯があるが、対策を考えているか。

3 番目として、出勤中などの自宅不在時の情報伝達をどのように考えているか。

以上を質問いたします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えします。

防災行政無線は、緊急時には気象情報及び災害情報などの的確かつ迅速な発信を行い、

一方平常時には行政からのお知らせを放送するなど、町民の皆様の生活に必要なものであります。町では、平成28年度から平成30年度の3カ年事業により実施するデジタル化整備に伴い、以前からの懸案でありました森地区全世帯への戸別受信機設置を推進しているところです。

さて、1点目の屋外拡声器ですが、戸別受信機が全世帯に設置されることを踏まえ、更新箇所数について見直しを行ったところです。その結果、駒ヶ岳にかかわる第1次避難区域及び森町津波避難計画に基づく津波浸水予想地域に設置してある拡声器については原則としてデジタル更新いたします。減少となる箇所につきましては、駒ヶ岳から遠く、かつ高台に位置しているなど、比較的災害発生のおそれが低い地域としていることから、観光客などへの影響は低いと考えております。

2点目の戸別受信機設置対策ですが、未設置となっている主な理由としては、訪問を重ねても連絡がとれない世帯や比較的若い世帯で必要性を感じないなどの理由による辞退などが挙げられます。対象となる世帯へは職員が直接訪問したり、郵送により手を促す、さらに防災行政無線による周知、町内会への周知協力依頼など、さまざまな働きかけを行っております。引き続き災害時等に防災行政無線の果たす役割や重要性を改めてご説明申し上げながら、同意が得られるよう努めてまいります。

3点目の自宅不在時の情報伝達についてですが、災害時には屋外拡声器による伝達が基本となります。そのほか、広報車による伝達や町ホームページ、緊急速報メール、テレビ、ラジオ放送などにより情報伝達を行うこととなります。なお、平成31年度以降に一般世帯の戸別受信機取り付け状況の推移を見ながら、有償によりますが、事業所等への設置も進める予定でおります。

以上のように町では複数の手段を使い、町民の皆様が在宅時、外出時、車内など、どこにいても情報が伝わるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（河野文彦君） 屋外拡声器が減少するという点で、危険箇所については従来どおりデジタルで新しいものに整備して、比較的安全なところを減らしていくというようなご答弁でしたので、観光客の方は結構駒ヶ岳に登ったりだとか、鳥崎八景に上がったりとかという人もいますかと思うので、山の中にまで立てるというのもまた大変かもしれないのですけれども、できるだけ情報の伝達がおくれるということがないように、減らすところも十分勘案してもらえたらなというふうに思いました。

また、2番目の連絡がとれない、必要性を感じないという方もいらっしゃるというふうに私もよそからも聞きました。この辺も、あつて邪魔になるとか、そういうものではないので、粘り強く、基本的に業者の方が回っているというふうには伺っているのですけれども、町としても要らないと言わせないような広報を粘り強く続けていってほしいなと思いました。

私防災無線で気になっているのが特に3番目なのです。私も日中会社勤めのサラリーマンで、日中自宅以外で仕事されている町民の方は、防災行政無線が発信する情報については屋外拡声器だけが頼りというような状態になっていると思うのですけれども、屋外拡声器、場所や風向き、また最近の建物は断熱効果がすごくいいので、大変聞き取りにくいのです。勤務先の情報収集というのはすごく難しい状態になっていると思います。現実として日中に勤めている、出かけている方が多くいる中で、各企業の事務所、工場、また農業、漁業の方でも作業所だとか水槽場みたいなのところにも戸別受信機を、先ほど有償というふうに伺ったのですけれども、正直言って日中勤務先にいる方のほうが多いと思うのですよね、日中自宅にいる方より。ですから、その辺は企業に設置するものであるかもしれないのですけれども、有償と言わず、無償でもつけたほうがいいのではないかなと。そっちのほうが情報の伝達が進むのではないかなと思うのですけれども、その辺もう一度、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、伝達について、万が一災害等があったときにこれが町民に伝わらないということは一番よろしくない状況ですから、こういうことがないようにまず進めてまいります。そして、間引き、屋外無線機についても間引くということは、今現在屋外拡声器まだ生きていますから、全戸戸別受信機がついていないものですから、ゆっくりとお話しさせていただいています。当然聞き取りにくいし、早口、普通の会話で話ししても屋外拡声器がたくさんあるところは干渉し合って逆に聞こえない。全ての住宅に戸別受信機がつき終わったときには普通の会話の状態でお話ししますから、逆に余りたくさんあると聞き取りづらいというところもございます。そういった点きちんと確認をしながら、我々も間引き、少なくするというふうを考えているところです。ただし、肝心な部分には、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、きちんと屋外拡声器は残す。大体作業されるところというのは、皆さんが勤められているところというのは割と拡声器がまだ残っている場所ではないかなと、そのように少し考えてございます。

そして、戸別受信機、先ほども申し上げましたが、なかなか設置が進まない。この理由は、まだいろいろそれぞれの家庭にあると思います。ただし、了解をもらわないで、電波の受信の状況悪いところには住宅に小さな穴をあけさせていただかなければならない。これがやっぱりちょっと傷つけないというお宅も中にはあるようです。この点につきましては粘り強くまいります。旧砂原地域におきましては当初必要ないというふうにし

てお断りされて、ついていなかった家庭もございます。そういった方々、駒ヶ岳が小噴火したり、それから町内会などの情報、それから行政からの情報がきちんと伝わらないということで、結果的に取りつけてくださいということになりました。そういうことで、町民の方々、今現在必要ないと言われている方々も実際に運用がきちんと始まれば、ぜひつけていただきたいと、そのように言っていただけると、そのように思っております。ですが、きちんと100%なるべく家庭にはつくように取り組んでまいります。

そしてまた、先ほど企業関係については有償になるということでお話しさせていただきました。これは、町で起債を起こして実施している事業でございますので、地元企業もありますが、地方の企業もあります。個人に対しては町民ということで無償で提供いたしますけれども、町で起債を起こしている関係上、企業に対する追加や、また新たな家庭以外の取りつけというのは有償になるということでご理解いただきたいと、そのように思っております。

これからもどんどん、いろんな場面で私もこの必要性について発言させていただいております。ぜひ皆様方からも町民のついていないところにはいろいろきちんとお話ししていただいて、100%にご協力をいただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（河野文彦君） 砂原地区、旧砂原町は個別の受信機というのはいち早く導入していて、旧森町、私森町のほうなのですけれども、大変うらやましいなとずっと思っていて、今戸別受信機を森町の方が断るとというのが私も理解できないと言ってしまえば言い過ぎなのかもしれないのですけれども、ぜひつけてほしいというふうに思っています。

それで、まだ連絡がとれなくてつけていない方、完全に要りませんと断った方、2パターンあるかと思うのですけれども、断っている方が結構多いというふうに聞いたのです。それで、これまだ進行中の事業ですので、答えていただければそれはそれでいいのですけれども、完全に断られた機械の台数です。これ契約で町で購入した機材になっているかと思うのですけれども、これの取り扱いです。今後余った機械、極端に言えば返品するのか、不良在庫として町が置いておくのか、どちらかだと思うのですけれども、あえてこれに関しては答えはあれなのですけれども、もし不良在庫として抱えるようなものになってしまうのであれば、先ほど言った何らかの形で企業、企業だけではなくて漁業者、農業者の方とか、有効に使っていただきたいなというふうに思って、結構断っているという数が膨らんでいるという話をさせていただきました。

それで、起債でやっているのです、民間企業、ましてや町外の企業もある中で無償で配るわけにはいかないというふうなことは私も理解しました。それで今後、ふるさと納税が大変好調な状態で、その辺も活用して町内にある企業、町外の企業も含めて森町に構えてくれていますので、その辺はふるさと納税の活用も十分よろしいのではないかなと思うのですけれども、その辺まずもう一点お願いします。

特に災害などの緊急時に正しい情報の伝達というのが重要であるというのは最初にも申したのですけれども、先ほど同僚議員の質問の答弁の中で、職員の方の話のときですかね、SNSを活用して職員の情報伝達ががっちりされているのでというようなお話があったと思うのですけれども、町民向けの情報発信、防災行政無線を補填するという部分でも情報の発信により一層SNSを活用していくというようなお考えがないかというところ。

2点もう一度伺いして、再々質問にさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

まず、数量は、まだ事業が全部終わっておりませんので、これからきちんとした屋外拡声器から行政情報が流れないなどいろんな内容が理解できれば、恐らく取りつけていただけるのではないかなと、そのように思って進めております。そういう中で最終的に個数が余る。つけなくても当然つけるだけの屋内拡声器、戸別受信機は町の中にはちゃんと確保しておきます。これは、当然きちんとして理解して最終的には100%取りつけるという考えからで、これを企業関係に流用するというのは、これはまた別な話で、企業に対しては改めて申し込みをいただいて、その分は別に準備をするということで進めていきたいと、そのように思っております。

そしてまた、SNSの活用なのですけれども、これは今後もさらにいろんな活用方法がございます。勝手に個人に対して発信するということもできませんので、災害が起きたときには屋外の拡声器が間違いなく作動し、そこから情報の発信もいたしますので、ほとんど必要がないのかなと思いますけれども、万が一そういうものも全てだめになったり、それからこれから担当課のほうでそういうシステム組めるかどうか、進めるかどうかも含めて検討課題になってきますけれども、要望のある方に対してこういう状況が発生したよというのを個別に発信するかどうか、今後の課題と、そのようにさせていただきたいと、そのように思います。以前3.11のときに電話回線がパンクして連絡ができなくなったという状況がありましたけれども、インターネットのメール回線は十分余裕がございましたので、そこを使って、私も当時は現地におりましたから、連絡調整をしたりということもできます。今も恐らくSNSの回線につきましては災害時にかなり余裕があると思いますので、そちらを上手に活用するというのも今後の防災対策の一つとして捉えさせていただきながら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 防災行政無線についてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、7、「新森町史」の編さんと歴史的資料収集・管理・活用について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

「新森町史」の編さんと歴史的資料収集、管理、活用についてということで質問いたします。森町の歴史は、旧森町開基120周年記念事業として昭和55年7月に発行された「森町史」続編と位置づけられ、平成17年3月に発行され、昭和55年から平成16年までをまとめた「森町編年史」、そして旧砂原町の町制施行30周年記念事業として平成12年3月に発行された「砂原町史」があります。森町と砂原町が合併して新森町が誕生して13年目を迎えるようとしていますが、過去を知ることは現在を正しく認識し、将来の発展のために欠かせないことと言われるように、旧両町の合併までの未整理の歴史と少なくとも合併後の13年間の歴史をまとめた「新森町史」の編さんに着手すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、各町史の編集後記などで指摘されている歴史的資料の紛失などによる資料収集の困難さが「森町史」では7年、「砂原町史」では5年という歳月を要したとされていることから、日常的に森町の歴史的資料収集と管理が重要であると考えます。現在森町行政での歴史的資料の収集管理がどのように行われているのか。また、歴史の歯車を動かしたのは無名の庶民なのである。これは「森町の歴史散歩」の中で指摘されていますが、そうふうに指摘されていることから、民間の歴史的医療の収集、管理が重要だと考えるが、いかがでしょうか。

さらに、蓄積された歴史的資料の町史編さん以外の有効活用を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○教育長（増川正志君） 松田議員の質問にお答えします。

初めに、「新森町史」の編さんに着手すべきとの質問についてですが、町史は郷土発展の記録であり、町を築いていくための礎となるものであります。「森町史」においては開基120周年、「砂原町史」においては町制施行30周年という大きな節目に発刊されております。このことを踏まえつつ、新森町として発足し13年であることから、今必要なことは合併までの未整理の歴史を含めての編さんの意義や方法、資料収集の方法等について総合的に整理し、長期的展望を持つことが必要だと考えております。

次に、森町行政における歴史的資料の収集、管理についてですが、郷土史の資料となるものについては永年保存が原則となっており、各担当課で保存、管理しております。また、人口、産業、経済、社会、教育などの基本的な資料として森町統計書を作成し、公開しております。民間の歴史的資料の収集、管理につきましても大変重要なことと認識しており、町に寄贈されたものは大切に保管しております。さらに、森町に関する記事をスクラップした森新聞を作成し、資料として保存、公開しております。

蓄積された歴史的資料の有効活用につきましては、広報等への記事掲載や郷土資料室での展示、小学3年生、4年生を対象とした社会科副読本、町内の小中学校への出前授業等で活用しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） それでは、再質問という形でさせていただきますけれども、今の教育長の答弁の中で、すぐやるとか、やらないとかという返答はいただいていないのであれですけれども、資料収集に関しては常時行われているのだという話になっています。それで、要するにその資料収集というのは今各担当課個々でやっていると、行政情報に関しては。行政の文書に関してはやられている形になっているみたいなこと言っていますけれども、本来であれば各資料というのは、森町の文書取扱規程の中ではどういうふうに書かれているかといいますと、文書の廃棄は毎年6月から7月まで総務課、各課の文書取り扱い主任が行うと。さらに、廃棄簿冊目録を文化財担当課に送付するのです。さらに、歴史的資料価値のあるものについては確認をし、総務課に連絡し、総務課が処理をするという形になっています。これというのは実際にどの程度行われているのか。そして、ここで歴史的資料価値のあるものという形に書いているのですが、それはどこの部署が行うかという問題があるのです。多分ここで書いているように文化財担当課に送付するというのは、教育委員会のはずなのです。教育委員会でその確認をして、最終的に総務課で管理するみたいなことを書いているわけです。実際にその点行われているのかどうか。

さらに、それは総務課の絡みの問題であるのですが、もう一つ、歴史的資料に関しては、今教育長がおっしゃっていましたように、新聞の切り抜き等についてはスクラップされて情報提供されているという、それは確かに行われているようですが、そうするとそれは図書館で行われているわけですね、最終的には。図書館の機能を今後どうするのかという問題が出てくるのだと思います。それで、まず文書確認の部署の問題です。歴史的資料価値の判断基準がどこでどのような基準で行われ、そしてその資料というどこの部署が担当課で最終的な管理を行われているのか。それちょっとお聞きします。

さらに、図書館においては奉仕係というふうに担当の形になっているのです。それでは担当部署というのは文化財担当者、社会教育課の文化財保護係になるのかなと思ったりもするのです。この辺確認、最終的にどこが責任持つのか、その辺をお願いします。それは、教育長の範疇を超えている部分があるのだと思います。総務課サイドの管理の問題も、先ほど言いました文書管理規程からするとそういう問題が出てくるだろうと思いますので、その辺は総務課長のほう、もしくは町長のほうに確認したいと思いますけれども、その辺をお願いします。

それと、さらに有効活用と蓄積の問題なのですが、今現在私が把握している中では、図書館が切り抜きをスクラップ、道新等の何紙か、読売、朝日、今函新も入っていると思いますけれども、その辺のデータを集めてやっているわけです。そしたら、どういう形で言

われるかといいますと、いつごろの新聞の記事を探しているということ言えば探してもら
える話は聞いています。それで、そういう使い方しかできないのかなと思って、もっと有
効に使うのにはどういう方法があるかという問題なのですが、データベースにするしか
ないのだと思います。それをどういう形でやるのか。さらに、民間の資料とかいろんな資料
というのは膨大な数が今あるわけです。それはインターネット上も含めて、町民が個々の
分野で活動しているというのは新聞だけではないですよね。例えば公民館活動の中でい
ろんな各種団体がやられている。いろんな団体の資料とかも、当然その活動の歴史とかま
とめているのたくさんあるわけです。そういうのは保管というのは行われていないのか。当
然それも歴史的資料としては重要なわけですから、やるべきだと思いますけれども、その
辺どうなっているのか。今の教育長の話では新聞の切り抜きのみの感覚でしかないの
で、その辺はどうなっているのか。

さらに、データベースの話なのですが、町長の執行方針の中でどういうことが書かれて
いるかという問題があるのです。自治体業務情報化、電子化という問題が言われていま
して、官民データ活用推進基本法に基づく世界最先端ＩＴ国家創造宣言、官民データ活用推
進基本計画を踏まえ、オープンデータなどのさらなる推進とともに、庁内におけるＩＣＴ
技術の利活用を推進して情報の有効活用をしようという話を言っているわけです。とすれ
ば、当然そういう文化財、文化関係の記事もデータベース化して公開されてしかるべきも
のだろうと私は思うわけですが、その辺の考え。今やられていないのですから、その
辺町の方針としてそういう方針持っているわけですから、その分野の部分も含めて考え
るべきだというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

まず、とりあえずそういう形で再質問という形でしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 １時４２分

再開 午後 １時４３分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、松田議員のご質問にお答えいたします。

まず、私のほうからは文書管理取扱規程の関係ですが、議員おっしゃるとおり、
第31条のほうに文書の廃棄についての記載がございます。各課で廃棄する簿冊については、
ほとんどが一般行政に関する書類ということで、その中身、手続については省略している
ものもあります。先ほどの答弁にもありましたとおり、歴史的なそういう価値のある資料
につきましては永年保存が原則ということになっていますので、各課で責任を持って保存、
管理をしているという状況です。担当課で歴史的資料となるかどうかについて判断に迷
うときには、都度総務課、社会教育課と協議をしながら進めていくべきだというふうに考
えています。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えします。

町史を編むということは、議員も先ほどおっしゃいましたが、過去を知ることは現在を正しく認識し、将来の発展のために欠かすことができないということでもあります。そして、今過去から学ぶこととしては、森町史においても砂原町史においても120年という時間的経緯を持って刊行されたことになります。つまりある一定の時間的な経緯をもとにしないと、町の変化、発展等は十分に押さえ切れないものだというふうにして思っておりますので、長期展望での編さん、まずそういった展望を持つことが必要なというふうにしております。ということで、やっぱり歴史を編むということは待つということも非常に大切な作業なのだと。そして、今が歴史的事象の瞬間ですので、できることを精いっぱいやって、歴史的事象を積み上げていくことが必要なというふうにして思っております。

次に、新聞記事のことについてですが、今は図書館で行っております。それは、図書館の機能を生かしての部署での適切な対応をしておりますので、それについては何も今指摘されるようなことはないなというふうにして思っております。

さらに、データベース化ですが、その前に電算化することが必要なので、その際に検討事項になることかと思っておりますが、まだ私どもの視野には入っておりません。

また、公民館等での団体活動の資料ですが、各団体の記念誌は図書館で寄贈を受けて保存しているところであります。

再質問の答弁といたします。

○議長（野村 洋君） 松田議員、答弁漏れなかったかい。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） では、再々質問で再確認してください。

再々質問。

○14番（松田兼宗君） まず、町史のことでこんなに幅が広がっていくとは当初思っていなかったものですから、私自身も。調べていくといろんな問題が出てくるのです。そもそも一番肝心なことは、今教育長の答弁の中の話だとある程度まとまったらやることを考えるという方針も、どういう方針つくっているかにもよるだろうという話で、今その蓄積段階が必要なのだという話だと私は受け取りましたけれども、確かにそうなのです。今10年たったからつくれという話ではないのです。問題は、いずれつくらなければならないはずなのです。そのための資料収集をどうやるのかという話なのです。今やっている今のやり方ではまずいのではないのですかということです、私の言いたいのは。だから、図書館なのか、それとも、社会教育課の図書館の奉仕係というふうになってくるのですが、どこなのですか。各課なのですか。そこなのですか。どこかが中心になって、そのためではないのです。歴史のためという一つの目的があっても構わないのですが、毎日の積み重ねのデータを蓄積することが町史をつくる上で大事なのではないのですかということ。だから、最初初めての歴史をつくったのは森町で7年、砂原町史で5年かかっているのです。そのとき苦労しているのは資料収集なのです。資料に基づかない歴史なんて書けませんから。だか

ら、ふだんからの日常的なデータ、それと歴史的な価値のあるものが必要だと言っているのです。なのに、歴史的資料の価値、判断はどこでどういうふうに行っているのかもわかっていない。あやふやですよ。

さらに、今で言う文書管理規程からいうと、総務課が各課の文書管理担当者に任せているような雰囲気、そして社会教育の担当者のほうと話をしている話をするのですが、社会教育課のどこが担当かという、文化財保護係なのです。文化財なのですか、資料収集というのは。違うのではないですかと私思うわけです。その機能というのは、私はやはり図書館が重要な役割を果たさなければならないのだというふうに思うのです。それで、図書館の機能って一体何なのかという話なのです。図書館法によれば、図書を記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設と書いているわけです。さらに、今回の教育長の施政方針の中には、図書館について町民一人一人の学習を支援し、潤いのある生活の一助となるよう蔵書の整備と森町資料の収集、新刊情報の提供に努め、図書館機能の充実を図ってまいりますと書いてあるわけです。だから、森町資料収集というのは図書館で当然やる。ここに書いていることからすれば、やらなければならないことだと私は思うわけです。では、具体的にどういうことをやっているかという、新聞の切り抜き程度なのです。それではまずいのではないですかと私は思うわけです。

データベースの話先ほど言いましたが、それは町の方針でそういう話を進めているわけですか。町の方針というよりも、国の方針なわけですよ。それにのっとった形で各市町村、都道府県も含めて全部そうなのですが、そういう情報を公開するという、提供、どんどん公開していくのだと。そして、森町に関しては、オープンデータという形で先進地だと言われているのです。先進地だと言われているデータの量というのはどれだけの量あるか。公開されているものは12しかないのです。12個のオープンデータしか公開されていない。先進地と言えるのですか。そういう筋の人たちからすれば、当然進んでいると言われているのだけれども、その一翼を担う情報の共有、町民との協働のこともありますけれども、そこからすれば、歴史の資料収集して、それを情報を開示する。皆さんと共有することがオープンデータの活用というふうになっていくのだと私思っていますし、そういうことをやっていかなければならない、これから。だから、今までやっていないことについてどうのこうのという話はないのですが、もう少しその辺の資料収集に関して考えていただけないのかなと思っています。

さらに、歴史書がどうのこうのと、そんなこと私すぐつくれなんて思っていない。つくれると思っていないから。今の状態ではそれこそ5年も10年もかかるわけですよ、そういう資料収集すること。それで、最後に、いろいろあるのですが、資料収集の一つとして、過去に町史を書かれた方がもうほぼ亡くなって、いらっしやらないのです。とすれば、その人たちの持っている資料等を何とか今のうちにいろんなものを集める段取りも考えていく必要があるのだと思うのですけれども、その辺も含めて今後の歴史的資料収集に関し

で最後に質問して終わりたいと思います。

(「議長、ちゃんと調整とってから答弁させなさい」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を再開いたします。

○教育長(増川正志君) お答えいたします。

資料収集について幾つか課題を指摘されましたけれども、今私どもでできる課においてできることを精いっぱいして収集していきたいというふうにして思っております。また、たかだが新聞の切り抜き程度ということもありましたけれども、非常に重要な蓄積ではないかというふうにして考えるわけです。そのことをぜひご理解いただきたいというふうにして思っております。

それから、各町史において5年、7年ということを経験されましたけれども、それは必ずしも資料収集の困難さだけではないようです。当然5年、7年かけて、資料収集の計画年もありました。そして、執筆年に半分以上かかっているわけです。そして、当時においてはパソコンもインターネットも普及していない中であって、編さん室を設けて編集人がそれぞれ自己で収集してつくり上げたのです。あの時代に、それも5年、7年という短い時間の中で。まさに努力、熱意です。その上に町史が今あるわけです。私たちもそれに見習って、丁寧に蓄積をしていきたいというふうにして答弁して、再々質問の答弁といたします。

以上です。

(「担当課はどこになるの」の声あり)

○教育長(増川正志君) それも今担当課で蓄積しておりますので、いずれ……

(「担当課どこ」の声あり)

○教育長(増川正志君) 各担当課です、我がほうの。いずれその時期が来ましたら、一本化して編さんに向かっていきたいということです。今は各担当課での蓄積を重視しているところです。

以上です。

○議長(野村 洋君) 「新森町史」の編さんと歴史的資料収集・管理・活用についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、8、資源ごみの扱いについて、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

資源ごみの扱いについて。一般道路や河川、海岸の不法投棄ごみについては、これまで対策を求めてきた経緯もありますが、残念ながら一向に改善の方向が見えません。捨てる人間のモラルを変えるしかないのかとも思われます。資源ごみ（空き缶等）を有償化することにより不法投棄を減らしている自治体も多くあります。資源ごみを商業施設の近くに持ち込み、カード決済でポイントを付与し、購買にも役立ててもらう仕組みです。不要なごみから有価物への転換は、捨てる人の意識の変化を生み、投棄防止につながります。行政、リサイクル業者、商工会等の連携が必要であり、当町においても検討すべき事例だと思います。町長の所見を伺います。

また、環境保全（美化）に対する町民の意識の向上をどのように推し進める考えか、あわせて伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

不法投棄対策への取り組みとしましては、看板の設置や近年ではのぼり、ダミーカメラの設置など、今まで以上にパトロールの強化を図っておりますが、国道を初め、町道や農道沿いへの空き缶などのポイ捨てが非常に多く、大変苦慮している状況にあります。

さて、ご提言のポイント付与制による資源物回収サービスなどは、他の自治体での取り組みとしては町内会などの民間団体による資源物回収に対して補助制度があるようです。また、古紙リサイクルポイント事業ということで、指定ごみ袋と交換する事業を展開している自治体もほかにあります。当町においても、どのような制度がよいのか内容を調査研究し、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

環境保全に対する町民の意識向上の推進につきましては、小学校の社会科見学などによる学習を初め、漁業関係者と小学生の環境美化活動としての港湾清掃などを通じ意識を高めてもらう取り組みを今後も継続してまいります。

不法投棄対策は、今後におきましても森警察署との連携強化を図り、積極的に広報活動を展開してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 当町においても今後検討してまいりたいというお話をいただきました。これは長野県でやっている内容のやつを知人を通じていただいたものなのですけども、まず有価物にするということは、それだけポイントがたまる、お金になるということでございますので、大変な申し込みがあるということなのです。それがまた直接、ここ

にも書いておりますように購買にもつながっていくということで、一石二鳥だということでございます。今そういったカードを使ってポイントを付与するというのが私たちの生活の中ではごく当たり前になってまいりまして、全ての方がそういった恩恵に浴しているような状況でもございます。森町においても商工会で発行しているも〜りーくんカードとかございます。使い勝手はまたこれとは違った意味での使い方になっているかもしれませんが、いろんなカードを利用しまして、それはすぐ利用可能な部分も出てくるのではないかというふうにも思っております。

あらゆることがそうだと思いますけれども、自分にとって利益があるかどうかということが一番住民の方々、町民の方々の判断の基準になってくることは今さら言うまでもないわけでございますので、これはお金になるという意識の変革をすることによって、本来はそればかりではないのかもしれませんが、そういったことを通じて不法投棄をなくしていく、そして資源を有効に使っていく、また自分に対してやっただけの報酬が得られるというような仕組みをきちんとつくり上げていくべきだと、こんなふうにも思うのです。残念ながら、本当に森町も不法投棄がなくなる状況がずっと続いております。これは、誰の責任ということになかなかありません。対処する側の苦労というものは並大抵のものでないことも重々承知しているつもりでございます。だからこそその発想の転換といいますか、それを今やらなければならないだろうと、こんなふうにも思っているところでございます。

ごみ一つ、その捉え方によりまして全然人の感覚が変わってまいります。捨てる人を見たら情けない気持ちになりますし、拾っている子供たちを見たら一瞬にしてそれがすばらしい光景に見えるわけでございます。そういった場面をどれだけ多くつくり上げていくかということでもあろうかと思えます。そういった意味で、ごみの取り扱いにつきましては森町の人たちの考えがある意味大きく変わるものでもあるような気がいたしますので、ぜひ資源ごみにつきましては有償化を早急に図っていただくようお願いしたいと思っております。それが午前中にもありましたように、例えばいろんな森町を訪れる人たちに対しての礼儀でもあり、いいイメージを与えることにもつながっていくかと思えますので、その点につきましては不法投棄をなくす、そして有償化という利益を与えるということを早急に考えていただきたいと思いますけれども、もう一度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

ごみの不法投棄、空き缶のポイ捨て、ペットボトルのポイ捨てなどは、本来は人間としての道徳的な部分に働きかけて、本来しないのが、ごみはきちんと自分たちで片づけるのが本来の姿でありますけれども、なかなかしつけの行き届いていない方々や車の中はきれいにするけれども、外は全く違うという感覚の持ち主がおったりということで、罰則規定があつたり、もしくは重い罰則があればしなくなるのかなとも思いながら、それも強要できない状況ですから、そういう中におきまして行政ポイントを付与するというものも町で昨年度から取り組ませていただいております。町内の商店会で行っているポイント制度に

も、恐らくこれはお互いにいい関係になるのではないかなと、そのように思ったところがございます。宮本議員の提言には非常に可能性の大きなところがございますので、これはそことあわせて町内からの小さなそういう、空き缶のポイ捨て、ペットボトルのポイ捨てがなくなれば最高だと、そのように私どもも思っております。

クリーン作戦、年々ごみの回収量少なくなっています。それだけみんな美化意識を持って町内をきれいにしていただいている。捨てる方が少なくなっているのだと、そういうふうに感じておりますけれども、これを最終的に完全に捨てないようにさせるためにも、これから取り組んでいきたいと思っております。時期におきましては、これから担当課のほうでいろいろと調整、調査研究も少しございますので、その辺はつきり明言はできないのですが、ぜひともこれは実現にこぎつけて取り組んでいきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 資源ごみの扱いについてを終わります。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、9、森町史跡の看板について、保育所、幼稚園の見直しについて、議席10番、久保友子君の質問を行います。

初めに、森町史跡の看板についてを行います。

○10番（久保友子君） 通告に従って、2問質問させていただきます。

1問目、森町史跡の看板について。命名150年、北海道の歴史において森町は重要な文化、史跡の場所が数多くあります。観光案内の看板が町内に15カ所設置されております。そんな中、新幹線効果もあり、観光客が増えているようです。団体でおいでになられる方々はガイドが同行し、説明がありますが、単独、個人でおいでになられる中に外国人の観光客も増えているようです。

設置されている案内は、日本語が主流です。そこで、日本語だけでなく、英語、中国語等の新たな看板を用いることも必要ではないかと思えます。より多くの日本人はもとより外国人の方々にも来町していただくために必要不可欠かと思えます。町長の所見をお伺いいたします。

○教育長（増川正志君） 久保議員の質問にお答えします。

町内には、国、道、町指定の文化財のほか、遺跡等の看板を15カ所設置しております。このうち英語表記がある看板は、砂原陣屋跡及び冷凍機械の2カ所となっております。遺跡等の看板は、設置した時期も異なり、古いものでは昭和39年、新しいものでは平成28年に設置しており、劣化の状況を見定め、老朽化したものから随時更新を行っております。今後グローバル化や観光資源として有効活用するためにも、看板を更新する際は外国語表記について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（久保友子君） ありがとうございます。やっぱり一人でもたくさん、多く来町し

ていただくことと、それからパンフレットなどにも英語とか中国語が記載されていたらいいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） それで、何か聞かないのですか。

○10番（久保友子君） パンフレットなどの再生というか、そういうのをお考えでしょうか。

○教育長（増川正志君） 再質問についてお答えします。

パンフレットについての英語表記ですが、鷲ノ木遺跡についてはもうそのようになっておりますので、これらについても順次検討していきたいというふうにして思っております。また、インターネットの普及も目覚ましいものがあります。日進月歩で、我々がついていけないほどの進展をしておりますので、町長の執行方針にもありましたけれども、今スマートフォンやタブレット端末の所持が高いことから、そういったことでの活用もできるかどうか、町全体としても検討していきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町史跡の看板についてを終わります。

次に、保育所、幼稚園の見直しについてを行います。

○10番（久保友子君） 2問目の質問をさせていただきます。

保育所、幼稚園の見直しについて。森町には保育所、幼稚園が6カ所ございます。その中から、昭和46年設立されました森町立森保育所の現状を取り上げさせていただきます。森保育所は、昭和40年代の基準のため、施設の老朽化が進み、今の環境にそぐわない状況にあります。例えば狭い施設に多くの子供たちが入っている状況や水洗化されていないために和式の便器に洋式の補助便座を使用している状況です。また、定員の関係からだと思いますが、入園を希望しても入園ができないとの声もあります。昨年議員研修で先進地視察研修で上士幌町を視察させていただきましたが、上士幌町では地元のカラマツ材等を用いた園舎で木のぬくもりを感じながら自然や食を学び、豊かな情操教育につなげています。

今後森町でも、簡単ではないと思いますが、上士幌町のような環境づくりが必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 久保議員の質問にお答えします。

老朽化している保育施設の大規模で早急な改修は、現在のところ難しい状況ですが、必要な修繕を行いながら維持管理、改善に努めておるところでございます。森保育所は、下水道が整備されていない地域にあり、他の未整備地域と同様に起伏が大きく、自然流下方式では整備できない土地を有する森町の課題であります。執行方針でも申し上げましたが、町では平成30年度に新設予定の子育て支援課で平成32年度から5年間にわたる第2期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査を行い、保護者のニーズを把握するとともに、保育所の整備等に反映できる計画を策定する予定であります。議員が提唱する環境づくりも、その計画をもとに今後推進されと考えております。

また、保育所の入所についてですが、平成29年度は港町鷺ノ木保育所を閉所し、廃止保育所児童の移行先が森保育所に集中したため、森保育所の途中入所は既に兄弟が入所している児童を優先いたしました。他の児童につきましては、保護者の了解をいただき、新川や尾白内保育所に入所いただいたところです。新年度の入所希望者につきましては、現在のところ全員入所できる予定となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（久保友子君） 大変力強いご返答いただきましてありがとうございます。私は子供とか孫がおらないのですけれども、森町の子供たちがよりよい教育の基本の原点でございます、幼稚園、保育所は。そういうことで、今町長の温かいお言葉をいただきまして、質問しようと思ったのですけれども、そういういいお言葉をいただきましたので、これで終わらせていただきます。

（「やるって言っていない」の声あり）

○10番（久保友子君） 済みません。やるって聞いたのですけれども、間違いだったでしょうか。もう一度きちっとお答えお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

先ほどお答え申し上げましたけれども、これから子ども・子育て支援事業計画、詳しくアンケートをとったり、それから将来どういう形の施設がいいのかという、そういう構想を今後図っていくということになっています。具体化するにはなかなか課題が大変大きいと思いますし、また議員が提唱するように本当に夢のある施設、新しければ新しいほど恐らく今までになかったアイデアや、ああ、こんな使い方、それからつくり方があるのだという驚きの施設ができるものと、そういうふうに思っております。ですから、一つのお気に入りなのか、先ほどおっしゃっていた認定こども園があったようにすけれども、1つにこだわらずに、日本中、世界中にもっといろんなアイデアを凝らした、そして過去をさかのぼりますとセキュリティー、子供に対して悪影響を与える不審者対策ですとか、いろんなことを考えて整備された施設がたくさんございます。そういうものを個人的に旅行されて研修したり、勉強されたりして、ぜひデータを蓄積して、そういう提言もいただければ大変ありがたい、そのように思っております。今後も子供たちの保育環境につきましては全力を尽くして、子育て支援の関係上私たちも力を入れてまいりますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 保育所、幼稚園の見直しについてを終わります。

以上で議席10番、久保友子君の質問は終わりました。

以上をもって一般質問は終わりました。

◎日程第4 議案第17号ないし議案第27号

○議長（野村 洋君） 日程第４、議案第17号から議案第27号まで11件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第17号から議案第27号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。あわせて、質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案１件ごとに取り扱うものいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、議案第17号から議案第27号までについては、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 ２時 3 4 分

再開 午後 ２時 3 5 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を開きます。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に三浦浩三君、副委員長に黒田勝幸君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議件審査のため、３月６日から３月14日まで休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

３月６日から３月14日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月15日午後1時30分開会といたします。

ご苦労さまでございました。

延会 午後 2時36分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年3月5日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成30年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

平成30年3月15日（木）

開議 午後 1時30分

休会 午後 2時38分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 平成30年第1回 森町議会3月 会議付託議件
議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第18号 平成30年度森町一般会計予算
議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算
議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 議案第28号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第29号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第30号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第31号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第32号 工事請負契約の一部を変更することについて
- 9 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 10 意見書案第2号 所有者不明の土地利用を求める意見書

1 1 意見書案第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削
の予算の確保を求める意見書

1 2 議員の派遣について

1 3 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 1 6 番	野 村 洋 君	副議長 1 番	三 浦 浩 三 君
2 番	菊 地 康 博 君	3 番	加 藤 進 君
4 番	黒 田 勝 幸 君	5 番	山 田 誠 君
6 番	檀 上 美緒子 君	7 番	河 野 文 彦 君
8 番	佐々木 修 君	9 番	小 杉 久美子 君
1 0 番	久 保 友 子 君	1 1 番	木 村 俊 広 君
1 2 番	西 村 豊 君	1 3 番	堀 合 哲 哉 君
1 4 番	松 田 兼 宗 君	1 5 番	宮 本 秀 逸 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君
会計管理者兼 出 納 室 長	佐々木 陽 市 郎 君
監 査 委 員	池 田 勝 元 君
総 務 課 長	長 瀬 賢 一 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤 田 勝 則 君
防災交通課長	小 田 桐 克 幸 君
契約管理課長	小 井 田 徹 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	山 田 真 人 君
収 納 管 理 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	住 吉 英 勝 君
保健福祉課参事	千 葉 正 一 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	金 丸 由 起 子 君
住民生活課長	島 田 宏 信 君

環 境 課 長	山 本	憲 君
農 林 課 長	宮 崎	渉 君
農業委員会事務局長	鈴 木 修	一 君
水 産 課 長	黒 川 安	明 君
商工労働観光課長	寺 澤 英	樹 君
商工労働観光課参事	横 山 崇	裕 君
建 設 課 長	富 原 尚	史 君
砂 原 支 所 長	落 合 浩	昭 君
地域振興課長	角 野 雄	平 君
町民サービス課長兼 保 健 対 策 課 長	伊 賀 野 美	子 君
教 育 長	増 川 正	志 君
学校教育課長	安 藤	仁 君
社会教育課長兼 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	宮 崎 弘	光 君
生涯学習課長	渡 邊 義	教 君
体 育 課 長 兼 体 育 館 長 兼 青 少 年 会 館 長	金 丸 孝	也 君
給食センター長	池 田 仁	志 君
さくらの園・園長	金 丸 義	樹 君
病 院 事 務 長	坂 田 明	仁 君
上 下 水 道 課 長	水 元 良	文 君
消 防 長	東 谷 直	樹 君
消 防 署 長	松 田 光	治 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菊 池 一 夫 君
次 長 兼 議 事 係 長	村 本 政 君
次 長 兼 庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第18号 平成30年度森町一般会計予算
- 議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算

- 議案第 20 号 平成 30 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 21 号 平成 30 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 30 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 30 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 30 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 30 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 26 号 平成 30 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 27 号 平成 30 年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第 28 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 29 号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 30 号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 31 号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 32 号 工事請負契約の一部を変更することについて
- 7 意見書案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 8 意見書案第 2 号 所有者不明の土地利用を求める意見書
- 9 意見書案第 3 号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書
- 10 議員の派遣について
- 11 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席3番、加藤進君、議席4番、黒田勝幸君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第17号ないし議案第27号

○議長（野村 洋君） 日程第3、平成30年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第17号から議案第27号まで11件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（三浦浩三君） それでは、ご報告申し上げます。予算等審査特別委員会審査報告をさせていただきます。

平成30年3月6日、平成30年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議件11件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

1、付託議件名と議決結果。議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案可決。

議案第18号 平成30年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

2、審査の経過。(1)、3月6日、出席委員15名。議案第17号の質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第18号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款6農林水産業費、項2林業費、目4林道事業費について事項別明細書により質疑を行いました。

(2)、3月7日、出席委員15名、議案第18号、一般会計予算の歳出、款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費について事項別明細書により質疑及び討論を行い、議案第18号、一般会計予算の採決を行いました。また、議案第19号から議案第21号までの特別会計3予算についても質疑、討論及び採決を行いました。

(3)、3月8日、出席委員15名。議案第22号から議案第24号までの特別会計3予算及び議案第25号から議案第27号の事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

3、審査の結果。平成30年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第17号から議案第27号までの11件については、3月6日から3月8日の3日間にわたり各委員の熱心な審議のもとに審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されております報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった諸事項を尊重の上、予算の執行面に十分反映されるよう願うものであります。

なお、本委員会は議長を除く15名で構成した特別委員会ですが、議長にはその立場で出席を願いながら慎重審議したものでありましたので、詳細な審査内容については省略いたします。

なお、ふなれな委員長として、多大な皆様のご協力、そして詳細な職員関係の説明をいただきましたこと、そして3日間にわたって本当に慎重審議の結果を報告させていただきましたこと、改めてこの場をかりまして御礼申し上げます。

以上を申し上げまして委員長の報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから平成30年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。異議ございますか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、まず議案第17号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

議案第17号については、可決することに決定しました。

議案第18号 平成30年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

なるべく簡潔にお願いいたします。

○6番（檀上美緒子君） 2018年度一般会計予算案に反対いたします。

今年度の予算案でも私は、売却済みグリーンピア大沼への補助金はその内容を一切明らかにしないまま、3年間の追加というより先払いの形で1億8,800万円も一民間企業へ支出することは、地方自治法違反で許されないと反対しました。新年度においては、2億3,000万に及ぶグリーンピア大沼の施設整備や投資の内容が提示され、そのうち3,455万円の補助金が計上されています。しかし、その施設整備や投資の内容は、2016年の売却の際、賃貸借契約を継続した場合10年間で設備投資、施設修繕しなければならないとした計画で上がってきたものが3分の1も含まれていません。つまり賃貸借契約を継続すると町が負担しなければならない大規模修繕に5億5,000万円もの支出が必要となり、これは町としては出せないとして5,000万円で売却し、さらに10年間に及ぶ固定資産税相当額の補助金の支出が妥当とした根拠は、全く緊急性や必要性がないいいかげんなものだったということではありませんか。根拠としての信憑性が疑われます。具体的に言えば、10年計画にあった火災警報システム更新に2,000万円、冷温水発生ボイラー更新4,500万円、ホテル等バンケットホール更新4,000万円といった大きいものは見当たりません。10年計画にはなかったテニスコートやLEDへの改修や大型ビジョン案内板という類いが3分の2も新たに提示されています。もとより10年間計画で町が負担しなければならないとしていた7億5,000万円もの内容が大規模修繕に該当するか、甚だ疑わしいものではありますが、それすら今回の施設整備、施設改善、修繕にほとんど含まれていないということです。このように都

合よく私益を得ようとする一民間企業にのみ供する補助金の支出は、認められません。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、簡略に。

○6番（檀上美緒子君） 今年度から実施された第2子からの保育料の無償化やおとしから工事が行われ、新年度で終了予定となっている防災無線の戸別受信機設置などは市民生活に密着し、市民生活の改善に供する税金の使い方ですから、大いに推進すべきではありますが、不公平で無駄な税金の使い方は厳に慎まなければなりません。その点から、議会費の研修費についても一言述べさせていただきます。来年4月、議員選挙を控えているこの時期……

○議長（野村 洋君） 檀上議員。

○6番（檀上美緒子君） 議員研修として公費を使って……

○議長（野村 洋君） 檀上議員。

○6番（檀上美緒子君） 山口県や島根県にまで出向くのは……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、どこまで範囲広げるのか。

○6番（檀上美緒子君） 予算案に対する反対。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 檀上議員、何でもそこで一般会計だから話していいということにはなりませんよ。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） だから、簡略に言ってくださいということでは言っている。

○6番（檀上美緒子君） このような無駄遣いはするべきではないと思っているところです。

○議長（野村 洋君） とめますよ。

○6番（檀上美緒子君） そして、新年度予算でさわら幼稚園の整備工事調査設計業務委託料が3,500万円計上されています。これは、今年度の途中から突然認定こども園からさわら幼稚園整備へとかわり、そして幼稚園と学童クラブの併設の整備計画として予算計上がされています。地域父母の要求からすれば、ゼロ歳児保育も含めた保育所機能を有する幼保一元化の認定こども園が望まれるところだと思います。また、さわら幼稚園、学童クラブ併設という大きな事業に対してふるさと応援基金の活用を考えるときではないかとも強く思っているところです。ふるさと応援基金については、今年度30億円もあり、その活用に当たって重点化を考えると昨年9月会議での町長答弁があったにもかかわらず、新年度予算においてはそれがいろんなところにあちこちと散りばめられた内容となっています。さわら幼稚園整備も含め、重点化を今後ふるさと応援基金の活用として見える化の形として検討するべきだと思います。今年度上土幌に議員研修として伺った際、認定こども園の建設や保育料に活用するとしてふるさと応援基金活用をうたっており、町民はもとより、寄附者にもはっきりと見える形で活用されています。森町でもこうした見える化のふるさと応援基金活用を考えていくべきだと思います。

このように税金の無駄遣いや不公平な使い方、そして見える化、そういった工夫が今後されることを望み、新年度の一般会計予算案に反対いたします。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○4番（黒田勝幸君） 議案第18号 平成30年度森町一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成28年3月26日、北海道新幹線が開業し、間もなく2年がたとうとしております。次の新函館北斗札幌間は、平成42年末に完成予定となっており、今後さらに道南地域を初めとする北海道経済全体の経済活性化が期待されているところでございます。しかし、地方での人口減少、少子高齢化は我が森町も例外ではなく、その現状を見ると、年平均300人余りの人口減少が続き、出生数も毎年下がっており、厳しい状況が続いているところでございます。また、森町の基幹産業である農漁業も後継者不足等が現実のものとなり、また昨年は台風の影響等で森町の基幹産業でありますホタテ施設が一昨年に続き打撃を受けました。水産加工業においても慢性的な従業員不足が続いており、外国人研修生に依存しているのが現状でございます。さらに、子育て世代への支援策、保健、福祉、医療の一体化、商店街の活性化などの差し迫った課題が山積しております。地方創生のかけ声のもと、まちづくりが求められているところでございますが、それは毎日毎日の積み重ねでございます。

以上のような現実を鑑み提案された平成30年度予算112億4,426万5,000円であり、昨年度より5億4,885万8,000円減で4.7%減となっておりますが、新規事業は移住促進事業補助金、空き家住宅等の除去費補助金、障がい者雇用促進事業補助金、さわら幼稚園整備事業調査設計業務、汚泥再生処理センター施設基本設計等業務など、また継続事業のデジタル防災行政無線整備は一段と町民の皆様に情報と安心感を与えるものであります。予算には当然財源が必要でございます。それは、町民の税金であり、町、国の借金でもあります。最終的には全ての人が負担するものでございます。予算の執行に当たっては、最大の効果が期待されております。一円の無駄も許されません。行政は全ての住民の幸せと安穩を守らなければなりません。3日間に及ぶ予算案審議においては、真剣な議論の中、建設的な意見、提案がなされてきました。執行部に当たっては、十分に耳を傾けられ、平成30年度予算を実り多いものにされることを期待して、賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第18号は、可決することに決定しました。

議案第19号 平成30年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第19号については、可決することに決定しました。

議案第20号 平成30年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に対する反対討論。

○6番（檀上美緒子君） 2018年度介護保険事業特別会計予算案に反対いたします。

介護保険事業は、3年ごとに見直しされ、新年度は第7期となります。この間、見直しのたびに介護保険料は値上げされながら、サービスが削られていくという、負担あってサービスなしとか、国家的詐欺との批判があるほどです。第6期では、施設入所が介護度3以上に、要支援は地域支援事業に、そして地域ボランティアにと保険外しがされたり、利用料の増があったりと、負担はあっても利用がしにくくなっています。介護保険制度は、社会保障として当然国が責任を持って健康で文化的な最低限の生活を幾つになっても保障するための制度であるべきです。自治体としてできることは限られてはいるものの、必要経費確保を保険料値上げでするのではなく、自治体として被保険者の負担増を抑える努力が必要ではないでしょうか。今回被保険者に2割もの負担増を強いる介護保険料値上げを前提とする予算案には反対いたします。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番（小杉久美子君） 議案第21号 平成30年度森町介護保険事業特別会計予算について賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は、平成12年にスタートし、介護保険法により3年ごとに改正されてきました。現在年金や医療、介護といった社会保障給付費が過去最高を更新し続けているのが現状です。また、平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、介護や医療のニーズがさらに高まることが予想されており、ふえ続ける社会保障給付費を抑える観点からの改正となるものです。介護保険事業は、介護が必要となった方が安心して利用できる仕組みになっており、森町においても町民が住みなれた町で安心して暮らし続けられるよう、地域支援包括ケアシステム、認知症初期集中支援チームの運営を初めとする地域支援事業に対する実施体制が取り組まれ、予算の執行には最大の効果が期待されます。

介護保険事業は今後においても安定した事業運営の継続に欠かせないものであることから、平成30年度介護保険事業特別会計に対し賛成討論を行うものです。議員各位のご理解を賜り、ご賛同をお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 平成30年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第22号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。
議案第22号については、可決することに決定しました。
議案第23号 平成30年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第23号を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。
議案第23号については、可決することに決定しました。
議案第24号 平成30年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 平成30年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 平成30年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 平成30年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ないですね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 議案第28号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第28号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長(山田真人君) 議案第28号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料の新旧対照表により主要な部分についてご説明申し上げます。1ページをごらん願います。第2条第1項の改正は、国民健康保険の都道府県化に伴い、課税額の定義について所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて、2ページ、同条第2項から第4項までの改正は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を改正しようとするものです。改正部分につきましては下線で示しておりますので、ご確認願います。

続いて、第3条の改正は、基礎課税額に係る所得割の税率を100分の7.5から100分の8.59にしようとするものです。

3ページです。第4条につきましては、基礎課税額に係る資産割の規定を削除しようとするものです。

第5条及び第5条の2の改正は、基礎課税額に係る均等割額及び平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

続いて、5ページです。第6条の改正は、後期者支援金等課税額に係る所得割の税率を100分の2から100分の2.58にしようとするものです。

第7条及び第7条の2の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額及び平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

第8条の改正は、介護納付金課税額に係る所得割の税率を100分の1.1から100分の1.96にしようとするものです。

第9条につきましては、介護納付金課税額に係る資産割の規定を削除しようとするものです。

続いて、6ページでございます。第9条の及び第9条の3の改正は、介護納付金課税額に係る均等割額及び平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。改正部分は下線で示してございます。

第12条の改正は、国民健康保険税の納期を8期から9期にしようとするものです。

続きまして、7ページです。第23条の改正は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る均等割額並びに平等割額の減額に関する規定の改正をしようとするものです。それぞれ改正部分は下線で示してございます。

議案に戻っていただきます。最後のページになります。附則についてご説明いたします。第1条の施行期日は、平成30年4月1日。

第2条では、国民健康保険税について平成30年度以後と平成29年度分までの適用区分を整理したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第28号に対する質疑を行います。

○6番（檀上美緒子君） 今回大幅に課税の仕組みというか、計算の方法が大きく変わる状況なのですけれども、それにかかわって、特に資産割が廃止されるということになって、その結果所得割が上がるということはやむを得ないのかなという思いはしつつ、今回資産割がなくなることによって全体的な国保税としての税額がダウンするという状況というのは、人によってですけれども、起こり得る可能性というのはどの程度あるのかというのを予想あったらお知らせください。

○税務課長（山田真人君） お答えいたします。

今回初めて資産割がなくなることによって、さらにまだ所得の状況も確定してございません。ですので、新年度の国保税に係る資産割額の影響額というものは現時点では把握してございません。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） それと、今回の改定で均等割がすごくアップになるのです。基礎の部分でいきますと、均等割はアップだけれども、平等割は若干ダウンされると。そして、後期高齢者並びに介護保険の部分にかかわってはどちらもアップされると。そのアップ率は均等割よりも平等割のほうが高いというような状況、それぞれの部分において割合がかなり違うという状況があるのですけれども、これにかかわっての考え方というのを説明お願いできればと思います。

○保健福祉課長（住吉英勝君） お答えいたします。

ただいまのご質問の件ですが、保険料を算定する場合に医療保険分、後期高齢者支援金あるいは介護納付金とそれぞれ標準割合において所得割、均等割、世帯割というものを算定しております。それぞれ、医療保険分につきましては被保険者の人数ですとか、所得の分布とかも計算しておりますし、後期高齢者支援金につきましては当初より資産割の部分は見ておりませんし、当然保険者の人数に係る支援分でございますので、均等割、世帯割逆転することもあるかと思います。また、介護納付金につきましては、40歳から64歳までと対象となる方が限られますので、被保険者の数によって均等割、世帯割が逆転する場合がございます。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） それで、特に均等割が高くなるということは、平等割の場合は世帯ですから、1世帯にかかるのですが、均等割の場合は個人ごとにかかりますから、家族が増えればそれだけアップするということなのですが、その部分がさっき言ったように基礎の部分では年間1人当たり8,000円、1.3倍、そして介護保険にかかわっては1.68倍という形で均等割が非常に大きく変動するということは、新たな負担増がどんどんのしかかってくるという状況なのですけれども、そういうことに対する配慮というのはされたのでしょうか。

○保健福祉課長（住吉英勝君） このたびの保険料の改定につきましては、均等割につきましては人数が多くなりますと利用される方の医療費、あるいは後期高齢者医療保険、あるいは介護保険料、それぞれ人数ごとで当然利用する回数も増えてこようかということで算定しておりますし、世帯割につきましては一人世帯の場合には逆に負担する伸び率は低くなっていると算定しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論。

○6番（檀上美緒子君） 国民健康保険税条例改正に反対いたします。

市町村から北海道へ一元化されることでこのたびの条例改正があり、森町では課税の仕組みが大きく変わり、ほとんどの被保険者の負担増になりかねません。国民健康保険制度は国の制度の中で動いていますから、自治体でできることには限界がありますが、しかし自治体でできる努力をして住民の負担増を食い止めている自治体もあります。とりわけ今少子化対策として、家族1人当たりの均等割、子供の分につき第2子や第3子からカウントしないという自治体もあります。今回の森町の条例改正では、資産割がなくなることから所得割が上がるのはやむを得ないものの、均等割の上がり幅がばかになりません。世帯

にかかる平等割は0.86と若干引き下げとなりますが、国保だけに適用されているいわば人头税のような均等割が1人当たり8,300円の値上がり、1.3倍にもなります。家族が多い場合の値上りを考えると、恐ろしいほどです。今回の保険税算定の仕方は、道からの国保の納付金を国保の被保険者からどのように確保するか、世帯数や家族数、所得層などから計算式に基づいてそれぞれ所得割やら均等割、平等割と決めていっているとのことですが、その結果住民の負担増は耐えがたいものとなっています。ほとんどの被保険者の大幅な負担増が考えられる条例の改正には反対いたします。本来健康保険制度も介護保険制度も社会保障として国が責任を持って取り組むべき事業です。それを受益者負担とか、自助、共助、公助と言ってできるだけ税金の支出を抑えようとする動きに対して、はっきりと国の責任を果たすことを働きかけるとともに、自治体としてできる負担軽減の努力を求め、反対討論いたします。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○5番（山田 誠君） 私は、議案第28号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成するものでございます。

平成30年度より都道府県化となる制度導入になります。これは、国民健康保険の性質上、その会計内において収支均衡を図る必要があり、国保財政の仕組みは大きく変わり、将来的に全道で同じ程度の負担割合としていくために、法定外の一般会計からの繰り入れは行っていられないために、国民健康保険本来の仕組みとするために国保税の各種の増はやむを得ないものであります。この制度導入により、住民の健康と幸せを守らなければならないことから、国民健康保険の安定した事業運営の継続は欠かせないため、今回の議案第28号、条例改正について賛成するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

よって、議案第28号は成立しました。

◎日程第5 議案第29号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第29号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第29号 森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定、施行以後、介護サービスに係る基準は省令の基準を参考にして条例で定める基準が事業者に適用される基準とされており、平成30年改正省令による省令改正を受けて、本条例の一部を改正しようとするものであり、事業者の指定権限が4月1日より町へ移譲されることとなります。

改正内容としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等各種サービスの見直し、共生型地域密着型通所介護の基準の創設、介護医療院創設に伴う規定の追加であり、施行期日は4月1日となっております。

新旧対照表によりご説明させていただきます。指定権限移譲による関係項目において町長への読みかえと介護医療院の規定が追加となっております。

5ページから10ページ下段、第39条第4項までにおいては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーターの見直し、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和が主な改正点となっております。

10ページ、第47条から13ページ中段、第59条においても夜間対応型訪問介護におけるオペレーター基準の見直し規定となっております。

13ページ、第59条第3項から23ページにおいては、地域密着型通所介護における共生型地域密着型サービスの基準創設が主なものであります。

24ページ、第61条から27ページにおいては、認知症対応型通所介護における共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し規定となっております。

36ページ下段、第110条から52ページにおいては、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における身体拘束等の適正化を図ることについての規定であります。

53ページ、第190条から62ページ中段においては、看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト型事業所の基準創設が主なものであります。

62ページ下段、附則においては、本条例の適用による転換期限を6年間延長するものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第29号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第30号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第30号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第30号 森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー13を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由につきましては、議案第29号と同様であり、事業者の指定権限が4月1日より町へ移譲されることとなります。

改正内容としては、介護予防認知症対応型通所介護等各種サービスの見直し、介護医療院創設に伴う規定の追加であります。

施行期日は、4月1日となっております。

新旧対照表によりご説明させていただきます。本改正においても、権限移譲による関連項目において町長への読みかえと介護医療院の規定が追加となっております。

2ページ、第5条から6ページ、第42条においては、介護予防認知症対応型通所介護における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し規定が主な改正点となっております。

6ページ、第44条から14ページ、第73条においては、町長への読みかえと介護医療院の追加規定が主な改正となっております。

15ページ、第78条においては、介護予防認知症対応型共同生活介護における身体的拘束等の適正化の規定を定めております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第30号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第31号 森町指定介護予防支援事業者の指定に必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第31号 森町指定介護予防支援事業者の指定に必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー14を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由につきましては、議案第29号、30号と同内容であります。

改正内容としては、医療と介護の連携強化、公正中立なケアマネジメントの確保、障害福祉制度の相談支援員との密接な関係であり、施行期日は4月1日であります。

新旧対照表により説明させていただきます。2ページ、第3条から3ページ、第6条第3項においては、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要があること、公正中立にケアプランにおける予防サービス事業の紹介や医療機関との連携促進のため、担当ケアマネジャーの氏名等の提供依頼をすることを規定しております。

6ページ、第32条第1項第12号から7ページ、第14号の2においては、同指定介護予防サービス等基準条例で定める計画書の提出、医療機関の連携促進のため、ケアマネジャーから主治医等へ必要な情報提供を行うこと等の規定が主なものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第31号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第32号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第32号 工事請負契約の一部を変更することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（小井田 徹君） 議案第32号についてご説明いたします。

資料ナンバー15と16を提出しておりますので、あわせてご参照願います。本案は、工事請負契約の一部を変更することについてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、資料16のとおり、平成28年第1回森町議会6月第2回会議においてデジタル防災行政無線整備工事の請負契約の締結の議決をいただき、昨年は資料15のとおり、平成29年第1回森町議会3月会議において同工事の請負契約の一部を変更する議決をいただいております。このたびは、2回目の請負契約の一部を変更することについて議会の議決を求めようとするものであります。

1、変更前の契約の金額、6億4,747万800円。

2、変更後の契約の金額、6億2,672万4,000円で、2,074万6,800円の減額であります。

提案理由といたしまして、漁業用無線局免許申請費の増額、屋外拡声子局のデジタル化更新による増額、戸別受信機データ設定の変更による増額、戸別受信機545台の減数による減額が主な理由であり、工事内容の変更に伴う設計の見直しにより契約金額に変更が生じたためであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第32号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 8、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 意見書案第 1 号

○議長（野村 洋君） 日程第 9、意見書案第 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 1 号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第 1 号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第 9、意見書案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 意見書案第 2 号

○議長（野村 洋君） 日程第10、意見書案第 2 号 所有者不明の土地利用を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 2 号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第 2 号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第10、意見書案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 意見書案第 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第11、意見書案第 3 号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第11、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第13 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第13、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しましたので、平成30年第1回森町議会3月会議を終了いたします。

長時間にわたりご審議をいただき、ご苦労さまでございました。

休会 午後 2時38分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成30年3月15日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員